
平成29年 第5回(定例)うきは市議会会議録(第3日)

平成29年12月12日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成29年12月12日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(15名)

1番 岩淵 和明君	2番 鑓水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 伊藤 善康君
9番 諫山 茂樹君	10番 岩佐 達郎君
11番 大越 秀男君	12番 高山 敏枝君
13番 三園三次郎君	14番 藤田 光彦君
15番 櫛川 正男君	

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局 長 熊懷 洋一君	記録係長 浦 聖子君
記録係 伊藤 諒平君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	今村 一朗君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	石井 好貴君

総務課長	楠原 康成君	会計管理者	田邊 敏文君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			瀧内 教道君
企画財政課長	中野昭一郎君	税務課長	山崎 秀幸君
徴収対策室長	白石 孝博君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長			安元 正徳君
生涯学習課長	瀧内 英敏君	監査委員事務局長	樋口 秀吉君
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	梶原 康宏君
住環境建設課長	江島 高治君		
農林振興課長兼農業委員会事務局長			松尾 正和君
うきはブランド推進課長			田籠 正規君
水資源対策室長	高木新一郎君	学校教育課長	権藤 精二君
浮羽市民課長	山田 昭紀君	自動車学校長	高木 慎君

午前9時00分開議

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） では、改めまして、おはようございます。本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（櫛川 正男君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許可します。4番、中野義信議員の発言を許可します。4番、中野義信議員。

○議員（4番 中野 義信君） 議長より指名がありましたので、一般質問をさせていただきます。

資料の1番目から、きょう4項目の質問をさせていただきたいということで、まず1点目が、小学校の空調設備の関係でございます。

これについては、中学校の関係につきましては、おかげでことし空調設備が導入されたということで、生徒も大変喜んでおるところでございます。学習環境につきましては、何回も申し上げておると思いますが、ぜひとも小学校についても空調の設備をお願いしたいということで質問をいたしますが、まず1番目に、各小学校の温度測定はことしも行っているということで6月議会で聞いておりますが、その結果、どういうふうに関今後持っていくのか。

それから、2番目に、温度調査の結果によって、6月議会のときにうきは市公共施設等総合管理計画に基づきまして、学校施設の個別施設計画を策定し、教育環境の整備を進めたいと答弁さ

れております。具体的にどういふふうを考えておるのか、まず、お尋ねしたいと思います。

○議長（榎川 正男君） はい、答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。ただいま小学校の空調設備について御質問をいただきました。このことにつきましては、教育長より答弁をさせます。

○議長（榎川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） おはようございます。小学校の空調設備について、1点目が、市内学校の温度測定結果についての御質問でございます。

学校環境衛生基準では、教室等の温度については10℃以上、30℃以下であることが望ましいとなっています。市内全小学校における6月から9月までの室温測定の結果は、30℃を超える日が、千年小学校で27日、吉井小学校で29日、福富小学校で8日、江南小学校で11日、小塩小学校で8日、姫治小学校でゼロ日、妹川小学校でゼロ日、山春小学校で15日、大石小学校で16日、御幸小学校で16日となっております。

2点目の、学校施設の個別施設計画の具体的計画についての御質問でございますが、個別管理計画につきましては、平成29年3月に策定しました、うきは市公共施設等総合管理計画に基づき、平成32年度までに策定することとなっております。今後、施設の現地調査を実施いたしまして、老朽度、長寿命化の可能性など現状の把握、財政収入見込み、今後の工事費、優先度などの将来の投資額の予想、予算の確保、施設の適正管理等の財政の平準化を踏まえまして、平成32年度までに策定してまいります。その策定計画の中で、空調設備の設置も含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（榎川 正男君） 4番、中野義信議員。

○議員（4番 中野 義信君） 今、調査の結果の報告がなされました。30度以下が望ましいということで、31度以上の日数を今述べられたというふうに思います。

この調査の中で、以前、吉井中学校につきましては、4階で38度ということを前申し上げましたが、今回の調査の中で、小学校の中で一番高かった温度はどこであったのか、その点をまずお尋ねしたいということと、調査日数については何日であったのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（榎川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 私の手元にあります資料で確認いたしますと、一番高かったのが、千年小学校の8月4日金曜日の37度ではないかと思っております。

調査の日にちでございますが、6月1日から6月30日、7月3日から7月20日、そして8月4日、それから9月1日から29日、いずれも子供が登校しました日を調査いたしているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 一番高い温度が37度ということでありましたが、最初に教育長が申されたように、学校の環境基準についてははっきりわかっておるといふ中で、そういった状況ですから、近隣の状況につきましても、以前も申し上げたとおりでございますが、もうおわかりと思いますけれども、近隣の市町村では、大刀洗を除いて、あと朝倉市、筑前町、それから久留米市、日田市ということで、多くの小・中学校に設備されておるといふような状態でございます。そういった中で、さっき言いましたようにまだ今からそれに基づいて調査をするといふようなことで、大変スピードが遅いんじゃないかなといふふうに私は思います。

前も申し上げましたけれども、庁舎内の温度設定については29度といふふうに承っておりますが、市長室なり教育長室もそういうことじゃないかなといふふうに思っておりますが、やっぱりそこら辺のところ、将来の子供は宝だと言割に、なかなかスピードが遅いんじゃないかな。近隣の市町村はされておるのに、なかなか金がないとか、ただそういったことだけで片づけられているんじゃないかなといふふうに私は思います。以前の質問の中で、今は地球環境の関係で以前と違いまして、状況が大変変わってきておるといふことで、家庭でも、以前は日中でもクーラーとか入れなくてよかったわけですが、熱中症の関係で、今は我慢しなくてクーラーを入れなさい、涼しくしなさいといふような時代でございます。

そういった中で、ただ単に予算ができないとかそういったことだけで進んでいいのかといふことを以前も申し上げたわけでございます。熱中症になった場合は誰が責任をとるのかといふ話も私は前回しましたが、教育長が私の責任だといふふうに前回も言われたと思います。

そういった中で私が思うのは、皆さん方、子供さんは地域の宝だと、宝だと言割には非常にスピードが遅い。今から現状調査をする、そして、いつになるかといふことがなかなか我々にわからない。もう少し、いつまでにどうすると、やっぱりそこら辺が非常に大切じゃないだろうか。私も、予算の関係はわかっておりますので、なかなか一遍に全校しなさいといふことを言っておるわけじゃないわけですよ。だから、そのために、その温度調査をしていただいと。ですから、全小学校一遍にするとが一番理想といふことはわかりますけれども、予算がないならばないなりにやっぱり考えて、そういった温度の調査の基準といふか、そういった調査した結果、どこの小学校からどれくらいやりたいと。ことしは予算がないからこれとここをやりたいと、そういったもうちょっと具体的なことが必要じゃないかなといふふうに私は思います。

今調査の中で、小塩小学校で30度を超えた日が8日といふことで申されておりますが、確かに8日といふことでわかります。ただ、30度のところはたくさんあるわけですね、何日もあるわけですね、どこでも。そういったことからいきますと、小塩小学校の場合は、31度以上になりますと2日といふことになるわけですね。ですから、小塩小学校が31度以上が2日、それか

ら、姫治地区の小学校はゼロ日、妹川小学校はゼロ日という数字が出ております。そういったことを考えると、ほかの学校と違うわけですね。全体的見ますと、千年なり吉井なりが、31度以上の日数が多いということでございます。30度以下ということが望ましいということですから、31度以上で調査をしていただいた結果を今されましたけれども、全体的には、どこからどういうふうに取り組めばいいかということは大体わかるわけですね、今の数字を見れば。ですから、私が言いたいのは、予算がないならば少しずつでも、ことしはどことどこをやると。そして、その次はどことどこをやると、やっぱりそういったことがもうちょっと具体的に進んでいかないといけないのじゃないかなというふうに思いますので、私が聞きたいのは、現状の調査を今からしますということじゃなくして、もっと早く調査なりはすべきであると。そして、1年でも早く設置していただく、それが、生徒さんの学習環境をしてやるのは、やっぱり市長なり教育長の役割だというふうに思いますので、そこら辺のところをもう一度答弁をお願いいたします。

○議長（榎川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 教育環境を整えていきますのは、議員御指摘のとおり私どもの役割であると認識いたしております。

9月議会の折りにも、御質問に対して温度調査等を参考にしますということも申し上げております。先ほどの答弁の中でも、優先度という言葉も使わせていただきました。議員御指摘の、各学校による温度調査の結果、あるいは財政的状況、そういったものを勘案しながら検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（榎川 正男君） 予算関係の質問じゃない、市長。（「次、いいですか」と呼ぶ者あり）中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） もう少し具体的に、例えば全校をした場合には幾らぐらいになるのかと、そういったことはすぐに出せるとやないかなと。そして、例えば、温度の高いところのどことどことした場合には、これくらいぐらいの予算が必要だということあたりに基づいて進めていかないと、ただ予算がありませんよ、ありませんよだけではなかなか進まないということですから、そこら辺のところはできておるとじゃないですか。どことどこの小学校、全体的にすればどげんなる。例えば、姫治地区の小塩、妹川——姫治小学校は来年3月で終わるということですから、小塩、妹川についても、そういった日数は2日かゼロということですから、これは極端に言えば、そこらあんまり考えなくてもいいということじゃないですか、数字的に。ですから、ほかのところをもうちょっと、1校当たり幾らかかる、そして、その予算がこれくらいかかるというようなことは、私は出しておくべきじゃないかなというふうに思いますが、そこら辺の具体的なことが全然出てこんですね。そこら辺の金額的なことはどうなっておるのかをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校教育課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（権藤 精二君） 金額の計上のところについては、今回は資料を持ってきておりません。まだ計算ができておりません、申しわけありません。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） そういった基本的なことを、幾らかかるのかということが出ていないということですが、市長、そこら辺はどげんですか、もうちょっとそこら辺の指示をせなにかんとやないですか。幾らぐらいかかって予算的にここできませんと、やっぱりそういうふうなことが——もう調査結果に基づかなくても、大体どれくらいぐらいかかるということは、私は出しておくべきだと。だから、その積極性がないと私は思うわけですよ。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） これまでも、中学校の空調設備を含めた学校施設の整備については、文部科学省の学校施設環境改善交付金をいただいて、整備を進めてきております。御案内のように、文科省の学校施設環境改善交付金、最近非常に採択のつきが悪くなっております。そういうことを踏まえまして、私は上京のたびに文部科学省を訪れて、いろんな御相談もさせていただいているところであります。

いずれにしても、教育長のほうから答弁をしておりますように、個別計画の中でしっかり検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 先ほども言いましたけれども、子供たちの将来、うきは市の宝と再三言われておる。本当に宝ち思うちよるじゃろうかて。宝と思うておるならば、もうちょっと積極的に、1校当たり幾らぐらいかかります、全体的に幾らぐらいかかります、それは市長が今言うように、そういった補助事業を利用することが、それはわかります。だから、金がない、金がないということで——以前も申し上げました、朝倉やったですかね、市長の判断でやられたということも聞いておりました。ですから、私が言いたいのは、何回も言うようですけども、幾らぐらいかかるということは、頭に入れておかなければいけないと私は思います。ですから、まだ出していないと。ですから、またこの次に質問をさせていただきますけれども、自分たちの仕事場、それについてはぴしっと29度に設定しておる。子供たちのほうは金がないからできない。ですから、私は、この問題については、これから先、何回もできるまで質問をさせてもらいたい。次回のときには、幾らかかるかぐらいはぴしっと出していただきたい。そういったことで、次回この質問は、さらにさせていただく。あくまでも、小学校についても設置できるようなこと

をお願いをし、こちらの今の空調の関係につきましては時間の関係もありますので、これで終わらせていただきますので、次回については、そういったことで前向きな、どれくらいぐらい進んだかということをお願いしたいなというふうに思うところでございます。

次に、食に関する指導についてということで1番、2番を出しておりますけれども、うきは市の教育委員会が、毎年議会議員に報告をしております教育施策の推進状況の中で、第1に、知・徳・体の基礎となる、いわゆる知育、徳育、体育の基礎となる食育推進ということの大切な大きな項目がありますが、その中で、児童・生徒には弁当の日というのを非常に勧めておりますね。この提言者につきましては、元の学校の先生で竹下和男氏であるということは本等にもちゃんと出ておりますし、講演もいただいておりますが、早寝・早起き・朝ごはんというのは、これも立命館大学の陰山教授が提言されたということを知っております。食育は、人間形成の土台づくりということで、「人」に「良」と書いて「食」と言われております。そういったことで、食育については大変大事なことですが、まず、1問目に、学校における食育の推進はどのように行われているのか。

それから、2番目に、早寝・早起き・朝ごはんを勧めているが、朝食を毎日食べている児童・生徒の割合がだんだん下がってきておると。うきは市の小学校6年生で81.3%、中学3年生で75.7%、全国平均では、小学6年生が87.3%、中学3年生が83.3%であり、小学校、中学校ともに全国平均を下回っている。児童・生徒や保護者に対しての食への理解を深めることが大切ではないか。

3番目に、食べていない要因は何か調査しているのか、その対応をどうしておるのか、そこについてお尋ねをいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま食に関する指導について御質問をいただきました。教育長より答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 食に関する指導につきましての、まず1点目、学校における食育の推進はどのように行われているかについての御質問でございますが、学校における食育の推進に関しましては、各学校において校長のリーダーシップのもと、栄養教諭等を中核に据え、食育の年間指導計画を作成して取り組みを推進いたしております。

具体的には、小学校6日間、中学校3日間のお弁当の日の設定、わたしがつくるお弁当レシピコンクール、栄養教諭等が参加する家庭科等の授業などを実施しています。また、うきは市学校給食会研究指定委嘱校、本年度は吉井中学校によります、食育実践発表会を実施し、取り組みを市内全小・中学校で共有するなど、小・中で連携した食育を推進できるようにしています。

2点目の、児童・生徒や保護者に対して、食への理解を深めることが大切ではないかとの御質問についてでございますが、家庭における食に関する問題は、第一義的には保護者が中心となって担うものであると考えます。しかし、核家族化の進展、共働きの増加など、社会環境の変化等を踏まえますと、子供に対する食育は、家庭を中心としつつ、学校においても取り組んでいくことが求められています。

そこで、食への理解を深めるために、児童・生徒に対して、先ほど答弁しましたような取り組みを行っております。また、保護者に対しましては、各学校で学期末PTA等を活用した、保護者等の給食試食会、家庭を対象としたパンフレットの作成、配付、栄養教諭等を活用した保護者向けの栄養指導や研修会等を実施し、児童・生徒の食に関する家庭への情報提供、働きかけを行っておるところでございます。

3点目の、食べていない要因は何か調査しているかについての御質問ですが、議員の御質問は、小学校6年生と中学校3年生を対象とした平成28年度全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙の結果によるものだと推察いたします。この調査の中では、朝食を食べていない要因分析は行われておりません。

そこで、うきは市では、学校給食会が毎年独自に行っている小学校5年生と中学校2年生を対象とした平成28年度児童・生徒の食生活についてのアンケートで、朝食を食べていない要因を調査しております。

このアンケートでは、朝食を食べない理由を4択で調査し、その結果は、「おなかがすいていない」、小学校46.9%、中学校30.4%、「時間がない」小学校38.8%、中学校51.8%、「食べたくない」小学校10.2%、中学校10.7%、「朝ごはんができていない」小学校4.1%、中学校7.1%となっています。これらの結果から、大きく2つの課題が考えられます。

1点目は、早寝早起きの習慣が身につけていない。そのため、おなかがすいていなかったり、朝食をとる時間の確保ができていないことかうかがえます。

2点目は、家庭で朝食が準備されていないことです。

これらの課題に対して、望ましい食習慣を身につけ、健全な食生活を実践できる児童・生徒を育成するために、家庭と連携した取り組みの充実を図るとともに、児童・生徒が自分で食事をつくらることができるように取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 私が非常に残念なのは、やっぱり全国平均よりも、小学校も中学校も、小学6年生と中学3年生ですけれども、下回ったと、今度ですね。今までは、何とか片一方は全国平均より上だったということが前年度は出ておりますが、両方とも下回ったということ

ですから、私はそこら辺の調査なり今いろいろありましたけれども、もっと踏み込んでですね。これは教育委員会だけじゃないというふうに思います。やっぱり健康問題になってきますから、ほかの課でもやっぱり検討していただかないといかんですけれども、うきは市の子ども・子育て支援に関する調査というのを25年11月なり12月にやった資料を見させていただきますと、家庭での朝食というのは、それを言えばみんなですけれども、86.5%、子供については78.6%という数字が出ておりました。

子供の起床時間、それから就寝時間というのも出ておりました。その中で、子供の起床時間というのが、6時ごろから6時半とかといろいろありますけれども、7時30分ごろが18.8%、7時半よりか遅いのが9.2%とある。これは、学校の始業時間をいろいろ聞いてみますと、学校の始業時間については、これは学校長の判断でいいというようなことを聞きましたが、やっぱり学校までの距離なんかでなかなか一律には決められないところがあるのかなと。始業時間が大体8時10分なり8時15分——8時15分が一番多いですね。そういったことになっておりますが、起床時間というのは、これは子供だけではなかなかできない面がある。やっぱり親の協力ができない面があるということですね。

それから、就寝時間の調査も行っておるですね。その中で、夜の23時から24時に寝るのが、2.8%、それから、24時以降が0.4%がありますね。ですから、この早寝・早起き・朝ごはん、やっぱりこれを、もうちょっと親の理解というのがえらい大きいんじゃないかなと。確かに、弁当の日というのは、子供が弁当をつくって農産物のいろいろなできるぐあいとかそういったものに関心を持ってもらい、親のつくるありがたさ、そういったものを感じるという点では、その弁当の日というのは大変いいんじゃないかなというふうに思います。しかしながら、家族といますか、保護者の理解というのが非常に大切じゃないかという結論になるわけですね。ですから、ことしの1月ごろの農業新聞に出ておりましたが、食育事業については朝食抜きのゼロを目指すということがタイトルでぼんと出ておるわけですね、タイトルで。ですから、やっぱりその中身を見ますと、文部科学省も、今年度、29年度に幾つかの学校を指定しながら、それに取り組んでいくと。やっぱり大事なのは、文部科学省の中でもゼロを目指すということになっておりますが、やっぱりそれは学校だけじゃいかんものですから、第一には家庭、それから、もちろん学校の関係もありますけれども、やっぱり保護者といますか、そこら辺のところ非常に大事であるということを述べられておるようでございます。ですから、そういった幾つかの学校を指定しながら、栄養の教諭や養護教諭やらと一緒にあって、例えば連絡帳を使うなどして、学校と家庭双方の交流を図るというようなことが、その中に出ておるようでございます。

収穫体験とかいろいろやられておると思いますけれども、そこら辺も大事ですけれども、やっぱり地域の生産者とかJAとか一緒にあって、そういったつながりということで、特に、文科省

が出しておるのは、保護者にも食育の重要性を理解してもらおうということが出ておるようですから、そこら辺については非常に大変だと思いますので、教育委員会だけじゃなくして、全体的な市の運動として、取り組みとして強力に進めていっていただきたい。そうすることが、全国平均を上回るようなことになるんじゃないかなというふうに思うところでございます。そういった保護者への指導、協力、理解、そういったことで、もう一度教育長の考えなりをお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 議員が言われるとおりに、私も家庭の理解というのは大切だと思っております。本年度のうきは祭りから、初めて栄養教諭等に参加していただきまして、家庭等を対象とした食育の大切さを訴えさせていただきました。

また、先ほど申しましたパンフレットというのは、ここに持ってきておりますが、朝ごはんのデータとかそういうものを全て含めて、これを毎年配付いたしております。

そういったこととあわせて、今、文科省が朝食を食べない子供ゼロということを出してきているということであれば、そういったことも十分参考にさせていただいて、先ほど申しました、毎年、食育実践校というのをうきは市の小・中学校1校ずつやっておりますので、そういった取り組みを参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） それでは、一応、児童・生徒だけじゃなくして、家庭まで含めたところで、市全体を挙げて取り組んで、せめて平均以上になることが、うきは市の健康づくりにもなっていくんじゃないかなということで、この質問は時間の関係で、次に進ませていただきます。

次に、かわせみホールと白壁ホールについてということで出しております。

うきは市の公共施設等総合管理計画の中で、両ホールについては、うきは市の人口規模や財政状況などを勘案して、1つの施設に集約することが適当であるという答申がなされています。集約することについては理解は皆さんすると思っておりますけれども、市民の間からはいろいろ意見が出ておりますので、市長の考えを伺いたいと思っておりますが、まずその前に、議員としても、諮問案とかにつきましても、これは経過を見ますと、25年9月にこういった諮問が市長のほうから行革委員会にされておると。その後に行革委員会の答申が26年9月にあっておりますし、29年1月には、その答申の内容がどれくらい進んでおるのかという事業検証も行われて、その答申がされておると。ことしの3月につきましても、うきは市公共施設等総合管理計画案が提示され、議会のほうにも報告され、一応了承をしておるということですが、私どものそれに対しての理解不足、経験不足ということもありますが、今市民の間から、そのことについていろいろ出

ております。そういったことで、(1) (2) (3)につきまして、市長の考えをお願いしたいと思っております。どうぞ、ここに書いておりますけど、私は読みませんので。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいまの、かわせみホールと白壁ホールについて、事前通告では3つの御質問をいただいているところであります。

1点目が、今後の両施設について、いつごろまでにどのようにするのかという御質問をいただいております。議員御承知のとおり、平成26年の行政改革推進委員会からの、1つの施設に集約するのが適当であり、維持する施設として白壁ホールが適当であるとの答申を踏まえ、うきは市公共施設等総合管理計画が策定されたところであります。

計画の中で、白壁ホールを予防保全型の維持管理のもと、長寿命化を図る施設とし、かわせみホールにつきましては、設備のふぐあい等で修理にも多額の費用を要することなどから、集客を伴うホールの利用を中止し、当面はステージ練習等の使用に限定をしております。ステージ練習等では、現状のまま十分に利用できますし、また、研修室につきましては、ホールと一体化していた空調を、今年度単独化し、利用可能な環境を整えております。今後も、当分の間はこの状況での利用を継続していきたいと、このように考えております。

2点目が、利用制限について、利用者へ説明されているのかという御質問もいただいております。

利用制限につきましては、先ほど申し上げましたとおり、集客を伴うホールの利用のみでございます。ステージ練習や研修室につきましては、市民大学の各講座を初め、市民の皆様これまでどおり御利用をいただいております。また、集客を伴うホールの利用を御希望された場合は、設備のふぐあい等や考えられるリスクなどを個別に説明し、白壁ホールを御利用いただくようお願いをしているところでございます。今後も、さらなる周知、説明に努力してまいりたいと思っております。

3点目が、防災を考えた場合、かわせみホールは必要である、また、閉鎖した場合、浮羽町の過疎化に拍車がかかるのではという御質問をいただいております。現在、かわせみホールは避難所に指定しているところでございますが、近くには、避難所として御幸コミュニティセンター、うきは市民センター及び御幸小学校がございますので、妹川、新川、田籠、小塩地区、それぞれの避難所に避難できなかった場合の避難所として対応できるものと考えておりますし、距離が離れていることから、今後は、各区の公民館を一時避難所として活用できるよう、関係者と協議をしてみたいと思っております。

なお、将来において、かわせみホールを閉鎖した場合の跡地利用につきましては、防災の観点、あるいは公共施設等総合管理計画に記載の文化財関連施設への一部転用、また、地域住民の皆様

の御意見を伺い、浮羽町域の振興につながるよう検討を重ねてまいりたいと考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 28年度の両ホールの利用者数につきましては、実績で報告されましたように、かわせみホールが、回数が1,234、利用者数が5万8,049人。それから、白壁ホールが929、4万1,360人ということで、かわせみホールが非常に多いわけですね。そういうふうな制限をしていきますと、だんだんかわせみホールの利用者が減ってくるというふうな気はしますので、そうなりますと、白壁ホールのほうがいいということになりはせんかなというふうに思うところでございます。

利用者の中から、特に聞きたいのは、空調、音響が悪く、いつ壊れてもおかしくない状態だと言われたと。幾らそれがかかるのか、金額的にですね。多額の金がかかるということは、具体的に幾らかかるのか。それから、空調も修理代がかかるからというのは幾らかかるのか、そこら辺を聞いてほしいということですね。それから、市民ホールの経年劣化ということがありますので、非常に金がかかると。これは、かわせみホールと白壁ホールについては、4年しか差はないわけですね。昭和56年にかわせみホールができておる。60年に白壁ホールができておるから4年しかないけん、そげん経年劣化とか老朽化とかということはあるんじやないかな。

それから、説明の中で、耐震構造の関係も言われたということですね。それで、耐震構造にはなっていないのか、そこら辺のところもお尋ねしたいと思しますので、いわゆる空調、音響、それから耐震構造の問題、これについて、説明の中で詳しく説明をしていないのじゃないかと。この改革委員会の中も、そういった数字は示してそういった提案がなされておるのか。どうもそういった提案がないままに、非常に老朽化しておる、金がかかる、だから白壁ホールだと。何か、白壁ホールありきのような感じが私どもからはするわけですね。ですから、そこら辺のところの具体的な金額を教えてくださいというふうに思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） このかわせみホールと白壁ホールの統合につきましては、ことし3月に策定しました、うきは市公共施設等総合管理計画の中で、議員の皆さんともしっかり議論をして策定をしたところであります。合併から12年、やはりだんだん人口も減ってき——これは、日本全体がそうですが、縮小社会に向かっている中で、この3万人規模の市として、ホールが2つ必要かどうかという議論からスタートして、行革答申も踏まえて、やはり将来を見据えると、やっぱり1つが適切ではないかということで、こういうことになったわけでありまして。

そういうことで、今、かわせみホールはホール本体と研修施設が幾つかあって、特に研修施設が幾つかあって、特に、過去より研修施設の利用をされる市民の方が多うございました。そこに

についてはまだしっかり使えますし、ただ、難点は、空調設備が、ホールと研修施設が一体になっているもので、どうしても副害が出ますから、ことしの予算で、先ほど答弁させていただきましたように切り離して、研究施設については単独で空調可能ということで、今、市民の方に大いに利用していただいているところであります。

議員からは、多分ホールに限定した空調を手直しするとするとどれだけの予算が必要なのかということと、あと、耐震構造がどうなっているのかということのお尋ねだろうと思いますが、このことにつきましては、生涯学習課長のほうに答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） かわせみホールのふぐあいの件での御質問でございます。

それに対しまして、工事費どれくらいかかるかということで検証されたかという御質問でございます。

まず、議員がおっしゃるとおり、空調、照明、音響、それから屋根の雨漏りにふぐあいが生じております。特に、雨漏り工事につきまして、ホールの舞台部分、それから客席部分、それと事務所、こちらにつきまして、おおむね2、800万円ほどの改修工事がかかる見積もりが出てきております。

それから、空調につきましては、冷却等が300万円ということで、今現在見積もりをとっているところでございます。それに加えて、チラー部分、チラーユニットの部分がもう生産していない、老朽化しておりますですね。

そういったこととか、照明につきましても、いつ——これは見積もりとっていないんですが、電気がつかなくなる可能性が高いと。

それと、音響につきましても、全ての機器につきまして使用年数が過ぎておりまして、これにつきましても、使用できなくなる可能性があるということで、そういった点につきましてまだ見積書はとっていないんですが、そういった可能性があるということでございます。

それと、耐震構造につきましては、耐震基準が昭和56年5月31日時点で、以前が耐震基準を満たしていない建物になるんですが、かわせみホールにつきましては、昭和56年4月に建設された建物でありまして、その後、耐震診断は実施しているんですが、耐震工事につきましてはまだ実施していないというような状況でございます。

それで、耐震診断はしていますが、耐震基準を満たしているかどうかは今、していないものというふうに認識をしているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 耐震の問題は、えらい大事なんですよ。ですから、そこら辺がよくわからない——今の段階では、問題ないとやないかなというふうに思うわけですか、ほかの面

で使わせるということは、ですから、何かそういうふうなできない理由、そういったことをずっと並べて、例えば音響についても見積もりはとっていない。やっぱり一般市民に言うときには、これでこれがあってなかなかでけんですよというふうに、我々は説明せないかんわけですよ。雨漏りの問題については、また利用するというなら、それは雨漏りはぴしゃっとしてもらわんとです、利用されますから。それは私は関係ないと思う、両方ともですね。

そういったことで今回、市民から言われておるのは、生涯学習センターも改築をされておる。どうも、何でも吉井中心になってはせんだろうかと。市長とか、浮羽の議員はどげんしよるとのというような考えもあるわけですよ。ですから、そこら辺を我々も一緒になって説得をせないかんですけども、将来的には1つになるということには何も言いよらんわけですね、市民も。それはやむを得んじやろうと。だからその経過、そこら辺が、改革委員会等についても、詳しく言われていない、はっきり言うて。ですから、非常に老朽化してこうですよ、だからもうこげん修理が要るですよと、何かその面だけを言うとなれば、行革委員会も自然とそれはしやねっじゃねえの。なら、白壁ホールということになってきておるような感じがするわけです、私は。ですから、そこら辺の説明が足りない。いわゆる白壁ホールありきということできておるんじゃないかなということをおは言いたいわけですね。我々も3月に話を聞いておりますから、責任があります、はっきり言うて。なかなかそこら辺まで私ども理解をしていなかったものですから、いろいろ申し上げている。市民の声としてはそうですよ。ですから、今のところは耐震構造も問題ないとやないとやないですか、今のところは。いかんというのならば、いかんということではっきり言うていただかんと、それはまたみんなそういう――ですから、大変な問題だというふうに思いますよ。それは、あそこを少しでも使わせるということは大変ですからね。私はそういうふうに思います。

一応、提案した中で、老朽化の問題が改革委員会の中でも言われております、皆さん方の説明ですよ。ですから、もう少し、将来的には1つにするということは理解しておるわけですよ。その経過として、なかなか詳しいところまで説明がない。ですから、そういうふうな問題が出ておると思いますので、もうちょっと煮詰めていただきたいなというふうに思います。

それで、耐震構造については、何かあやふやな担当者の意見でしたけれども、市長としてはそこら辺のところはどげんですかね、その耐震構造はえらい大事ですよ。

それから、市長なり浮羽の議員はどう考えておるのかということがえらい大事ですから、そこら辺の考えを申し述べていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） まず、基本的な私の姿勢ですが、うきは市は1つであります。全域の振興、活性化を図るのが私のミッションだと、このように思っております。

議員御案内のように、例えば、うきは市民センターを中心に考えますと、うきはブランド推進課をあそこに設置して、もう既に、所狭しとなっている中に、今回大きな課題であります地域包括支援センターをこの市民センターの中に設置しようとしております。あるいは、起業、創業支援ということで、U-B i Cを開設しまして、創業支援の拠点をそこに設置をしている。10月からは、無料職業紹介所も設置をしております。そしてまた、浮羽地域に大きな地方創生の柱であります地域総合商社の立ち上げもやっております、何も吉井だけ特化した地域振興をやっているということではないということは御理解をいただきたいと思います。

それから、白壁ホールとかわせみホールの一体化については、私自身、生涯学習課と何回も何回も議論をしてこの結論に至ったわけでありまして。先ほど課長は、一部の説明だけでありましたが、十分な基礎資料もありますし、また、課長自身が手元にその資料がないものであという答弁になったかと思いますが、しっかりした対応をしているということをお承知いただければと思います。また、耐震構造については、石井公室長のほうからコメントをさせます。

○議長（櫛川 正男君） 市長公室長。

○市長公室長（石井 好貴君） 耐震基準のクリアの問題につきましては、両施設とも基準はクリアしております。かわせみホールにつきましては、耐震診断を行いまして、基準をクリアしているということは確認をしております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） いろいろ市民からあったときに、やっぱり耐震構造の問題も担当のほうで触れられたと。ですから、それならば、何も触れられる必要はないじゃないですか。ですから、私は、白壁ホールありきになっておりはせんかということをおし上げたいわけです。ですから、それはそれでいいですけども、かわせみホールにつきましては先日、御幸地区での自治協議会で小学校の発表会がありました。一番大きな小学校ですから、400名以上おります。それに親が来ますと、やっぱり800名ぐらい、満員ではですね。ですから、これはすごいなというふうに思いました。非常に便利な施設だなということ。それから、注連原住宅、うきはボサードですか、あれからしますと、やっぱり12キロぐらいあるわけですね。白壁ホールになりますと、15キロから16キロになるんですね。やっぱりそういうあたりも検討してほしいなということで、いろいろ申し上げましたけれども、もうちょっと公平に、将来に向かっては1本でいいと。そのあり方が非常に問題であると。なかなか小さい、600ぐらいの施設だと何か中途半端な施設だというふうに思いますので、そういったことを踏まえながら、今後検討していく。当面は今の施設を利用していくということだというふうに思いますので。

時間の関係がありますので、また次回質問したいと思います。

最後に、市立公園の管理と利用についてということで出しておりますので、公園についても、いろいろ削減をしなきゃいかん、自治協議会と効率化について検討してほしいというような提案がなされておりますけれども、維持費については、去年の実績を見ますと、年間に公園の管理事業4,000万円、その支払いについては、地方債が500万円、一般財源が3,500万円ということで、大変大きい金額ですけれども、きのうも6番議員が公園の見直しについて言われておりました。そういったことで、小さい公園は幾つもありますけれども、なかなか管理ができていないですね。もうちょっと藤波ダム公園については、災害の場合の一時保管場所になっておりますけれども、あわせて、やっぱり多くの市民が利用できるような公園で、そして、親子で長時間楽しんでいただくためには、遊具とかベンチ、それから木を植えての木陰も欲しいという意見があります。これは、御幸地区の自治協議会の中での、議会報告会の中での意見でありました。それを皆さんにお伝えしたいと思います。

ですから、遊具とかベンチとか余り金がかからんし、また、あんまり遊具が多くある必要もないというふうに思いますけれども、やっぱり日陰がないものですから、木を少し植えるとかそういったことで、市民がそこに集うような公園にしていだきたいということでございます。それにつきまして、市長の考えをお願いしたいなと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま市立公園の管理と利用について御質問をいただきました。

事前通告では、大きく2点の御質問をいただいております。

まず1点が、行革推進委員の提言についての御質問をいただいております。

行革推進委員会より、分類全体に係る方針として、維持管理費の削減のため、地区自治協議会等の協力を得ることの提言をいただいております。

平成28年7月から、小塩自治協議会とホテルの里公園の指定管理委託を行っております。また、藤波ダム公園の草刈りにつきましては、毎年、うきは市議会を初め多くの団体に御協力をいただき、草刈りを行っており、維持管理費の削減につながっているものと思います。今後は、維持管理コストの削減のため、他の公園につきましても、地元自治協議会と協議を進めてまいります。また、美津留川河川公園、城ヶ鼻公園につきましては、将来的廃止、または譲渡等の提言をいただいておりますので、今後検討してまいりたいと思っております。

そして、2点目に、藤波ダム公園の整備についての御質問であります。現在、藤波ダム公園グラウンドについては、久留米県土整備事務所と使用貸借契約に基づきまして、県道八女香春線のトンネル関連工事のための資材等の仮置き場として使用しておりますが、今後は、ことし7月の九州北部豪雨に伴います土砂仮置き場としても利用することとなっております。

なお、芝生広場には、複合遊具、滑り台各1台、スプリング遊具2台、土管小山の遊具のほか、

ベンチ、藤棚の下にはテーブルとベンチ2台を設置しているところであります。現在、公園整備の補助事業がないため、新たな遊具は設置できない状況であります。

また、木陰となる樹木につきましては、他工事等で支障となる樹木を公園内に移植できるか、検討をしているところであります。

○議長（榊川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） それでは、いろいろ申し上げましたが、いろいろ検討していただけるということでございますので、次回なりに、さらに他の質問をさせていただくことで時間になりましたので、私の質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（榊川 正男君） これで、4番、中野義信議員の一般質問を終わります。

○議長（榊川 正男君） 次に、10番、岩佐達郎議員の発言を許可します。10番、岩佐達郎議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） 許可をいただきましたので、きょうは、来年3月20日よりスタートする農業委員会の新体制について、そして次に、同じく4月1日より姫治小学校が御幸小学校に統合することが決まって、準備が進められている小学校の統廃合について、そして最後に、ことし7月の九州北部豪雨で課題が浮き彫りとなった森林の整備、この3項目についてお尋ねをしていきたいと思えます。

それでは、まず初めに、農業委員会の新体制についてお尋ねをします。

改正農業委員会法が2016年4月1日に施行され、全国で1,708の農業委員会のうち、同年4月1日より189委員会が新体制をスタートさせています。今後、2018年8月末までに全ての農業委員会が現在の委員の任期満了をもって順次新体制となります。

うきは市においても、来年3月20日より新体制がスタートします。今回の改正では、農業委員の選出方法を変更し、地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に農業委員に就任するため、公選制を廃止し、市町村長が市町村議会の同意を経て任命する方法に改め、その際、農業委員の過半数は原則として認定農業者でなければならないとしています。また、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、担当地区における農地等の利用の最適化の推進のための現場活動を行う農地利用最適化推進委員を新設するとしています。そして、都道府県農業会議及び全国農業会議所を一般社団法人にし、農業委員会ネットワーク機構へと移行し、農業委員会のサポート組織としての機能強化を図るなど多岐にわたるが、最も重要なことは、農業委員会の事務の重点化として、農地等の利用の最適化の推進が最も重要な必須業務であることを明確にしたことです。

うきは市では、新体制でのスタートに向け、本年9月11日から10月10日までの間で農業

委員、農地利用最適化推進委員の公募が行われたところです。うきは市においては、農業委員会に出席し、農地法やほかの法令業務に基づく農地の権利に係る許可等に関して審議を行い、市長が議会の同意を得て任命する農業委員は16名、農業委員と連携して担当する区域において農地等の利用の最適化を推進する活動を行い、農業委員が委嘱する農地利用最適化推進委員は21名です。

新設される推進委員は、担当区において人、農地のマッチングと、農地利用の最適化に向け担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農・新規参入の促進をするとあります。

そこで、来年3月20日よりスタートする農業委員会の新体制について、次の3項目を市長にお尋ねをいたします。

まず、10月10日に公募が終わり、新体制に向け準備が進められていると思うが、準備状況を伺います。

次に、改正農業委員会法第7条第1項に、農業委員会は、担い手への農地の利用、集積面積、遊休農地解消面積、新規参入者等の農地等の利用の最適化の推進に関する数値目標を定めるとともに、その目標の達成に向けた具体的な推進方法を示す農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるように努めなければならないとあるが、うきは市はどう対応するのか、伺います。

最後に、新体制での農業委員、推進委員の業務が重なる部分もあり、農業委員と推進委員の連携、農地中間管理機構との連携も重要とされています。

そこで、新体制でのスタートに向けては、農業委員と農地利用最適化推進委員の業務区分、連携のあり方等を明確にし、新設となる推進委員の研修、そしてあわせて、市民への周知徹底も必要と考えるが、市長の所見をお伺いします。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま農業委員会の新体制について、3点の御質問をいただきました。

1点目が新体制に向けた準備状況についての御質問であります。新しい農業委員の任命につきましては、先日、本定例議会におきまして選任同意をいただいたところであり。来年3月20日からの任期開始に向けまして体制づくりを進めているところであります。新委員等の体制づくりにつきましては、県内の約8割程度が新体制の農業委員会へ移行しておりますので、参考にさせていただきながら、委員の業務等の検討をしているところであります。

なお、農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会の委嘱となりますので、所定の手続を踏まえて、来年3月20日に委嘱式を行うこととしております。

2点目が、農地利用最適化推進に関する指針の策定についての御質問であります。このたび

の農業委員会等に関する法律の一部改正では、今日の農業を取り巻く状況を踏まえて、農地等の利用の最適化として担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規就農への促進を積極的に取り組んでいくこととされ、必須業務と位置づけられました。したがって、指針策定に当たりましては、農地利用の最適化の推進に向けて、国の指針案を踏まえ、数値目標を設定しながら、うきは市における地域の実情を勘案した指針となるよう、できるだけ早期に策定したいと考えております。

3点目が、農業委員、農地利用最適化推進委員との連携、同推進委員への研修、市民への周知についての御質問であります。今回の農業委員会等に関する法律の一部改正により、農地の担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規就農の促進が重点活動と位置づけられました。このことから、農地や担い手の状況に応じて農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して現場での活動に取り組むことが重要なことと考えております。また、活動を充実したものとするためには、農地利用等の知識の習得が不可欠と考えます。市独自の研修のみならず、福岡県農業会議や福岡県農業振興推進機構にも御協力をいただき、研修の機会や情報の収集に努めてまいりたいと思います。

委員の活動に当たり、農家の信頼を得、適正な取り組みを進めていくためには、顔の見える委員会活動が重要と考えますので、広報等によりその活動内容について市民の皆さんへ周知を図ってまいりたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。まず、農業委員等の募集についてですが、ことしの9月1日のうきは広報のほうに、農業委員、農地利用最適化推進委員を募集しますということで公募が出ております。それを見てもみますと、応募方法が次の3通りですということですが、個人からの推薦、そして団体からの推薦、みずからの応募という3種類の方法があるということですが、結果的にどういう状況だったのか、団体からの推薦が何人、個人からの推薦、みずからの応募は何人だったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農業委員会、松尾事務局長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 松尾事務局長。

○農業委員会事務局長（松尾 正和君） 9月11日からの公募におきまして、9月1日の広報やインターネットでのホームページでも掲載をさせていただきました。方法につきましては、先ほど議員御指摘のとおり、個人、それから団体、御自身による応募という3通りの方法を設けさせていただいたところでございます。募集状況につきましては、個人みずからによる応募が1件、残り15件については団体の推薦による応募ということになっております。

以上です。

○議長（榑川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） 個人からの応募が1件、そして、ほかは全て団体からの推薦と。その1件というのは、農業委員さんだったのか、推進委員さんだったのか。

○議長（榑川 正男君） 松尾事務局長。

○農業委員会事務局長（松尾 正和君） 個人のお応募につきましては、農業委員のお応募でございます。

○議長（榑川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） それでは、農業委員の選任に関しては、今議会で市議会の同意を得て任命するという事ですので、議案として提案されて採択されていますので、あと推進委員の任命については、農業委員会の委嘱ということで市長のほうから答弁がありました。3月20日に委嘱するという事でいいのでしょうか。決定でしょうか。

○議長（榑川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁させていただいたように、3月20日に委嘱式を行うこととしております。

○議長（榑川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） それでは、次に移りたいと思います。質問の中で伺いました農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定の件についてですが、国の指針等を参考にしながら策定をしていくということでしたが、この指針というのが、質問の中でも触れましたが、担い手への集積に関して、例えば、うきは市の農地の何%を担い手に集積する、例えば、70%を集積しますとか、あと市内の遊休農地に関して、約何ヘクタール、例えば、20ヘクタールの解消を行いますとか、あと新規就農に関しては、何経営体、例えば、20とか10とかあると思います。そういう数値目標を定めて決める、そして、その目標達成に向けた具体的な推進方法を、例えば、農業委員会と推進委員の情報交換や連携のあり方、あるいは定期パトロールの実施回数をどうするのか、あるいは巡回方法をどういう形でやるのかというのを定めていくということだろうと思います。

そういうことで、必須業務である推進を図るための指針がこの指針だろうと思うんですが、そういうことで、この指針については国のほうからは推進委員を委嘱する農業委員会においては、推進委員の委嘱後、速やかに定めることが適当であるということが言われているんです。それで、さっき、3月20日に推進委員には委嘱しますということですので、いつこの指針を策定するのか、速やかに策定するのが望ましいということですので、どういうふう考えられているか、お願いをしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農業委員会事務局長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（松尾 正和君） 指針の策定に当たりましては、今、国のほうで示されているのは、利用権、農地の流動化については農地面積の8割とかいうことが大きく示されているところがございますけれども、地域の実情も勘案して策定をしてみたいというふうに思っております。

指針の策定に当たりましては、任期開始後、速やかに農地利用最適化推進委員の御意見等も踏まえまして農業委員会として指針を策定していくというふうに準備をしているところがございます。そのためのいろんな数値の関係等につきましては、事務局のほうで数値を精査いたしまして、指針となるべき対応ができるように進めてみたいというふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） それで、具体的にいつごろ策定を目指すのか。

○議長（櫛川 正男君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（松尾 正和君） 予定としましては、4月中には指針を策定していきたいというふうに思っております。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） はい、わかりました。

それでは、次の新設となる農地利用最適化推進委員への研修ということでお伺いしたんですが、研修は一応、市独自の研修、あるいは関係機関等の研修も含めてやっていくという答弁だったと思いますが、この推進委員さんの業務内容は、農業委員さんと連携して、担当区域において農地の利用状況の調査、そして遊休農地の解消指導、そしてまた、農地を借りたい、買いたいとか、貸したい、売りたい、希望者の結びつけや相談、そして新規就農の支援などで、主に現場活動を担ってもらおうということになるかと思いますが、こう見ていると、農業委員さんと業務がかぶっている部分もあるように見えるんですが、やっぱりそのあたりが今度推進委員さんになられる方、どういう業務をしたらいいのというのが非常に不安な部分があるのではないかなと思っております。

それで、例えば、これ農林水産省が資料として出しているんですが、「推進委員の皆様へ」という資料があるんですね。そして、「農地利用最適化推進委員の皆様をお願いしたいこと」、課長はこういう資料を持っていると思うんですが、こういうのがあります。そして、これを見ていると、詳しく書いてあるんですね。「農地利用最適化推進委員の皆様をお願いしたいこと」ということで、お願いしたいことが10項目掲載されておるわけですが、例えば、「まずは世間話

からで構いません。少しずつ農業者の相談に乗って下さい！」というようなお願い、あるいは「日頃から、農地の出し手や受け手の意向などの情報収集が重要です！」ということとか、あと見てみますと、「地域で中心となる担い手の発掘・育成と新たな担い手を確保して下さい！」というようなこととか、あと「農業委員との連携が重要です！」と、こういうことがずっと書かれています。

こういう資料もあるので、このあたりを参考にしながら推進委員さんの研修をやられるということですけど、3月20日に委嘱するということですけど、いつごろその研修をやられるのか、どういう内容でやられるのか、具体的にちょっとそのあたりをお伺いしたいと思います。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農業委員会事務局長に答弁をさせます。

○議長（榎川 正男君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（松尾 正和君） 研修につきましては、単発の研修とかで全てが理解できるものというふうには思っておりません。まず、早急に必要なものから順に研修を進めてまいりたいというふうに思っております。特に、今回、必須課題となりました農地利用最適化推進に向けた取り組みについては、その手法とか、やり方については、もう先行した農業委員会が8割程度ありますので、農業新聞とか、いろんな農業関係の資料にも掲載をされておりますので、そういう点を吟味しながら、すぐに対応できる部分についての研修、それから、順に進めていく研修、それから、制度改正の内容と、その必要度合いといいますか、緊急度合いに応じて研修は進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（榎川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） それでは、次に移りたいと思います。次にお伺いしたいのは、2つの農業委員さんと推進委員さんということがあられるんですけど、さっきから出ています業務区分と連携のあり方、どう進めるかということでお伺いをしたいと思うんですが、既に新体制に移行しているほかの市町村の取り組みをちょっと見てみますと、ある農業委員会では、毎月の総会の際には推進委員に参加を呼びかけ、農地情報や抱えている課題を共有するなど連携を強化して問題解決に当たっている。新体制移行をチャンスと捉え、推進委員と連携し、遊休農地、耕作放棄地の解消を図りたい。現場の声を行政、関係機関へ積極的に意見提出を行っていくと言っている農業委員会もあります。そしてまた、ある農業委員会は、農業委員と推進委員の役割を完全に分けることはしておらず、農地パトロールを両委員と事務局職員が班を組んで現地を回っている。今後、総会での詳細な説明が必要な案件がある場合は、担当地区の推進委員にも出席を求め、説明してもらおうことを考えているというようなところもあります。

そういう中で、先行事例に学んでいくということですが、うきは市の場合、この両委員さんへ

の業務区分ですね、それと連携のあり方、具体的にどのように、まだ今は考えていないということもあろうかと思いますが、お伺いをしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農業委員会事務局長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（松尾 正和君） 農業委員と推進委員の活動については、法的な案件処分については農業委員のほうが重点的にされます。そのほかの部分については、こういった中山間地を含めた市域でございますので、お互い協力してできるようなあり方が望ましいのではないかとこのふうには考えております。とはいうものの、やっぱり地域活動で、農家の方の意向を把握する、そういったものについては推進委員さんが中心となり進めていただきたいというふうを考えておりますし、また、農地パトロールについても、より身近な範囲を推進委員さんが回ることによって、常日ごろの管理状況もできるのではないかとこのふうには考えております。ただ、具体的にはこれから詳細にわたって詰めてまいりたいというふうには考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） それでは、次に移ります。今度、新体制の市民への周知徹底ということで、顔の見える農業委員、推進委員さんということで、広報も行っていくというような答弁をいただきましたが、これは大分県の由布市農業委員会がやられているんですけど、去年の、こちらは1日より新体制に移行して1年半が経過しているが、やっぱり農地利用最適化推進委員という名称や役割の浸透が十分なされていないというのが課題で浮き彫りになったということで、農業委員紹介チラシをつくって知名度アップを図り、推進委員さんが地域で活動しやすい環境を整えたというような記事もありますので、ひとつそのあたりを参考にさせていただいて、やっぱり地域の方、農業委員さんもおられる、推進委員さんもおられる、じゃ、どちらに話をすればいいのというような話もあろうかと思っておりますので、そのあたりも含めて、何かわかりやすい周知、チラシみたいなものをつくって知名度アップを図っていくことも必要だろうと思っておりますが、お伺いをしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、議員から具体的な情報提供をいただきました。ありがとうございます。私も、これからいろんな先進地の事例なんかもしっかり入手しながら、委員の活動内容について、市民の皆様にしっかり周知をしていきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） それでは、あと1点、再質問ですが、農業委員会事務局の体制についてお伺いをしたいと思います。新体制になって、今は農業委員さんが25名ということで

すけど、今度、2つの委員さん、両委員さんがおられて、計37名になるわけですね。そして、必須業務ということが課せられています。そういう中で、現在は事務局長は兼務、職員が2名、臨職が1名体制なんですね。以前は専従の事務局長さんもおられたということなんですが、今の体制で、今度、新体制になった場合、そして必須業務ができた場合、遂行ができるのか。私は、強化の必要があるんじゃないかなと思っておりませんが、市長はどういうふうを考えられているか、お伺いをしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 大きな農業委員会、新しい制度体制になっておりますけれども、当面は現行政体制で進めさせていただいて、その状況を見ながら、適宜適切に判断していきたいと思っていますところであります。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） いつも、うきは市の基幹産業は農業ということで、その農業の農林ですね、基幹産業、やられている課長が兼務ということですので、これは非常にどうかと思っています。そのあたりも見ながらということですが、私は絶対体制を見直して強化する必要があると思っていますので、検討のほうをお願いしたいと思っています。

それで最後になりますが、16名の農業委員さんのうち、13名が今度新人なんですね。3名の方が留任ということですし、推進委員さんは今度新しいということで、やっぱり新体制に向けて、両委員さんへの業務、あるいは連携のあり方をしっかり認識させる、そして、その不安を払拭してスムーズに業務推進がなされるように、そして、あわせて市民の方も新体制が理解できるような市民への周知徹底も図っていただいて、ひとつスタートに向けて準備万全進めていただきたいということを申し上げて、この件を終わりたいと思います。

それでは、次に小学校の統廃合についてお伺いをしたいと思います。

ことしの6月の私の一般質問、統合の合意形成どうするの質問に市長は、不退転の覚悟で、丁寧に説明して理解を得る。

また、合意形成ができない場合、統合はどうかの質問には、いろんな御意見が出ていますが、一番重要なのは、将来を担う子供の視点に立ってどう英断していくかです。そして、前倒しして統合したいという地域については、しっかり地元の意見を尊重しながら柔軟に対応していきますと答弁されていました。

また、今後のスケジュールに関して教育長は、各地区での説明会、保護者等説明会が一巡したら、地区自治協議会及び各小学校保護者代表で合同協議の場を設定し、統合に向けての調整を図っていきますと答弁されていました。その後、各地区への説明会は一巡し、その後、開催された合同協議の場において、統廃合に関しては3校区别々に対応していくことが決まり、姫治小学

校においては、8月18日の臨時姫治小学校PTA理事会において平成30年4月1日より御幸小学校に統合することを決定し、市長に報告がなされたところです。

現在、姫治小学校の御幸小学校への統合に向けて、統合準備委員会が設置され、準備が進められていると思われるが、今回の小学校の統廃合に関して、次の3項目をお尋ねします。

まず、さきにも述べたように、姫治小学校は30年の4月1日より御幸小学校に統合することが決定し、準備委員会も開催され、ハード面、ソフト面、それぞれに準備が進められていると思われるが、準備状況を教育長にお伺いをします。

次に、全員協議会での小学校再編説明会の経過及び姫治小学校の統合についての報告の際にも、委員の中からの意見が集中した姫治小学校廃校後の有効活用を含めた姫治地域の地域振興、活性化をどのように進めようとするのか、見解をお伺いしたいと思います。

そして最後に、市長は、姫治地区3校の統廃合に関しては冒頭にも言いましたように、不退転の覚悟で、丁寧に説明して理解を得ると述べていたが、統廃合が決定していない妹川、小塩への今後の対応をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま小学校の統廃合について大きく3点の御質問をいただきました。まず、私のほうから2点目の御質問にお答えし、1点目と3点目は後ほど教育長より答弁をさせます。

2つ目に、姫治小学校廃校後の有効活用と地域振興の進め方についての御質問であります。姫治小学校が新川・田籠地区のシンボルとしてこれまで果たしてきた役割を考えますと、小学校廃校後の活用方法は大変重要なことでもありますし、また慎重に検討していかなければならない案件であろうと考えております。

近年の少子化等による児童・生徒数の減少により、全国で毎年500校前後の小・中学校が廃校となっており、その約7割が専門学校等の学校施設、あるいは体験交流施設や福祉施設など、さまざまな跡地利用がなされておりますが、順調に活用がなされていない施設が少なくないようにも聞き及んでおります。姫治小学校の廃校後の有効利用につきましては、地域振興の中心的な施策になると思われまますので、新川・田籠地区自治協議会の意向もお聞きしているところでありますし、また、市におきましても所管課連携を図りながら、アンテナを高くして情報共有を図っているところでございます。

まだ具体的な段階に至っておりませんが、できれば民間の力を活用し、かつ地元で雇用の発生と経済的な活力が生じる活用方法などを検討していきたいと思っております。

また、小学校跡地の有効利用のほか、総合的な姫治地区の地域振興策を検討するために、庁内

に関係各課横断的な地域振興検討会議を結成し、農林業の振興や都市との交流を初めとする検討を開始しているところでございます。

いずれにいたしましても、今後、新川・田籠地区の方々に具体案を提示し、御意見を伺いながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 1点目の姫治小学校と御幸小学校の統合に向けての準備状況についての御質問でございますが、8月21日に姫治小学校PTA会長より、地域代表も交えたPTA理事会での話し合いの結果、平成30年4月1日、御幸小学校に統合との報告を受けましたので、9月4日にうきは市立小学校統合準備委員会設置要綱を制定、10月3日にうきは市立小学校統合準備委員会委員の委嘱を行い、本日までに3回のうきは市立小学校統合準備委員会を開催し、統合に向けての準備を進めております。

うきは市立小学校統合準備委員会では、要綱に基づき、1、校則に関する事、2、通学体制に関する事、3、PTAの組織運営に関する事、4、教育課程及び学校行事に関する事、5、設備・備品に関する事、6、その他統合準備に関する事を協議してきました。

1の校則に関する事では、登下校の仕方にスクールバスを加えました。服装については、現在使用しているものをそのまま使うこととしましたが、現在の姫治小学校の在校生については、制服、体操服等を市よりそろえてほしいとの保護者からの要望がありましたので、制服、体操服等を購入した保護者に補助金を交付するため、12月市議会に指定制服等購入費補助金を補正予算として計上いたしております。

2の通学体制につきましては、スクールバス運行の発着時刻及び便数を検討して、登校の時刻便数は決定しましたが、下校の時刻便数については、御幸学童保育所入所と関連して協議しているところでございます。

3のPTAの組織運営については、PTA理事選出については、小塩小学校、妹川小学校が統合するまで猶予する。地域委員、経理委員については、選出していただきたいが、厳しいときには兼務で1名選出することに決定いたしております。

4の教育課程に関する事については、御幸小学校校長に一任する。学校行事に関する事については、自治協議会与学校で協議する。行事等負担金については、自治協議会同士で協議することになっています。

5の設備・備品に関する事では、スクールバス購入及びスクールバス車庫設置予算を12月市議会へ補正予算として計上しております。

6のその他必要な事項に関する事では、御幸学童保育所の開所時間、保護者負担金等の情報がうきは市ホームページに11月24日に掲載されましたので、姫治小学校保護者に入所の検討

をお願いしています。姫治小学校書類保管につきましては、御幸小学校に保管できないものは、浮羽中学校空き教室に保管することにしています。統合式については、御幸小学校で検討することになっております。

このほか、8月28日に福岡県に小・中学校統合支援事業申請を行い、9月21日に統合支援事業対象指定を受け、平成30年度から加配教員1名の御幸小学校への3年間の配置が決定しております。統合支援事業補助金交付申請については、スクールバス購入、スクールバス車庫設置を申請しております。

また、児童交流を10月31日と11月28日の2回実施しています。姫治小学校児童からは、最初は不安だったが交流は楽しかった、多くの友達ができたとの報告を受けております。

来年1月19日開催予定の第4回うきは市立小学校統合準備委員会で、スクールバス運行時刻、便数を決定し、委員会を終了する予定となっております。

姫治小学校閉校式については、うきは市立小学校統合準備委員会終了後に協議を行ってきました。閉校式式典については、教育委員会が主催し、開催日を3月25日とし、現在、準備を進めているところでございます。

3点目の、妹川地区、小塩地区への今後の対応の御質問でございますが、妹川地区、小潮地区では地区説明会と保護者等説明会を各1回開催してきました。姫治小学校が8月に統合を決定してから、姫治小学校の統合に関して、御幸小学校関係者説明、統合支援事業申請、統合準備委員会開催、補正予算等の取り組みを進めてまいりました。一連の経過の中で、統合準備委員会の内容を妹川小学校、小塩小学校にも伝えてほしいとの御意見をいただきましたので、うきは市立小学校統合準備委員会での議事要旨を妹川自治協議会、妹川小学校PTA、小塩自治協議会、小塩小学校PTAに送付し、情報共有に努めてまいりました。今後も、うきは市立小学校統合準備委員会の議事要旨を送付し、うきは市立小学校統合準備委員会終了後、速やかに姫治小学校統合の経過及び人的支援、スクールバス運行等の報告を妹川地区、小塩地区で行い、平成32年4月統合に向けて、保護者や地域の皆さん方の御理解を得るよう努力していきます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） それでは、再質問をさせていただきます。今、準備状況に関して教育長から答弁をいただきました。準備委員会の中で協議事項6項目に関して協議を進めているというお話をお伺いしましたが、その中で、議会報告会の折にも意見が出たのが、小学校の統合廃合は子供の視点で、子供を守る施策を十分にとってほしいという要望が出されておりました。そして、今答弁があったように、それぞれ準備委員会、そして協議事項検討がされているというお話を聞きましたが、その中で、児童の交流会は2回開催されたというお話も聞きましたが、

ずっと今、準備状況をお伺いしていると、子供の視点に立った準備が十分なされているのか、ちょっと子供が置き去りにになっているんじゃないか、そういう感じをちょっと受けるので、そのあたり本当に万全なのか、そのあたりの状況をお伺いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 子供の安心・安全は大事なことであります。まず、登下校というのが一番子供の、また保護者の方の不安要素でございますので、これにつきましてはスクールバスを実施するということが絶対条件だと思っておりましたので、そのような方向をさせていただきました。

また、交流活動でございますが、これは2回で終わりではございません。子供たちの様子を見ながら、姫治小の校長と御幸小の校長で回数をふやすなりしていくということで今後も行っていります。

最初、1回目のときは私も非常に不安でございましたので、詳細にお話をお聞きしたんですけど、先ほど答弁させていただきましたように、非常に不安感を子供たちは持っていたようでございますけど、やっぱり第1回目から行った子供たち、みんなおうちに帰ってきて、楽しかったと言ってくれたそうでございますので、そういった子供の気持ちを大事にしながら、どういう交流がいいのか、体育的活動がいいのか、あるいは算数的学習がいいのか、そういったことを今後両小学校と詰めながら、丁寧にやってまいりたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） それでは、しっかり子供の視点に立った準備、万全に整えていっていただきたいと思っております。

それでは、次に移りたいと思っておりますが、廃校後の校舎、それと校舎だけじゃないんですね、グラウンドもあるんですが、その有効活用について、市長のほうから答弁の中で、やっぱり全国、多くの学校が廃校になっていると。その中の7割がリノベーションされて、ビジネス、再利用されているというふうな話、私もこれは見ております。

そういう中で、地域の意見も聞いて進めていくという話なんですけど、地域からなかなかやっぱり意見が出てこないだろうと思うんですね。幾つかの意見は出ると思うんですが。それで、この新たな利活用の方向性が出てこない要因という中に、地域からの根拠ある要望が出てこないというのが1つ、それと、施設が老朽化している、立地条件が悪い、そういうのが要因だと言われているんですけど、そういう中で、やっぱり今後、利活用に関しては、地域住民、そして関係者、そして行政の間でしっかり情報共有していく必要があるのではないかなと思っておりますし、やっぱり行政が積極的に関与していただく必要はあろうかと思っております。

そういう中で、今後、地域活性化に対する庁内検討会議ですか、委員会というのは設置されて

いるということですが、それと、あとやっぱりこの利活用に関しても、一緒にやるのか、どちらでもいいんですけど、その場合、行政、そして地域住民、そして関係者あたりが介して、利活用検討委員会等を設置していただいて、その中で十分検討していく、地域も巻き込んで、やっぱり地域がやる気にならないと、後が本当に長続きしていかないという形になっていこうと思しますので、そのあたりの取り組みをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 副市長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 副市長。

○副市長（今村 一郎君） この件につきましては、議会初日にも少しお話をさせていただきましたけれども、今、庁内において地域振興策の委員会を持って、開いているところでございます。いわゆる廃校になった小学校、古くなって老朽化しているという御意見でございますけれども、逆に、視点を変えますと、まちに住んでいる人から見れば、非常に魅力のあるというようなところの意見も聞いております。いろんなところから、今、御紹介をして、視察をしていただいて、将来の可能性についてもいろいろ御意見を伺っているところでございます。

小学校としての跡地については、なかなか使えていないところもありますけれども、今回、今現在検討している姫治小学校につきましては、非常に可能性があるんじゃないかなというふうに、これまでのいろんなそういった利用を希望される方、あるいは提案をされる方の御意見を聞いておきますと、非常に可能性が高いというふうに思っておりますので、そういった内容で今後検討を進めながら、ある程度形ができてきたところで、地域の方にも御説明をし、御提案をしながら、先ほど議員おっしゃいましたように、地域の方の御理解と御協力もぜひ必要かと思っておりますので、そういったことも含めて、しっかり検討し、進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） 今、副市長から答弁いただきましたが、この廃校後の校舎を利用した地域振興、含めた地域振興については、副市長をトップに庁内検討委員会を設置して、各課で振興策も検討いただいているというような話も聞いたんですが、今いろいろ動きを見てみますと、本当に各課の横軸、市長が強調される横軸が入った検討がなされているのか、そのあたりがちょっと見えてこないんですね。

そういう中で、例えば、スクールバスの件ですが、自治協議会とは協議したということだったと思うんですが、その下の、例えば、区長さんとか地域住民の声が本当に反映されているのか、例えば、このスクールバスに関しては、スクールバス運行委員会を設置して、年度内に開催していった、いろんなことを決めていくというような形になっていると思うんですが、例えば、新川

地区を見ていると、集落が点在しているんですね。そういう中で、例えば、ある集落から通学する子供さんがいる場合、できた場合というか、そういう場合、そこまで、集落まで入っていくのか、そのあたりの検討はなされているのか、以前から話が出ている福祉バス等を含めた協議、そのあたりが見えてこないんですね。だから、そのあたり、今後しっかり副市長をトップに検討をしていくのか、確認をしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 大きなスクールバスを含めた公共交通機関のあり方については、ちょっとこの後、副市長のほうから答弁をさせます。そしてまた、スクールバスの運転というか、ドライバーを中心に、地元、新川、田籠にしっかり話が落ちているのかという話については、市民協働推進課長のほうから答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 今村副市長。

○副市長（今村 一郎君） スクールバスの活用につきましては、これも初日の議会の中でお話をいたしておりますけれども、スクールバスの運行につきましては、朝1回、それから、下校時の2回、これを予定されております。そのあいた時間について、バスを運休したまま車庫に入れておくというのは非常にもったいないという発想のもとで、いわゆる地域公共交通として、具体的に前回少し申し上げましたけれども、市内の交通弱者のためのいわゆる交通手段として活用できないかということを含めて、検証等をしながらか、そういった空き時間を活用したバスの運行等について、これからしっかり検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（櫛川 正男君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 地域振興検討会議、これにつきましては、確認のため申し上げておきますけれども、8月に第1回ということで設置をいたしました。この検討会議の目的につきましては、新川・田籠地区のみならず、妹川、小塩の、3つの谷を含めた地域振興を検討する会議ということで立ち上げたわけでございます。その中で、差し当たって姫治小学校の廃校が先行いたしておりますから、新川・田籠地区の地域振興について重点的に検討しているところでございます。

さらに、その中で、小学校の跡地に限っては、所管課でございます企画財政課、それから、地域振興を担当しております私どものほか、そして、うきはブランド推進課、こういった3課が横軸を入れながら跡地利用については検討を重ねているところでございます。

そして、スクールバスについてでございますが、これについては学校教育課のほうで具体的な運行計画なりはされているところでございますが、地元の方がいわゆる運転といいますか、そういった形での利用ができないかというようなことでの御相談、協議につきましては、11月14日に自治協議会の会長、事務局長さん、さらには区長会の会長さん、それぞれ新川・田籠地区の

区長会の代表といたしますか、会長さんも同席をしていただいて、協議をしたところでございます。

結果として、西鉄バスが現在運行しておりまして、その関係もございまして、地元としては当面、現行でいていただきたいというような御意見を伺っているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） それでは、時間のほうが押しておりますので、最後になりますが、妹川、小塩地区の対応ですが、副市長のほうから準備委員会の資料等を送っているということですが、これからまた丁寧に説明をしていくことだろうと思いますが、市長にお伺いしたいんですが、丁寧に説明をしていって、十分な協議をして、同意がいただけない場合、最終的に市長はどう英断されるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） たびたび申し上げますように、平成32年4月から新しい学習指導要領がスタートいたします。その中には、子供の対話的、主体的、深い学びというのが大きなキーワードで、言葉こそ使いませんでした、アクティブラーニングというのが今から求められます。そしてまた、英語の教科化、外国語活動も2年前倒しになりまして、本当に多くのお子さんの中で対話的、主体的な学びが今求められようとしております。そういう面で行きますと、私どもは常に将来を見据えて、やっぱり子供の視点というか、子供たちの視点で、禍根を残さないようにということで、この統廃合のお話をさせていただいております。

保護者の皆さんでは一部、御理解はいただいているんですが、どうしてもやっぱり小学校があるというのは、地域の振興のシンボルでありますので、むしろ、子供さんたち当事者よりも、そこにお住まいの方がかなり不安を抱いているところでもありますので、そういう面もしっかり御説明、地域の活性化策も含めてお話をして、御理解をいただきたいと、このように思っております。

平成32年4月ですから、まだ時間がありますので、ぜひとも御理解をいただくということで、しっかり腹を据えて、しっかり説明に取り組みたいと、このように思っております。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） わかりました。それでは、この件に関しては、やっぱり姫治小学校が先行する形になっております。そういう中で、姫治小学校の子供たち、そして姫治地区の住民ですね、地域の方々がこの統合の選択は間違いだったと思われぬように、ひとつ十分な対応をお願いしたいと思います。

それでは最後になりますが、最後は森林の整備についてです。通告しておりました今回の九州北部豪雨水害は、土砂崩れによる大量の流木が被害を拡大し、人工林のもろさを印象づけたとも言われるが、市長はどのように考えられるか。

そして、今回の豪雨では、流木が下流や海に流れ、被害が拡大した。平成24年の九州北部豪雨でも同様の事態に陥り、当時、筑後川流域の4県48市町村は、森林保全に取り組む組織の設立を目指したが、負担金などで折り合いがつかず、計画は中止となったとあるが、うきは市はどのように対応したのか。

そして最後に、うきは市の50%が森林です。その約1割、580ヘクタールが市有林のうきは市、前回、そして今回の被害を教訓に、また、国、県の森林管理に関して新しい動きが今あります。そういう中で、今後の森林整備をどのように進めようとしているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま森林整備について大きく3点の御質問をいただきました。

1点目が、九州北部豪雨災害は、大量の流木が被害を拡大させたという御指摘の御質問でありました。

平成29年9月議会におきまして答弁しましたように、今回の九州北部豪雨災害では、想像を超える雨量により、根の張ることのない深度5メートルほどの表層崩壊が発生し、そのことにより大量の立ち木が河川へ流れ出し、流木となって被害を拡大させました。

福岡県では、山地災害対策チームの現地調査を踏まえ、間伐等の森林未整備が主たる原因ではないかとコメントされ、想定外の雨量に起因するものとして、調査結果を報告しています。また、その報告の中で、流木災害の対策として、森林の適切な整備や流木、土砂を食いとめる治山ダムの整備などが提言されております。うきは市内の山林におきましても、山地災害を防止、減災していくためには、市町村森林整備計画に定められた施業要件に基づいて、適切な管理のもと、引き続き森林整備を促進していくとともに、治山ダムの整備を推進していくことが重要と考えております。

2点目が、森林保全に取り組む組織の設立についての御質問であります。筑後川の豊かな恵みに感謝し、その恵みを次世代に引き継ぐため、県境を越えて流域圏の全自治体等で水源保全を図ることを目的とする筑後川水源保全推進協議会の設立を目指して、平成24年11月と平成25年11月の2回、流域4県のうきは市を含む11市町で準備会を開催しております。なお、この準備会には、流域外である福岡都市圏17市町を代表して福岡市も参加をしているところであります。

その後、流域圏の全自治体へ参加呼びかけを行いました。賛同を得られたのは2団体のみで、協議会設立は困難な状況になり、現在まで休止状態のままになっております。

流域圏で筑後川を守る仕組みとしては、参加自治体の負担金と企業、市民からの寄附金を資金として支援組織が水源保全に取り組む流域自治体や森林組合、山林所有者、NPOなどに助成す

ることをイメージしたものになります。これに伴う自治体の負担金の問題とあわせて、平成26年3月の水循環基本法制定に伴い、国が平成27年度末までに水循環基本計画を策定することから、社会情勢を見きわめたいということが賛同を得られなかった理由として上げられております。

今回及び5年前の九州北部豪雨では、大量の流木が発生し、甚大な被害が発生しております。上流、中流、下流のつながりの維持・回復、さらには、それぞれの流域が抱える課題を総合的に解決していくような取り組みが今求められていると考えております。

3点目でございますが、うきは市の今後の森林整備についての御質問であります。うきは市における森林の現況は、市面積1万1,746ヘクタールのうち、森林面積は5,923ヘクタールと約半分を占めており、そのうち人工林を見てみると、12歳級をピークとして、10歳級以上の森林が約52%を占めています。利用期を迎えた森林が多いことがうかがえます。

一方、4、5歳級の森林が約20%あり、このことは平成3年の台風17、19号災害の復旧によるもので、今後、適切な間伐を進めていくことが必要と考えております。

今後の森林整備の方向としましては、一つには、災害に強い森林づくり、もう一つには、利用期を迎えた森林を中心に主伐を推進し、循環を進める森林づくりが考えられます。災害に強い森林づくりとして、土砂流出の可能性が高く、地形的に急峻な箇所の森林につきましては、伐採を進め、自然林へ転換を図ることが必要ではないかと考えております。杉、ヒノキの大木が流木となり、被害を拡大させた朝倉地区における被災状況から推測すると、被害を最小限に抑える、このような森林整備が必要であろうかと、このように思っているところであります。

いずれにしましても、浮羽森林組合を中心として、適切な保育管理や素材生産に取り組むことが本地域の林業振興につながっていくものと、そのように考えているところであります。（発言する者あり）

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁入っての1時間ですから。答弁を含めて1時間でございますので、それを遵守していただきたいと思えます。

これで、10番、岩佐達郎議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩します。11時20分より再開します。

午前11時05分休憩

午前11時20分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

次に、7番、江藤芳光議員の発言を許可します。7番、江藤芳光議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） それでは、質疑に入らせていただきます。午前中最後でございます

すので、よろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

今回は、生き残りをかけたうきは農業振興、衰退する地域コミュニティーをテーマに、今後のあり方について提案をし、市長、教育長と議論をしたいと思っております。

早速でございますが、質問に入る前に、議長に許可をいただき、お手元に資料を配付いたしておりますので、ごらんいただきたいと思ひますが、これは日ごろの思ひを単純にイメージしたものでございますので、深く追及なさらないでください。また、印刷が、本当はカラーですけれども、印刷代が高うございますので、白黒で御勘弁をいただきたいというふうに思ひます。

ちょっと下に私の名前を書いておりますが、あくまでも選挙運動ではございませんので、御理解をいただきたいというふうに思ひます。

それでは、早速、質問に入らせていただきます。

まず1点目のテーマは、うきは農業振興政策についてでございます。1つ目が、基幹産業、さらにはフルーツ王国とする農業者の高齢化、担い手不在が顕著化するうきは市農業（平地水田農業、果樹、中山間地農業）の現状認識と課題を市長にお伺ひいたします。

2点目、今後、高齢農業者のリタイアが、遅くとも今後5年から10年をピークと見ております。特に平地農業では、浮羽町の4法人においても、現に人材の確保など、その受け皿は限界に達しております。今後の対策を、先ほどお配りをいたしております別図（提案）に構想イメージを描いてみました。市長の所見をお伺ひいたします。

3点目、ことし8月、うきは市農政担当、JAにじ、普及センター及び議員によるうきは市農政懇談会（仮称 農業振興プロジェクト会議）が立ち上がり、実践的な議論は展開されましたが、先ほど申し上げた上記（2）の現状・課題等を踏まえ、時間的猶予はなく、具体的政策を早期に取りまとめるよう同会議の推進を求めます。答弁を求めます。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいまうきは農業振興政策について、大きく3点の御質問をいただきました。

1点が、農業者の高齢化、担い手不足が顕著化するうきは市農業の現状認識と課題についての御質問であります。議員御指摘のとおり、うきは市の基幹産業であります農業の現状については、大変厳しい状況にあると認識をしているところであります。農業者の高齢化、担い手の減少は、多くの生産品目において厳しい状況であります。特に、中山間地農業につきましては、生産性の低さ、有害鳥獣による作物被害も加わって、生産意欲は減退し、耕作放棄地の増加等につながっております。また、果樹、農業につきましても、機械化ができずに手作業が中心であり、臨時的な雇用も確保が困難なところがあり、価格の低迷と相まって、中山間地と同様に耕作されない農地も増加しております。

平地農業につきましては、基盤整備された農地を中心に、担い手への農地集積が進み、機械の大型化により作業の効率化が進んでおりますが、しかしながら、用排水路や進入路等、条件の悪い農地や狭く歪曲した作業効率の低い農地につきましては、借り手がつかず、将来的に耕作放棄地になることが危惧をされます。

一方、トマトやイチゴなど高収益な施設園芸農業につきましては、担い手も確保・育成されており、今後、産地としての拡充に取り組むことが重要であると考えております。うきは市における重要課題は、中山間地、果樹、平地農業のどの分野においても、人がそこにいなければ成り立たない現状であり、新規就農者を含めて、担い手の確保、育成をいかに図るかであり、そのことがうきは市の農業振興の鍵と認識をしております。

2点目が、議員提案のうきは農業振興構想についての御質問であります。議員御提案の農業振興構想についてであります。主に平地の水田農業に関する提言と認識をしています。提言のとおり、水田農業は法人化等による経営の効率化を進めるとともに、ハード面では圃場の大区画化、汎用化を進め、作業のコスト削減を図ることが重要であります。また、農地利用の最適化を行い、農地の集積・集約化を一層進めなければなりません。法人化や法人の経営統合につきましては、なかなか厳しいところもありますが、将来的には今以上に米、麦を取り巻く環境も厳しくなることも予想されることから、しっかり地域農業を支援していきたいと考えているところであります。

3点目が、うきは市農政懇談会の具体的政策の取りまとめについての御質問であります。ことしの8月に初めて議会、JA役職員、行政等により農政懇談会を開催し、今日のうきは市農業にかかわる課題について意見交換を行ってきたところであります。

懇談会においては、担い手の確保・育成、生産調整がなくなった後の野菜を中心とした作物の振興、企業参入による農作物の振興など、多くの意見が出されました。うきは市における課題や懇談会の御意見等を踏まえ、現在、JAにじ、福岡県久留米普及指導センター、行政において施策の検討を行っているところであり、少しでも具体化できる施策の提案に向けて、次期懇談会を開催していくこととしているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 答弁をいただきました。基本的なことはもう繰り返し、これはもう市長のみならず、全国的な農業の実態ですから、全てお互い同じ考えだということはもう当然のことです。

それで、なぜ今回の質問を取り上げたかというのは、2つあります。現実的な課題で、私は今、大石宮農法人の集落内で監査役ということをしていただいておりますが、いよいよ現実的な行き詰まりになりました。そこで、今、これをどう立て直して再編するかということを議論の最中

なんですけど、人材をいかに確保して、せつかくの法人をこれで終わるわけにはいきませんもの
ですから、大変な責任がありますから、そういうことで大石営農法人の経営体制再編計画書とい
うのを、いろいろ意見を出して私のほうで取りまとめてここに持ってきているんですが、松尾課
長のほうにはコピーをお渡ししておりました。そういうことでございまして、4つの法人が御承
知のとおり浮羽町にあります。私ども、それから、アグリふるかわ、大春の里、国本、4つの法
人の責任者の方とお会いして、しっかり話をしてきました。共通するのは、今はどうにかだけど、
もう先々は、若い人たちがその運営に携わっているのは一部です。あとはやはり農業者を寄せ集
めと言ってはいけませんけど、そういう方々で何とかしのいでいるのが現実です。そうすると、
あと5年後、10年後ということになると、もう共通の人材確保をテーマとした課題が押し寄せ
てきているという認識は一致をいたしております。

この大石営農の現実の問題が1つと、もう一つは、今議会の冒頭で閉会中の報告をいたしました。
実は、お配りしている資料の新聞記事の切り抜きは、もううちの委員さんは皆さんごらんにな
って御承知ですけど、今回、みやまのほうに行きましたのは、これは農業新聞で、ことし5月
26日の掲載の切り抜きでございますが、「集落営農100%法人化 37組織が年度内に」と
いうこと、これはちょっと関心がありましたもんですから、委員の皆さんにも御協力いただいて、
みやまのほうに、それから、うちの松尾課長と高山係長はもちろん、JAの営農部の課長と、も
う一人の方ですね、担当の方、森林組合は直接関係なかったんですけど、御同行いただきました。

初日に報告をしたとおりであります。結論としては、もう全域の37の任意の営農組合を法人
化に踏み切っております。しかしながら、踏み切ったものの、私を感じたり聞き取ったところ
では、先ほど言いました私ども大石の営農法人と変わらない現実がもう即座に押し寄せてくるとい
うのが私の認識でもございました。

加えて、前期、第1期のうきは市のマスタープラン、総合計画の後期、このときにパブリック
コメントがありまして、計画では、もう現にできておりますけど、4つの法人に、その当時はま
だ法人化していなかったと思いますが、法人を4つ作るんだという提案がネット上に出ました
もんですから、よその、進んだところと比較と、非常に、その程度の10年計画かということで
パブリックコメントに私の意見を載せましたところ、それをプラス2していただいて、6になり
ました。

それと、JAにじのほうも私、総代を仰せつかっておりますので、総会のほうに行きますけれ
ども、JAにじの計画書も毎年1つずつ法人をふやしていくんだということですけども、もう
この5年以上ですかね、全くゼロのままです。何も動かない。そういうことが大きなきっかけで
す。

そこで、もう一回、私が配付をさせていただいている新聞記事の全てを見ていただきたいんで

すけど、1つの、みやまの隣に、「8集落法人が新会社 所得500万円 30人を雇用」、これは私どもが行きました広島県の世羅町です。年内にも設立、多分もう設立されているんじゃないかなというふうに思います。

それから、裏になりますけれども、「17法人と広域連合体」、山口市のJA南すおうですね。ここも、それから、右側の「6組織が広域法人」、いいところを集めたようなことではないんですけど、やはり私が目指すうきは農業の大規模なところなんですけど、もう今、浮羽町に4つの法人があって、それぞれに大型機械を入れて運営しています。そして、人はもういない、非常に頭を痛めている現実。よそはもう、統合、または連携、協定を結ぶ、ネットワーク化して合理化、費用の削減、大きな機械もみんなで出資し合っという、こういう経営体がどんどん進んでいるんですね。ここにありませんけど、隣の大分県豊後高田市が有名ですけども、もうあそこも全くそうです。

だから、そういうことを考えると、もういよいよ、今、4つの法人はそれぞれの特色を出しながらスタートしてきたんだし、特に大春の里ですね、山春の古賀にありますけれども、あそこも菜種、それから、そば、九州農政局と直結しながら、いろんな6次産業の認定を受けてやっています。

それと、アグリふるかわ、ここも農地の条件もよろしゅうございまして、JAとの関係でハウレンソウもつくってやっておりまして、アグリふるかわは、ことし、来年が6ヘクタール預からにやいかんと。JAからはハウレンソウを拡大してくれということなんですけれども、特にハウレンソウについては近所の高齢のおばちゃんたちの手作業ですから、その人集めがもう大変頭が痛いという現実でございます。

そういう条件でありますことを、ぜひ御認識をいただくがゆえに、先ほどから岩佐議員の農業委員会の話もあっていました。その前に、諫山議員からGI、農産物の地理的表示とか、GAP、農業生産工程の関係、そういう話も並行してやらなければなりませんけど、そういう次元じゃなくて、とにかく今、この農業基盤をどうするかという農業政策が、が一んとそこを進めん限りは、どうもこうもならないという現実を迎えておりますが、市長の決意を聞きたい。思い切ってやらんと、もういよいよ、よそはどんどんどんどん進化している。うきはテロワール、もう土地の肥沃さ、すぐれたのは確かにわかるけど、誰がするとかという話なんです。そういうことですから、このことについての市長の、今後どう進めようかというお考えがありましたらお聞かせください。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） たびたび申し上げているように、さまざまな農業を取り巻く課題というのはあるんですが、その一番最たるものは、担い手の確保と農地の集積・集約化、この一点にあ

ると思います。

担い手の確保については、議員がたびたび御指摘しているように、市内に4つある農事組合法人の経営統合であったり、あるいは営農組合の法人化であったり、あるいは、この新聞記事で世羅町の記事が載っておりますが、やはり株式会社化、さまざまな対応があろうかと思いますが、そういう確保をして、そこに農地を集積・集約化する、これに尽きるのではないかと、このように思っております。

特に、この世羅町の記事で思うのですが、今、九州、具体的には大分県のある土地改良区が、樹園地の再生ということで、2度目の基盤整備を含めた大規模な土地改良事業に今着手しようとしております。組合員が500名を超えるわけなんですけど、基盤整備後、土地改良整備後におきましては、その面積ベースで、約75%を民間の既存の株式会社にその土地を譲渡か賃貸かで渡して農業展開をするという取り組みもこの九州の地で始まっておりますので、いろんな形で、統廃合も含めまして、その安定的な担い手の確保というのをしっかり考えていかななくてはいけない。もちろん、新規就農の担い手確保も重要でありますけど、担い手確保でも幅広い取り組みが今必要とされていますので、視野を大きくして取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） ぜひですね、もうとにかく、目指すべき方向性というのは、ほぼ一致していると思います。あとは、いつこれを着手して具現化するかという話になるであろうと思います。

それで、この間、市長も一緒に聞かれました参議院の進藤金日子先生、女性じゃなくて男性です。うちの委員会の皆さんも全員参加して、久留米でお話を聞きました。この人の話の主体は、やはりいずれ農地の新たな土地改良法に基づいての、もうはっきり言うと、うきは市では農業が沖出地区と、吉井あたりも圃場整備されておりますけど、考えでは、5ヘクタールを一つの区画にしようということも言葉の中に出てきて記憶をいたしております。

それともう一つは、担い手をどうするかというと、この広島県世羅町の、やっぱり所得が500万、これ30人雇用する。だから、今、4つの営農法人というのは従事分量という賃金制で払っておりますね。それから、安定した雇用ではありません。あくまでも仕事をした対価をお支払いするだけの単純なものであります。それでは若い人たちがそれに飛びついてくるはずも当然ありません。だから、的を射ていると思いますよね。規模を統合して、法人組織を統合して、そこで公務員レベルの給料をきちっともらって、そういうことにもう集約をされていくのは必然だと思うんですよね。

なぜかという、これは松尾課長のところから資料をいただいて、今、4つの法人、うきは市内の今、法人なり集落営農がどれだけの農地を運営しているかという、うきは市の水田面積の

合計が1,359ヘクタールです。そのうちの作付面積が1,047ヘクタールになっております。これを吉井町と浮羽町に分けますと、吉井町のほうが、これはみずほファーム、これはもう、ちょっとこの図からは民間の会社ですから除いておりますけれども、作付面積が239.4ヘクタールですから、とにかく7つの営農組合で耕作しているのが41%なんですね。あとは認定農業者がおると思うんですけど。それから、浮羽町のほうが4法人の作付けが164ヘクタール、浮羽町合計が214ヘクタールですから、吉井よりも規模としては小さいんですけど。

言いたいのは、両方とも41%か45%ぐらいが集落営農法人で運営をしていると。なら、残る50%、要は認定農業者がいるでしょうけど、個人農業です。そうなりますと、あと5年、10年ということをお願いしたけど、そこで何が起こるかということ、みんなお年寄りに聞くと、もう営農に預ければいいんだという答えが返ってくるですよ。ところが、もう預かりきらんとですよと言うけど、また同じことを言うです。だから、この個人農業のこだわりのじいちゃんたちが5年、10年でがらっとおらんごんなったら、一遍に押し寄せてくる、農地を預かってほしいと。これはもう年々、急速に始まってくると思います。その受け皿をどうするかが、私があらかわしているこういう図面になっていくんですよ。もう先進地はそれも読み込みながら進めているということで、もう、るる一つ一つ申し上げる必要もないと思います。

ですから、あくまで大事なことは、レインボーファームを立ち上げていただきました。しっかりやっていただいておりますし、本当に期待もしています。

いずれにしても、うきは農業を考えると、どうしてもこの基軸が、公営化という、公社化という思いもあるんですけど、やっぱり連携して取り組んでいく、うきは農業は一つというものに、それぞれが生き延びていく対策を、やっぱりうきは市の市長が司令塔で、松尾課長がしっかり、ことし、来年までにははっきりとした構想を打ち出して、そして、農業をしている方々の認識もお願いしたいと思うんですが、そこで最後に締めくくりですが、みやまに行ったときの最後の農政部長の話が、そうだと思います。結局、あと最後の言葉が、5年後を待とうやと。例えば、うきは市の農地の団地化の話が進まないのも、おらが田んぼの米を食べたいという、もうどうしようもない農業者の方、それはそれで、もう自分の権利だし、言いようがないんですけど、どうにか認めていただいているようですけど、そういう方がおらんようになる時期を待とうと。そして、水面下でしっかりとした理想的な体系、政策を準備しとって、そして、その時期が来たら用意ドンでやるぞというのには、ああそうだと確かに思いました。

そういうことをしっかり本音として受け入れていただいて、うきは農政が、よしやったというものにさせていただきたいと思いますが、最後の答弁を総合して、総じてお受けして、この件については終わりたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど岩佐議員との質問、回答の中でもありました、新しい農業委員会、新体制、この中で、今後、農地利用最適化推進委員の選定なんかが進んでまいります。そうすると、両委員ともミッションは担い手の農地の集積・集約化、これにありますので、大きな指針をつくらなくてははいけないし、そういう流れの中で、今、議員御指摘の件は、本当に農業問題の一丁目一番地だと認識しておりますので、そういう流れの中で総合的にまたしっかり方向性を見出していききたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 農業の問題については、もう重ね重ね同じことを話しているような気がします。されども、一向にその兆しが見えない。もうこれで最後の議論にいたしましょう。そして、やっぱりしっかりひとつ見える化をやらないと、いよいよ、いろんな会合があっていると思うんですけど、一向にそういう政策的な話が聞こえてきません。ですから、何か酒飲むばかりで終わって、肝心な話がなかったばいというのも耳に入ります。だから、もう少し真剣に考えて、うきはの農業のあり方というのは条件が非常にいいんですから、その辺は、こういう議論はもうこれで終わりたいというふうに思っておりますので、市長はもとよりであります、松尾課長にしっかり期待を申し上げて、農業問題は終わらせていただきます。

それでは、次に入らせていただきます。地域コミュニティーのあるべき姿と今後の方向性についてであります。1点目が、少子・高齢化による人口減少等に伴う医療、介護や買い物難民などの高齢者福祉、また子育てや地域ぐるみで子供たちに生きる力を育む活動等々、全国的な課題として深刻化いたしております。これらの諸課題は、行政対応では限界であり、この時代を乗り切るための身近な住民自治のあり方として、うきは市のこの状況からするならば、昔の村役場、これも私のほうでちょっと絵を描かせていただいております。村役場による市域内分権、つまり、各自治協議会に市職員を配置し、これら諸課題に向け一定の権限を付与するとともに、防災など市民と緊急直結した対策にあっては、市長の権限を自治協議会長及び各区長に委嘱する方式を提案いたします。

この防災の委嘱については、前9月議会で提案をいたしました、見事に却下されております。しかし、どう考えても私は防災を思うときに、何らかこういう策を講じないと、もう逃げおくれゼロというのも言葉のスローガンもよくわかっていますが、実態は、災害が起きて一定の期間が過ぎるとまた同じ繰り返しというのは、これはもうまさに経験則であります。そういうことで申し上げて、その含めた市長の所見をお伺いいたします。

2点目、今年1月、日本老年医学会が高齢者の年齢を現行65歳から75歳以上とする提案が話題となりました。現在、この社会の中では65歳はまだ若く、老人会加入者はほとんどおりません。この老人会という名称についても、違和感というよりも拒否感があり、まして農業や地域

おこし、伝統文化の継承には、なおもエネルギッシュな団塊の世代を活用すべく、その対策を求めます。答弁をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま地域コミュニティのあるべき姿と今後の方向性について、大きく2点の御質問をいただきました。まず1点目が、議員提案の昔の村役場をモデルとしたコミュニティ復活構想についての御質問であります。議員御案内のとおり、現在の各地区の自治協議会は、うきは市協働のまちづくり基本条例と、その基本条例理念を実現することを目的として制定されたうきは市自治組織条例に基づいて設置をされております。うきは市協働のまちづくり基本条例では、「市民一人ひとりが誇りを持ってまちづくりの主役となり、自らの地域は自ら築いていく地域社会の実現を目指し」とうたい、市民の方々が主体的に住みよい地域社会づくりに参画していただくことを目指しております。

市では、平成17年の吉井町、浮羽町の合併により、行政区域が広がったことや、御指摘のような社会の変化に行政区単位のコミュニティでは対応できなくなってきたこともあり、校区単位の新しいコミュニティ組織として自治協議会を設置しました。そして、市と自治協議会は主従の関係ではなくて、対等なパートナーとして位置づけているところであります。したがって、市と自治協議会がそれぞれ認め合い、補完、協力し合い課題解決を図る協働の視点が重要だと考えております。

御指摘の自治協議会への市職員の配置につきましては、人的支援の必要性につきましては理解いたしますが、市職員で配置することにつきましては、対等な関係からはそぐわないのではないかと、このように考えているところであります。

現在、市民協働推進課のコミュニティ支援係において、各自治協議会担当割も行っておりますので、その中で助言や支援を行ってまいりたいと考えております。また、自治協議会や区長への権限移譲についてであります。法令や条例に基づいて行う行政事務等は、当然、市が行わなければならないと考えておりますが、市民生活に身近な行政サービスにつきましては、自治協議会等、地域にお願いしたほうがよいものもあろうかと思っております。

自治協議会が発足して4年目を迎え、それぞれの地区で積極的な地域コミュニティの基盤づくりが行われておりますが、市から依頼や業務を受ける体制といたしましては地域差もあることや、区長の委嘱を解いてきた経緯、経過もありますので、それらを勘案しながら、今後の推移を見て検討していきたいと思っております。

2点目の、高齢者の地域活動参画についての御質問であります。老人クラブ加入を例に、高年齢の能力の有効活用に対する御指摘をいただきました。確かに、昔に比べ今の時代においては、現役を引いた方が健康で意欲的にさまざまな活動に携わっておられる様子をよく拝見するように

なっただけで、市内におきましても、農業に携わっておられる方、地域でさまざまな役職を受け、お世話をされている方、また文化的な活動をされている方の多くが高年齢の方であります。少子化社会が振興する中で、女性とあわせて高齢者の力を社会の中で発揮していただくことは、これからのまちづくりにとって重要なことであると認識をしております。具体的には、シルバー人材センターや児童の登下校の見守りを行うシルバー保安官、さらにボランティア団体や福祉団体の活動に多くの方が参画をいただいております。

市といたしましても、老人クラブの活動支援はもとより、自治協議会や各種団体とも連携しながら、健康づくり、生きがいくくり、そして地域コミュニティ活性化の観点から、高齢者の活用に対処してまいりたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） なぜこのコミュニティの問題を捉えたかということでございます。基本的に、平成の大合併、うきは市も平成17年の3月20日に合併して12年という年月を経ました。もとより、国の政策としては、やっぱり地方の財政基盤を確立することが目的でスタートして、もう半減するような合併が、合併としては大成功でしょうけど、いわゆる幾つかの市町村が、うきは市は2つで対等合併ですけれども、やっぱりそのスケールメリットというのは当然目に見えて出てきましたよね。町長が2人よりも市長が1人、副市長も助役さんも1人でいい、施設もそうです。施設の問題はいろいろ出てくる、遊休施設の問題を抱えますけれども、そのスケールメリットというのは確かに出てきます。

ところが、この人口減少、少子高齢化の人口減少でどんな現象が起こっているのか、皆さん共通していると思います。どんどん地域との関係が希薄になっていく——なっていくじゃない、なっています。もうほとんど子供の声も聞こえない、そういう閑散とした現状にどんどん進行しています。それと同時に並行して、その課題と並行して、コミュニティというものを4年前からスタートしました。そして、曲折がありましたけれども、区長委嘱を廃止して、地域コミュニティ一体型になって、いよいよ本格的な動きが始まって、歩き始めました。

とはいえ、別の目で見ると、一定の職員、コミュニティの役員とかは案外、日ごろ接するから感じないでしょうけど、末端の一般住民は行政がどんどん遠くなっているんです。その視点を瀧内課長、わかってやりよるのか。ここですよ、一番大事なのは。自分の目線がコミュニティというあそこの庁舎の中におる人とのやりとりの中でそれが現実と思ったら、絶対違います。地べたですよ、地べたの一人一人というものに視点を置いて、やはり何をなすかということ企画立案していかに限りは、もうとにかく目に見えるところだけの政策というのは絶対地につかない。

そして、なおかつ今は、地方自治体というのを全国的にみずからやとった仕事が、職員がどんどん削減せざるを得ない、その行政改革で。そうすると、もともと職員がやとった仕事を、

もういわゆるアウトソーシング、どんどん外部に委託をしていくような形に、もう全国一緒ですね。そこに仕事の魂的なものが薄れているのもあると思います。

しかしながら、もう住民の末端は、どんどんどんどん行政というものから遠ざかって、特に高齢者あたりはもう乳母車でしよるけれども、役所に行こうと思っても、なかなか———
— [発言取り消し] —というのは表現がいかんとですかね。とにかく、役所に行くとも大変な困難です。そういう話をもう常に聞きます。だから私は、昔の村に戻ったらどうのという理論をうちの会長とも、よそのコミュニティーの会長とも話します。ああ、それはいいアイデアですけども、話したら、ああ、それがいいと。結局、法律がどうこうじゃないんですよ。

現実、もう瀧内課長と出利葉係長が一生懸命受け継ぎながら、コミュニティーのあり方を一生懸命やっておられることはわかるんだけど、なかなかそのあたりのことから、結果的には、じわりじわり行政がやる仕事を押しつけじゃないんですけど、もうはっきり言われます、もうやめてくれと、限界だと。

そして、前、議論がありましたですね。そして、議会報告会でもいろいろ要請がありました。コミュニティーに対する交付金、共通が3割、世帯割が7割、それ逆じゃないかと、世帯が多いところほど大変だからというような話も、話が今のところなくなったわけじゃないでしょうけど、我慢しているということですかね。そういうこともありましたし、とにかく反面、行政の各所管が自治協議会にどんどん頼っていく、どんどん仕事は膨れ上がっていく、もうこらえてくれという事務局長もはっきりおります、何人も。会長もおります。

そういうことで、結論をここを出してきた図面をここに、またこれも書いていますけど、これはもう単純に、村役場というものにうきは市ならではの独自の政策で、方法はいろいろあると思います。職員を11人配置するなんてことは当然考えません。だけれども、それに類する効果がある機能をぜひ考えてほしいと。そして、市長が言うようなコミュニティーなんか行政が入り込んでどうこうじゃなくて、それは自立はコミュニティーがせにやいかんですよ、でも行政として側面から支援する、それもその人が責任を持ってする、面々の所管の課長さんのあれから、あっちこっちから来るんじゃないで、きちっとした窓口を持ってやるようなことをしないと、ちょっとこらえてくれという話を生々しく聞きますので、確かに全体を集めて会議を、定例会をやっておられます。ひとつそこを何とか、生きたうきは市のやり方という考え方が何かできませんか。市長、答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員御提案の、昔の村役場、これは小さな自治体ということではないか
と思います。今、全国的な議論の中で、そしてまた取り組みの中で、小さな自治体をつくろうと
いう動きがあります。その中に2つの流れがあって、1つは、この市役所の下部機関として小さ

な自治体を使う、そういうことで市役所の職員を小さな自治体にも送り込むという、こういうケースが1点。それと2点は、この小さな自治体を、もう市役所とは完全に独立して、独立機関としての自治体をつくっていかうという2つの流れがあるかと思います。前段については、よく批判されるのが、どうしても行政の仕事をそのまま流している、押しつけているのではないかという批判があつて、私どもは市民協働のまちづくりの条例に基づいて、ともに汗して働く、協力して働くという協働を主眼として、後者の部分の独立した小さな自治体に持っていきたいと思います。

そういう中で、我々市役所の業務というのは本当に幅広い業務をやっていますが、大半は法律とか、県の条例とか市の条例でやらなくてはならない必須、みずからやらなくてはならない必須事務は我々がやって、そのほかに、市民に近い、地域に近い、いろんな行政サービスについては、これは完全に権限をお渡しして、自由におやりください、つまり、そこには予算と権限をつける、そういうやり方があるかと思っています。後段の部分は、そういう形でやっていくという話で、私どもはその後段の組織づくりを今目指しているところであります。

まだ4年目ということで、なかなか我々の真意が御理解いただいていないところもあるし、何かこう、我々はよかれと思って一種の、議員おっしゃるように、権限移譲的にお話をするのを、何かこう市から押しつけられているというふうに受け取られるケースもあろうかと思いますが、そこはしっかり真意を説明して、あるべき姿、自治協議会、あるべき姿に持っていきたいと、このように考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） この表は、別に意味を持つわけじゃありませんけど、ただ、今、今後のコミュニティーのまだ始まったばかりとはいえ、やはり基本が大事なところがありましようから、やっぱり知らず知らずに市の全行政の所管がそれぞれに物事を持っていっていきよるということも想定はされるんですが、その辺の整理も必要かもしれません。

そしてなおかつ、後段のほうに賛同しますが、やっぱり行政は行政として、非常に距離を感じる行政を縮めるためにも、何らかのやっぱりそのあたりの温かいものとか、行政が身近にあるという意識を、そこをつくっていかないと、ただ物理的な話を集めたばかりしよっても仕方ないと思うとです。

前回、農業委員会の松尾課長も努力したと思うけど、実は、話し合いをきちんとしとつても、それから離れると、とんちんかんということも多々あるようでありますんで、とにかく高齢者が乳母車を、おばちゃんたちが押してから、もうなかなか、買い物難民の話もしましたけど、これも現実、大きな課題ですよ。そういうこと等々を考えていく、なおかつ、ちょっと余談になりますけど、観光協会の会長の久次さんが今、移動買い物車を1台運用していますよね。もう今、

お年寄りの方が待っているんですよ、時間。吉井も一部そうだそうです。もう一台欲しいと。あれが1トン車が900万だそうです。軽自動車でいくと450万とお聞きしました。ぜひ、今、補助のメニューがちょっとないというふうに聞きましたが、それは調べてもらわなければいけませんけど、副市長が言うスクールバスのこともしっかり検討してもらわなきゃなりませんし、先ほど、その昼間をどう運用するかも考えてもらわなきゃならんし、それもいると思うんですけど、やっぱりもう、今というときには今の政策を打ち出していかないと、後手に回るというのは、費用も必要ですからわかりますけど、もう現実はそうですよ。ずっと待っているそうです。1週間に1回か2回、回ってくるんですかね。2台あったら要求に応えられるけど、その財源がないから、もうみずから運転して回っていますよ。江南あたりからも買い物難民をどうにかせろという話もはっきりありますし、議会改革の中で今度提案するようにして、実現を目指して議会もやろうとしているんですけど、そういうことを考えるときに、もっと身近な行政を、自治協議会が自立することはそのとおりです。だけれども、片や行政がここにあるという温かさも大事なことですよ。いかがでしょう、そういうものも含めて、もっと身近な行政がそこにあらないと。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 議員御指摘の、昔の村役場モデルのコミュニティー構想でございます。自治協議会のほうも発足をいたしまして、4年を経過してまいりました。本年につきましては、特に幾つかの自治協議会のほうでも特徴的な、前向きなといいますか、積極的な取り組みも幾つか見受けられるところでございます。

議員から御指摘をいただいておりますいろんな業務が市役所のほうからばらばらに参っているというようなことも、昨年、区長委嘱廃止に伴いまして、区長さんのほうにお願いしていた部分が全て自治協議会のほうに窓口として回ってきております。そういったことも含めまして、自治協議会のほうがいろんな業務に、窓口として携わっていかなければならないというようなことが、非常に業務がふえたというような認識になられている部分もあろうかというふうに思っているところでございます。それにつきましては、自治協議会発足の当初から地域のことは自治協議会を窓口、そして市役所のほうとしては、市民協働推進課、コミュニティーのほうを窓口、一括して取りまとめを行うというようなことで進めてまいりましたので、そういった部分、原点といいますか、各課のほうに周知を図りながら、市役所として取りまとめをしながら、自治協議会のほうとは携わっていきたいというふうに思っております。

また、合併当初からやはり地域の少子高齢化も進んでおりますから、さまざまな問題が生じているのは理解をしております。そういった部分に自治協議会として何ができるのか、そういった

部分を市と自治協議会のほうで協議を重ねながら、できることを一緒にやっていくということで、協働の精神でやっていきたいというふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 瀧内課長の話は、ごもつとも聞こえます。確かに、一生懸命やっているからそういう言葉になろうと思うんですけど、1つお尋ねと、コミュニティーに地域づくり補助金を出していますよね。予算額が480万で、当初予算で確認しています。どういうものに使われているかという、こう見てみますと、もう以前から、特にうきは市は公民館時代からしよった行事に補助金をつける、これはちょっとやめてほしいと思う。自治会が今から自立していくときの昔の行事にそういう金を使うということの、その辺のメニューの判断が、これはもう気になって仕方ありません。やっぱり何かをやるうやとかという特別のものをやって打ち上げ話じゃいけませんけど、そのあたりに何かを生み出していくようなものにしないと、前からずっとやっていた行事に補助金をつけたと、30万ですよ。とにかく7割、3割は負担しなければなりませんけど、その辺はぜひ見直してほしいと思います。

それからもう一つ、私、大石自治会で、しかし、ちょっと総会は知りません。ただ、年度当初に総会が行われます。どう見てもやっぱりしゃんしゃん総会にならざるを得んですね。やっぱり代議員の方はいっぱい来るけど、手挙げて物を言いきる人ちはなかなかいらっしゃらないと思います。

もう一つ、きのうお話、きのうだけじゃなくて、自治会がイベントコミュニティーになっていないかと、何かイベントしようや、イベントしようかと、それじゃいかんのじゃないかという声も有識者から聞きました。なるほどなと思いました。

私の提案が1つあるんですよ。年1回の総会じゃなくして、さっき、上野議員は——
——〔発言取り消し〕——学生の議会の話がありましたですよ、提案が。私は、今、このイベントを、どこに地区に行くわけじゃないんですけども、お見えになる方はほぼ同じ顔ぶれなんですよね。そして、お年寄りあたりとか役員の皆様、子供は何か催しがあるからそれについてくる。ところが、肝心の若い人とか、女性の方、一般の方というのは、もうほとんど関心がないという、そこをどうかするためには、私の提案ですけれども、コミュニティー議会を、結局、年に2回ほど各区の代表者にいろんな意見を聞くような機会もつくと、1回の総会で物事は決まるでしょうけど、意見を聞く機会として、若い人たち、学生もいいかもしれません、お母さんたちあるかもしれんですね。そういう機会をぜひやっぱり私ならつくりたいと思う。でないと、もう特定の人が、昔の公民館のあれをしよるという話がもう。だから、もう少しその辺は開かれたコミュニティーを目指すならば、やっぱり顔を出さないそういう方々においでいただくような工夫もしてやっていかないと、これが毎年ぐるぐる回っていくと、これがもう固定化されて、い

よいよ関心もない。そこに知恵を絞ってほしいと思いますので、私の提案ですよ。だから、強制はできませんけど、そういう意見もあるから、ぜひ意見を聞くコミュニティー議会でも名称は結構ですけど、そういう人たちを引っ張り出すということで、やっぱり何か努力をしていかにやいかんというふうに思います。ぜひ、村という言葉については、有識者の方、ああ、いい構想だなということはしっかり言われておりますことは耳に残しとってください。

最後に、いわゆる65歳、75歳の話ですね。私の、高見というところ、西高見というところがうまくやっているのが、65歳から74歳までがお年寄りの世話を全て見るんです。早く75歳になって、もうふんぞり返っていただきたいと、老人会のあれあたりが、あそこはもう全員が老人会に入るのが義務化されているんですよ。だから、もう一人残らず入ってきて、男性も女性も一緒になって会場づくりから料理づくりからやって、いろんな地域活動が特に西高見の会というのはすごいところで、パークゴルフ場も経営するような進んだところで、それは一つのモデルとして、大いにちょっとお話を聞いて、市長もおわかりでしょうけど、そういうところですよ。

ですから、今私のいう65歳から、定年も延びていくでしょうけど、75歳までの、いわゆる今でいうなら団塊の世代、この人たちを一くりに各行政区で活用するというのはぜひやるべきことだと思います。簡単にはいかんと思いますけどね。でないと、もったいないと思うとです。どんどんもう遠ざかっていく、希薄に、コミュニティーの遠ざかりがそういうところからもわかります。おもしろいことを始めて、私も率先してそれをつくってモデルにしたいとは思いますが、市のほうもそういう応援をぜひしていただきたいというふうに思っておるところでございますが、最後に市長のコメントをお聞きして終わりたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員の御指摘は、65歳過ぎてもまだ元気だと。やっぱり積極的に社会参画、労働参画をして、生涯現役社会をつくれという御指摘だろうと思います。

ところで、老人クラブは御案内のように、老人福祉法という法律があって、その13条に、地方公共団体による援助対象団体として位置づけられていて、どうしても法律マターの対応になっていますので、名称も含めて、なかなか簡単にいかないところがあるということと、老人クラブそのものも、議員が御指摘するように、積極的に社会参画して社会貢献をしようというのが老人クラブですから、何か名称だけで区別をするというのもちょっといかがなものかというふうな、そういうジレンマもありますので、総合的な判断でまたしっかり、要は、全ての皆さんが元気で、健康で、生涯現役のまちづくりをどういうふうに進めていったらいいかを考えていきたいと、このように思います。

○議長（櫛川 正男君） 質問途中に、－〔発言取り消し〕－不適切な表現がございましたので、これを取り消すということで確認をします。

これで、7番、江藤芳光議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩とします。再開は13時30分より再開します。

午後0時20分休憩

午後1時30分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

次に、3番、熊懐和明議員の発言を許可します。3番、熊懐和明議員。

○議員（3番 熊懐 和明君） 許しが出たので、市民の皆さんが不安に思っていることを代表して質問させていただきます。これからの質問は県の事業がほとんどであります。

1つ目に、河川等の公共工事の進捗状況と管理、地域負担金等について、2つのことについてお伺いします。

重点ため池になっている浮羽町袋野にある田代池について、3年前に危なくなっているということで、ボーリング調査2カ所ですが、していただいていると聞いています。その後にマップもできたそうです。現在は27年の地震により亀裂が入り、とても危険な状態であり、のり面の下のほうでは2カ所に水漏れがあり、その水漏れの量も今ふえており、柳川の堤防が壊れたときのように下のほうから壊れては大変なことになるような気がしますということで、池の下のほうに住んでいる人たちは、大雨のときなどは夜も眠れずに、心配で池まで見に行っているように聞いています。朝倉でもため池が壊れ災害が出ています。同じような被害が起きないような防災の面での改修が急務だと思うので、（1）袋野地区にある田代池は、地震により危険だと聞くが、その後の対応の進捗状況や防災面での考えを伺う。

次に、大雨時には赤尾川より井延川に流れてくる水量が急激にふえ、不安であります。そのため日永堰の改修工事を県と市のほうにお願いしていますが、関係者の負担金の問題もあり進んでいない状況です。それで、井延川の水量を減らすにはどうすればよいか考えたところ、湛水防除事業により中園地区にある赤尾川から暗渠排水工事により隈上川へ流しています。その排水量が60%から70%ぐらいしか出ていないということを近所に住んでいる人たちは言っています。それはなぜかというと、隈上川の水位が雨が降れば高くなります。赤尾川より排水されている吹き出し口の水位の高さと同じぐらいの高さになるために、排水がされていないというか、排水されにくい状態にあるということを知っています。

ということで、（2）赤尾川、井延川の大雨時の災害や赤尾川から隈上川に流している湛水防除事業の管理について伺う。

以上、2つのことについてお伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま河川等の公共工事の進捗状況と管理、そして、地域負担金等について、大きく2点の御質問をいただきました。

まず1点目が、袋野地区にある田代ため池の改修事業の進捗状況、そして、防災面での考えについての御質問であります。田代ため池につきましては、農業用水のみならず洪水調整や防火用水機能など多面的機能を有し、地域にとって必要なため池であります。築造後、相当の年数を経過し、堤体の老朽化が見られ、一部堤体には亀裂が見られる状況になっております。このため、管理組合では、下流に人家等もあることから、水位を低位で管理するなど、放流調整に努めていただいております。このようなことから、市といたしましても、県へ防災・減災事業として改修要望をお願いしているところであります。

現在、県におきましては、調査測量を踏まえ、設計に当たっていただいているところであります。平成29年度中には改修の概要が示されるものと考えております。

田代ため池の改修につきましては、その多面的機能や下流域の人家の所在等により、防災上からも早期な対応が必要と考えています。しかしながら、ため池などの農業用施設は受益者負担を求めるとされており、改修に係る事業費の地元負担も必要となります。先ほど申し上げましたように、本年度中に概要が示される予定であり、その内容を踏まえて、負担のあり方等について検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目が、赤尾川、井延川の管理についての御質問であります。

赤尾川から隈上川へ流れる暗渠排水路は、国営耳納山麓開発事業の一つとして、山北地区の湛水防除を図るため国において整備されたものでございます。その排水路の施設管理につきましては、県や耳納山麓土地改良区に確認作業を行っているところでございますが、移管先が不明で、その所在が明確となっていない状況ですので、早急に管理主体の確認を行います。また、施設の現況がよく把握されていない状況でもありますので、今後、現地調査を実施していきたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懐議員。

○議員（3番 熊懐 和明君） さっき29年度に概要が示されてということですが、このことはちょっと後で話します。

田代池で5月18日に県と市の職員と用水組合の人2人と私で現場説明を受けました。現場で地震により亀裂が入っていますが、このままで大丈夫ですかとお尋ねしました。すると、県と市の職員は「大丈夫です」という返答があったので、「責任は持てますか」と聞きました。2人とも「責任は持てません」という返事でしたので、私は大丈夫の意味がわかりません。大丈夫ということは責任を持つということだと思いますが、市長はどう受けとめますか、伺います。これが

1つ。

このままでは下のほうで暮らしている人たちは大変ですから、何か手だてはないですかと尋ねました。すると、洪水吐きを下げれば少しは安心できるのではないかという県の職員さんのアドバイスをいただき、市におりましたので、職員に1.5メートル下げてもらえば少しは安心できるのではないかと話はさせていただきました。そこで、梅雨前に工事をというお願いはしましたが、今も洪水吐きを下げてもらえるのか何もまだ返答ありません。多分ここでも負担金の話があるんだと思います。市長はこの洪水吐きを下げることについてどう思いますか。

2つのことについてお伺いします。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（榎川 正男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 1点のクラックが入っていることについて、県のほうがそういうふうなお話をしたというのは初めて聞きましたので、やっぱりクラックが入って水の漏水とかがあれば、そこから被災が拡大をするということも考えられますので、改修、何らかの対応が必要だというふうには考えているところでございます。

それから、洪水吐きを下げることにつきましては、ため池の全体の水位を低位に管理する上でも、そのほうがいいのではないかという御意見だというふうに思っております。予算の関係もございまして、そこら辺の対応ができるかどうかは検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（榎川 正男君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） 優しく質問していこうと思っておりましたけど、だんだん何かかみ合わないとなしくなりますね。

いろいろありますが、結局負担金の問題が一番あるんじゃないかと思います。地域関係者の中では、田代池洪水吐きなど工事の話をすれば、結局負担金が出ます。私も中に入って負担金の話は出ます。

そこで、結局国55%、県30%、市が15%、その市の15%のうち市が5%で地域関係者が10%と聞いていますが、間違いはないですかね。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（榎川 正男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 負担率については、議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（榎川 正男君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） ということは、はっきりは聞いていません。2億、3億、4億と、多分3億円です。3億円ぐらいということは想像できます。そこで、仮に3億円として、関係負担金は3,000万円です。地域から出せると思いますか。この話、まるっと進みませんよ。で、このことについて負担金の話は関係者としたことはありますか。

それと、洪水吐きも、結局見積りはしたとは聞いていますが、この負担金もあります。このことについて市長に伺います。いろいろ地権者とかの話は聞いたことありますか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、個別具体の御質問をいただいておりますが、一般的には、農業用の施設については地元負担が伴います。当然、議員御指摘のように規模がでかくなれば、その額も大きくなるということでもあります。いずれにしても、先ほどから答弁させていただいていますように、今年度中には概要が示されますので、それを見て検討させていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） ここで、その概要ということの意味をお尋ねします。概要とは、市がいつごろする、予算をいつ取ってする、その意味ですか。お尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 測量を踏まえて、工事の内容、設計、それから、それに伴う積算事業費が示されるものというふうに理解しております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） 設計書はもう5月18日に県からもらっているでしょう。私の前で渡していたと思いますよ。県の職員が持ってきてやっていたから、「それ何ですか」、「設計書です」と。その後にも、県に行つてこのことを話したら、「渡しました」と。そして、「それなら予算もあるから市長の判断ですね。この設計書を出して市長がもし判断が遅くて延びたらどうなりますか」、「それはまた一部やり直さないといけないでしょう」ということまで聞いてきました。で、ここで何で設計書が出て今から調査せんといかんとですか。

○議長（櫛川 正男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 今、測量調査のほうは終わっているというふうに聞いております。それで、工事の内容を出されて、それをどういうふうに詳細を打ち合わせていくか、そこら辺ができていないんじゃないかと思っておりますので、そこを打ち合わせして、最終的な概要が出てくるものというふうに理解をしております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懐 和明君） いや、そうじゃなくて、設計して金額が3億何がし出ているはずですよ。そして、結局市が予算立ててなれば、県はするという事態になっているはずですよ。それで何で調査してどうこうとあるんですか。結局、これ県の工事でしょう。で、私も詳しくないけど、予算を立てて金額も出て、工事方法も出て、市に渡して、市が予算のあれは市長なり通さんといかんでしょう。もしそれがあれば県はするんですよ。何で、どこで概要どうのこうのとなるんですか。今の話じゃ、設計書もまだ見ていないんですか。金額知っているでしょう、お聞きします。

○議長（榎川 正男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 私のほうが詳しい設計書についてはまだ見ておりません。

○議長（榎川 正男君） 熊懐議員。

○議員（3番 熊懐 和明君） 職員が上げていないんですか。そういうことがあるんですか、市長。職員が上げてこないということがあるんですか。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） いや、我々は組織で仕事をしておりますので、そこの風通しはいいはずですよ。

○議長（榎川 正男君） 熊懐議員。

○議員（3番 熊懐 和明君） 私、現場で渡しているのも見たし、県のほうに行ったら係長さんと担当者の人と話して確かめたんですけどね。この前やったでしょう、設計書。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） いずれにしても、今、田代ため池、個別具体の御指摘でございます。また、いま一度この後、しっかり担当者も交えて話を聞きたい、このように思っております。

○議長（榎川 正男君） 熊懐議員。

○議員（3番 熊懐 和明君） 何でこうしつこく言うかといいますと、朝倉も結局三連水車のところが大変な災害になったでしょう。あれはため池が壊れたからなったんですよ。そういうことで、地権者の皆さんはずっと心配して、結局ため池ができた時点では、上の山、谷川からの水を受けとめるための一つの池だと思います。そすと、その下のほうに住んでいる人たちは、それを使う、使わんなしが一番困っているんですよ。だから、雨が降ればまたああいうふうになったら困るということで、夜も眠れずに見に行っているということを言ったでしょう。その危機感もなしにそういう、何かあきます、腹が立つ前に。私は相談されて情けない。

そして、この高額な金額を払えないと思いますから、結局、住民の皆さんたちは防災の面でお願ひしますということまで言っていますよ。それをどう受けとめるのかなって。結局、災害が起きる前に避難するのではなく、災害が起きる前に工事や手だてをして防ぐのが防災と思うが、市

長は防災についての考えはどう捉えているか教えてください。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ため池については、うきは市のみならず全国各地に多数あって、今、その老朽化が大きな課題になっておりまして、ため池の耐震化工事をどのように進めていくかというのが大きな課題であります。うきは市内にも本当にたくさんのため池があって、長寿命化計画の視点でいろいろ計画の策定等をやらせていただいているわけですが、今、田代ため池の個別具体の話をお聞きしましたので、また後ほどしっかり協議させていただいて、議員には回答させていただきたいと思えます。

○議長（榎川 正男君） 熊懐議員。

○議員（3番 熊懐 和明君） まあ、このくらいで後は信用して待ちよきます。ばってん、早急な対応が必要と私は考えております。

次に、湛水防除事業について。まず、この管理者が県も市もわかっておらず、つくったのが40年前なので、甘木農林事務所で管理は県と、これは甘木農林時代につくったものです。管理は県と思い、県の事務所で調査をしていただきました。そこで、管理であることがわかったのは市ということです。県の職員の方が調べたのは、結局何年ごろにつくったのかもわからず、調べたけどわからないということで、耳納山麓土地改良区のほうにお尋ねしたと。そしたら、市のほうですということが言われたということで、これも報告しています。そして、さっきはまだわかっていないという返答やったでしょう。

何でこれをまたしつこくじゃないけど言うのかというと、今言ったように、これは中園地区の赤尾川から隈の上川に湛水防除で暗渠を通して流しているのが、吹き出し口の高さが一緒に流れにくい。結局、これを解決してもらえば井延川のほうの水量も減るんですよ。すると、日永堰のところでも床下浸水したところもなくなるかもしれない。ということで、大事なことでありますから、県のほうにこの管理はどこですかと聞いたところです。

多分、さっき管理は市かどこかわからないという返答じゃなかったですかね。確認をしないと。（「確認はしています」と呼ぶ者あり）これは職員には報告していましたが、県が調べてどうこう。そして、県の職員から課長宛てに電話が来て、課長がおらんで係長がとったか何かで報告が来ています。全然市長まで届いていないということですね。

で、調べてみれば、結局市の管理ということがわかると思えます。耳納山麓土地改良区に聞いてもらえば、40年前、浮羽町の佐藤課長さんのときです。私が20代のころにありました。ということがあったということは、これから先は市に調査とか相談したら進めてもらえるのか、まだ管理がどこかはっきりしないとできないものか、お伺いします。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 赤尾川の樋門につきましては、国営の耳納山麓事業の一貫として、あの中園地区の湛水を防ぐためにつくったというふう聞いております。実際、直接的には国営の事業の一環としてやっております、耳納山麓土地改良区については、そのいきさつについては御存じかと思えますけれども、その施設そのものを市のほうに渡しましたよというものが今のところ見つかっていないという状況でございます。したがって、その確認作業を早急に行いますということで御答弁させていただいております。

なお、底地につきましては市の名義になっているということまでは確認をしております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） 課長に聞いたところでは、はっきり何でもわかっていました。だから、そっちの方面でも聞いてもらいたいと思います。これも早急にしていかないと、災害は減っていきません。頭痛かろうばってん、どんどん考えていってもらわにゃ市民の人はなかなか住みにくいきは市になりますよ。個別個別と言いますが、結局全体は一緒ですよ、うきは市のためですから。これも、そこで早急に調べてもらって進めてもらうということで、次に行きます。余り同じことで聞いても大変でしょうから。

次に、公共工事関連で治山ダムについてお伺いします。

国本の治山ダム工事の件ですが、5月に現場の説明会があり、本年度は間に合いませんので次にやりますと聞いていました。それも、最近市と関係者の皆さんたちから、「朝倉の災害があり、一、二年はおくれるような話がある。それは本当ですか」と私に聞かれました。「いや、そういうことはないでしょう、誰が言っていますか」、「市も言っています」ということで、県の事務所へ行ってきました。

災害で3倍の職員で対応している中、ちゃんと話は聞かせていただきました。「市のほうで朝倉の災害により一、二年工事がおくれるという話を聞いていますが、本当ですか」と聞いてみました。「県としては、設計もできており、工事についてはやります」と。「いや、本当ですか、災害があつて大変でしょう」と。「いや、これは設計もちゃんとできていますから、やる方向でやっています。幾ら災害があつても、100%じゃない何がしかのはしていかないと県もだめですから」というお答えをいただきました。そして、今はうきは市の保安林指定同意書を待っている状況ですと。

「ああ、そうですか、じゃ、帰りにすぐ市のほうに寄ってその旨伝えます」ということで、12月21日に行ってきました。そして、ちゃんと報告し、帰りに市の職員にはお願いはしてお

きました。で、私の話がわかりにくいとか信用しにくい場合は、課長に県の誰々に電話して確認してくださいと、そこまで報告し、帰りました。これが5月に設計ができてその話をしていますから、その時点で保安林指定同意書というのが要するというのはわかっていたと思います。

そして、そのとき途中で聞いたのが、前は一部でしたけど、今は広がって全体的にもらわれないといけないようになっていきます。だから、大変ですということまで聞いていました。だから、係のほうには国、地域の人と集まってもらって一緒に手分けしてしたらどうですかということまで言っていました。そして、区長さんにも言っていました。そしたら、一緒にしましょうと。その後どうなったかはわかりません。

ここまで県は進んでいて、これ、負担金も何もないんじゃないですか、治山ダムというのは。保安林指定同意書を集めるのに、どういうところまでどういうふうに行っているか市長はわかっていますか、お尋ねします。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（榎川 正男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 治山事業につきましては、従前はその治山堰堤の底地を保安林指定にすれば事業採択ができたというふう聞いておりますが、平成29年の改正で、堰堤をつくる沢の隣接する山林につきましては、保安林を指定することの同意が必要というふうになってきております。現在、保安林指定の同意をもらうべく同意の徴集に努めているところでございまして、きょう現在で22名中8名の方の同意を得ているところでございます。

ただ、中に数名、市が遠くの方がいらっしゃいますので、そこら辺の関係とかがありまして少し時間がかかっておりますけれども、今、指定の同意の徴集に向けて取り組みをしているところでございます。

○議長（榎川 正男君） 熊懐議員。

○議員（3番 熊懐 和明君） この保安林指定同意書の件ですけど、これ、課長はどのくらいに集めて提出しますから、工事のほうは進めてもらえますかという電話しましたか。

○議長（榎川 正男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） それは県のほうにということですかね。いや、県のほうにはまだ連絡はしておりません。事業保安林指定同意が全て調って事業採択申請がされるものというふう聞いておりますので、そちらのほうを今、積極的に徴集に取り組んでいるところでございます。

○議長（榎川 正男君） 熊懐議員。

○議員（3番 熊懐 和明君） なぜ今それを聞いたかというのと、私が行ったときに同意書の話も

しました。結局、一部であって同意書というのは全体にありましたから大変ですと。多分、暇がかかりますという話もしました。そしたら、名前は言いませんけど、どう考えてありますかと言うから今言ったように言ったら、結局、100人が100人ももらわないといけないことはないと思いますと。今言ったように、東京とか連絡がとれないそういうのは何人のうち、どこでどうしてどうなった、連絡はとれない、亡くなっているとか、そういう報告でいいんじゃないかと思っ
て、私はそれで上げようと思っていますと。そういうふうにかんじで考えておられたので、今、県のほうに話はしたかということを知りました。せんと、自分たちばかり100が100
そろえないといけないという感覚でしたら日にちかかるでしょう。その意味で今、確かめた。

で、これが私は100名ぐらいかと思ったら28名じゃないですか。これ、地域の人とすれば
すぐわかるんじゃないですか。そして、ここ何名ですかと、結局、この治山ダムはさっきもほ
かの議員のときに推進してまいりますよ。答弁しよったでしょう。全然推進していないじゃない
ですか、進みよらんじゃないですか。

これ、設計書が出て、工事金額も出ていると思いますよ。そして、同意書も進まんま来て、
県のほうは工事待ちというか、段取り待ちになって。だから、結局おくらしている分、一、二年災
害でおくれるという話を持ち出しているんですか。これを出せば1年、2年延びますから。そう
いうふうにとれますよ。職員が勝手に言うのか、市がしたくないからそういうふうになっているの
か。

この国本のダムをつくろうとしている下に2軒の家があります。そこは、大雨が降れば土のう
を積んで、こうしたら玄関に入ってきていますよ。災害はあっているんですよ。あなたたちは現
場を見に行きよらんっちゃないと。ぬるいもん、進め方が。どう思いますか。

○議長（櫛川 正男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 事業の進捗が遅延しているんじゃないかということで御指摘も
いただきました。県のほうとも、もう一回話をさせていただいて、同意の徴集率の問題等も含め
まして対応していきたいと思ひますし、できるだけ早く22名の地権者に対して速やかに同意が
とれるように、そちらのほうも進めてまいりたいというふうを考えております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懐議員。

○議員（3番 熊懐 和明君） 強くお願いしておきます。

結局、県のほうには県の工事でお世話になるほうですから、何名の同意書が要りますけど、ど
のくらいのめどで進めて頑張りますから、来年度の工事には間に合うようお願いしますという
ことは言ってもらっておかんと、向こうはずっと待っていても年度越したらしてもらえませんが、
また1年延びますよ。ということで、お願いしておきます。簡単に優しく行こうと思ひよったと
ばってんな。

2番目、これからの農業や林業について。

この前に、江藤議員が言っていました久留米で進藤金日子先生をお迎えし土地改良事業についての勉強会がありました。法人、組合組織、あるいは狭い田んぼに対してもいろいろな話をさせていただいたことを思い出し、その話の中に出ましたが、狭い田畑に対しては圃場整備を進めていくように、現在は圃場整備についてはいろいろな補助金もあり、やり方によっては金もかからずにやっていけるような話を市長も聞いていたと思います。山北、朝田原、土取など、広いところではまだ圃場整備が終わっていないと聞きます。今後、市長は圃場整備を進めるのか、狭い農地は担い手がなくなり放棄地がふえると思うが、(1) 5年後の零細農業や10アール前後の農地をどう残していく考えなのか伺います。

次に、福岡県も今は森林環境税を利用し一定範囲の樹木を全て伐採する主伐を行い、自然に飛んでくる広葉樹の種子の発芽を持つ自然林化も進めています。その後の手入れは不要であるということで、行政指導の自然林に戻す方策は、現状が複雑な広葉樹がふえれば大雨時の減災にもつながる可能性があるという九大の先生が書いていました。

それと、バイオマスについては、さっき聞いていましたけど、採算もとれず燃料のチップも足りないため、無理だということは聞いていました。でも、さっき小規模なものをやっていくということを知りましたので、市長、あるパーティーで木質バイオマスの調査のほうも委託し、頑張っていると言ったように感じたので、(2) 林業の主伐化に対しての販売対策や森林保全の考え、また、木質バイオマスはとめるのか、進めるのか、お伺いします。

○議長(櫛川 正男君) 高木市長。

○市長(高木 典雄君) ただいま、これからの農業や林業について、大きく2つの御質問をいただきました。

1点目が、5年後の零細農業や10アール前後の農地の利用についての御質問であります。国は、農業競争力強化に向け農地の集積集約化を図り、農業の大規模化、効率化を推進しております。しかしながら、作業効率性の低い圃場や狭い進入路の圃場につきましては、集約化を図ろうにも、なかなか借り手がいない状況であり、このまま利用権の設定が進まなければ、将来的には耕作放棄地になる可能性は大きくなっていくものと考えられます。

今後とも、でき得限りの農地の集積、集約化に努め、農地の有効利用を推進していきたいと考えております。そのためにも、中間管理機構による事業の活用等も検討していき、地権者の同意がもらえれば、畦畔除去、暗渠排水等の条件整備に取り組み、少しでも作業効率性の向上に努めていきたいと考えております。

一方、大規模農家ばかりで地域農業が成り立つことはなく、小規模な農家の営農活動により地域農業を維持していくことも大切であります。小規模農地の所有者及び耕作者の方にも、でき得

る限りの営農継続をお願いしていきたいと考えております。

2点目が、林業の主伐化に対する販売対策、森林保全の考え、木質バイオマスについての御質問でありました。

うきは市内の山林は、10歳級以上の高齢級の森林が増加し、利用期を迎えております。これまでの間伐中心の施業から、主伐再造林を推進し森林の循環を図らなければならないと考えております。浮羽森林組合においても平成26年より主伐の推進に取り組んでおり、今後も素材生産量の拡大を目標としております。

一方、大径木の出荷が多くなってくれば、製材所においても設備投資の必要性も出てくると予想されることから、大きな課題となると考えております。

現在、うきは市林業・木材産業の振興に向けてビジョンを策定しております。その中で、上記の課題についても、加工事業者のヒアリングも行いながら検討していくこととしております。面積の約50%を森林が占めるうきは市としても、昨年度より地球温暖化問題等への対応から、再生可能エネルギーとして環境面ですぐれている木質バイオマス利用のための調査を行っております。

調査の内容などにつきましては、昨日答弁したとおりでありますので省略をさせていただきますが、化石燃料の代替として木質バイオマス燃料を利用すれば二酸化炭素の排出を削減することができるため、地球温暖化防止へ貢献することができます。また、地域の木材を活用することは、森林整備を促進し、森林の多面的機能を向上させるだけではなく、未利用間伐材等の価値を生み出し、林業経営に寄与することも期待できます。

発電コストが高いなど経済的な理由から普及が進んでいない状況にありますが、今後、新たな技術の向上など施設導入等の環境も変化していくことが考えられますので、そのような意味では、木質バイオマスエネルギーの普及方策等につきましては、短期、長期の視点で自治体としてしっかり引き続き検討していくことが必要だと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） 農業のほうは、狭い田んぼは作り手がいなくなるという今、話が出ました。でありますから、今のうちに狭いところは圃場整備、地主さんたちがするしないは別にして、なるべく圃場整備して法人、組合の人たちに救ってもらう、それでもだめなところに関して放棄地がふえる可能性がありますから、それを畦畔を外し広くしていくとか、前にも言いましたが、作り手がいない、お年寄りですから、機械で植えてとれるようなものを考えてもらうということは、委員会でもずっと前から言っていました。せろじゃなくて、議員も一緒になって考えていきますから、何かいい知恵はないですかという話はしていました。

で、畦畔の話もこの前の議会で終わって話もしました。私もどういう、隣地承諾がいるものか、

どういふ方法でしていいのかわからない、まだはっきりわかっていませんが、今それがわかっていふならお聞きしたいと思ひます。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 畦畔除去事業でございますが、これは農地中間管理事業の取り組みの一環として条件整備事業としてございます。ただ、先般から沖出地区とかいろいろな関係者が寄っているときに話をした中では、地権者のほうはなかなか畦畔除去に対して、やっぱり質がなくなるというふうな不安感もあって、話をしてもなかなか了解がもらえないと。貸し借りには応じますけれども、小さい圃場のままでなかなか進まないんですよというふうな今の現状もお聞きをしております。しかしながら、やっぱり効率化を図っていくためには、規模を少しでも拡大して効率性を高めていくことが必要でありますので、引き続きその取り組みについては推進をしていきたいというふうにご考慮しております。

それから、1点、圃場整備の問題が出ております。圃場整備についても、例えば、浮羽町全体を一つの団地としまして、圃場整備を以前、ことしの春でしたか、負担金なしでできるというふうなことが報道されましたけれども、なかなかそういう大きな団地で転々とするような負担金なしの圃場整備については採択が難しいというふうなことを聞いております。したがって、ある程度まとまったところでの10ヘクタール、20ヘクタールの団地を整備していくというふうなイメージでございますので、なかなか浮羽町についても山春の一部とか浮羽、流川とか、面積的に少ないところが未整備で残っておりますけれども、そういうところの採択についてはなかなか厳しい状況もあるというふうにご理解をしております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） 今の大体説明はわかりましたけど、畦畔の件も、それ、全体的に大きい、広いところの話かもしれません。私が言いたいのは、私も含め自分たちが近所に2反、3反とか1反5畝とか持っています。そこの段差が20センチなりそのくらいなら、畦畔をのましてされますかという話で、大きい間隔じゃなくて、狭いところを幾つかでも畦畔をのましていけば、1反が2反になり、そう法人の人もつくってもらえますから、そういう感覚で聞いたのであって、個人で自分の田んぼをするのに隣地承諾とか要りますか、何が要りますかという決まりがありますからというのを聞いたのが一つと、この前、私たちが聞き方が悪かったのか、久留米であった進藤先生の話では、いろいろやり方があるから、それを考えてやるように、今は相談には乗りますよという話で、市長は今もおいりましたので、政治力を持って聞いていただいて、だめなときはだめでいいですから、努力はしてもらいたいと思ひます。

ちょっと畦畔のことを。

○議長（榎川 正男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 畦畔事業につきましては、この事業に関しては隣地承諾等は必要ないというふうに理解しております。ただ、20センチ、30センチでもやっぱり基盤が違いますので、深田、浅いところというような状況が出てきます。ただ、それを均平作業でレベルにしても、なかなかそういう基盤が合わないというところもあるかと思えますけれども、そこら辺一定、時間が少したてば、落ちつくところもあるかと思えますから、そういうところについては事業の活用については進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（榎川 正男君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） ということは、ある程度やればできるということで聞いておきます。

そして、あとバイオマスですけど、私は勧めているんですよ、やってもらいたいから。でも、何でこの質問をちょいちょいするかというのは、委託料800万円、400万円と使って採算がとれないからやめますとか、しませんとか、その前に、調査会社はどこに頼んだか知らんけど、私たちは調査して一般質問で報告しているんですよ。ここでこうできます、こうと。そういうのを先にある程度調べてしないと、10分の10の金額かもしれませんが、税金の無駄遣いですよ。だから言っているんです。それはやってもらいたいんですよ。そして、今度また小規模を考えてということですから、400万円出しているんでしょう。それは何がしか結果を出して進めてもらわないと、また無駄銭になる。

というのは、結局、私も前の質問で、竹は南関町に調査に職員も連れていきました。そすと、小規模なリフトで抱えるようなボイラーチップを使って、ハウスとか温泉いろいろやっていますから、小国町ではこういうふうにやっていますよと。チップも山から持ってきたら工場で2,000円とか従前いろいろやっていますよということを報告しました。ここ、森林組合も一緒に来て話も聞きました。そういう情報があつて、何も生かさずに委託料ぽんと頼んでだめでしたと言うから、私は何遍でもこれは質問する。

反対で質問するんじゃなくて、前向きに調査したらこうだから、もう一遍これでやりますち何かやってもらわないと、もう何年になりますか。ずっと後手後手なんですよ。よそはどんどんどんどんやっていますから。竹に関しても、南関町に調査に行っても、竹も南関ではやっています。だから、森林組合で竹チップもつくれば、木材チップと半々に混ぜれば、火力も弱くなって燃料として使えますよという話もしたと思います。そういうことで、やめていないと思いますから、前向きにこの木質バイオマスも検討していただきたいと思います。

再度、このことについて。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 昨日も諫山議員のほうから御質問をいただいております。平成13年から当時合併前に浮羽町の時代から、いろいろ計画を策定して今日まで来ております。そして、最近は今、御指摘されるように、昨年度が環境省の10分の10の補助金をいただいて、約800万円近い事業で調査をさせていただきました。

そして、ことしは地方創生推進交付金を活用して、400万円に近いお金で今、調査をやっているところであります。これまでの間、私どもは以前調査したからもうわかり切っているだろうと、調査しなくてもいいんじゃないかというような御指摘も昨日はいただいたところなんですけれども、やはり我が国全体がCO₂削減あるいは地球温暖化防止のためにどう取り組んでいくか、持続可能な地域社会をどう構築していくかというのが大きな課題でありますので、いろんな機会を捉えているような方角から可能性を見つけていきたいという、この一心で今、取り組みをさせていただいております。

そうすると、もう一つ、再三議員から御助言もいただいている放置竹林対策の一環である竹チップを活用したバイオマスであります。これも十二分に議員の御指摘、南関まで行かれています調査されたということはしっかりお聞きしておりますので、そういう資料を受注されているコンサルのほうにお渡しして、何とかうきはに合った正しい木質バイオマスの取り組み方法がないかというのを今、取り組みをさせていただいているところであります。

今後もしっかり、やはりきのうも申し上げたのですが、今まで環境と経済というのは両立しないという観点から、やっぱり発想を変えていけば、今度は環境と経済が両立するような、そういう社会が来るのではないかということと、例えば、一つの例が、竹チップがなかなか木質バイオマスエネルギーに転換できないのは、やっぱり技術的な熱量が高いゆえに、ボイラーがすぐさま破損する等々の課題がありますが、今、日進月歩、いろんな企業が正しい技術に取り組んでおられますので、日々技術更新される中で、しっかり持続可能な地域社会づくりをつくるという観点で、これからも木質バイオマスエネルギーについてはしっかり取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） 話を聞いて、市長も前向きに一生懸命まだやっていくということなので、期待して、あと5分は次回の質問に貯金して終わりたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） これで、3番、熊懷和明議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 次に、12番、高山敏枝議員の発言を許可します。12番、高山敏枝議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） 今回は2問の通告をしておりましたので、通告順に従いまして質問をさせていただきます。

1問目は、法令等による行政への規制と、その対応策についてということですが、ここに書いております個人情報保護法、そういった規制とか、そういったことによって、今、民生委員さんもいろんな意味で困っているというのをお話を聞いてきました。引きこもりや老々介護、高齢者の独居家庭などの情報開示ができないと。そのために、なかなか要支援者の様子が見えにくいというようなことでもございました。そういったことを受けて、国のほうも新個人情報保護法ということで改正はされましたけれども、それによって民生委員さんにある程度の情報は流れるようになっています。

しかし、民生委員さんのお話を聞くと、自分たちはもらえても、この情報が人には言えない。だから、近所の方があそこの方がちょっとこのごろ見えんけどどんなですかねって逆に民生委員さんに聞かれるけれども、民生委員さんはそれをお話しして、だから見守ってください、私たちもするけど近所だから気をつけとってくださいということが言えないと。なかなかどのあたりまで情報を言っているのが非常に難しいというようなことをおっしゃっておられます。

それから、引きこもりについても、行政ではなかなか情報が得られないので、民生委員さんを通して、どこにどういった引きこもりの方がおられるのかというのを模索したいというお話はするけれども、民生委員さんに聞くと、民生委員さんは自分たちにもそういった情報がなかなか来ないので見つけにくいと、本当に市ではそういった情報が見えないんでしょうかと逆に聞かれますということで、いろんなところで矛盾を民生委員さんも感じているということをお聞きいたしました。それが現状が本当にどうなんだろう、うきは市ではどういう現状にあるのかということをお尋ねしたいと思います。

また、そういう現状の中で、漏れのない要支援者援護、援助を行うためには、どのような対応をしておられるのか。また、対応をしていかれるのかということをご第1問目でお尋ねしたいと思います。社会福祉法で地域の福祉、そういったものの義務というのが市町村に出てきております。そういったことも考えあわせ、漏れのない援助をどうやっていくのかというのは市の重大事項だと思いますので、お尋ねをいたします。

2番目についてですけれども、実は私は10月の末に全国市町村国際文化研究所というところで勉強会に行っていました。

市長にお尋ねしますが、今、内閣府が提案募集方式というのを広めておるといのは御存じでしょうか。このことは、前の片山善博鳥取県知事ですね、国のいろんな官僚にもなられました。その方のお話の中で、片山さんたちが国のいろんな官僚になるときは、全国いろんなところから来られた官僚がおったと。だから、何か新しいことをしようというときに、九州は九州の出身

の方、北海道は北海道、各いろんな全国のあちこちの事情を話しながら新しいものをつくっていったと。ところが、今、官僚の出身を見てください、ほとんど東京ですよ。100%とは言わないけれども、東京出身の方の官僚がほとんど。そういう方が審議していろんなものの規制をつくられております。ということで、地方には本当にそぐわないものが出てきていますということをおっしゃっておられました。そういったことを考えあわせて、今、内閣府も提案募集方式ということをしているということでございました。

この研修会で内閣府の参事官の話や総務省の自治行政局の課長さんとかからのいろんなお話を伺ってくる中で、国も今、地方が困っていることにはいろいろ改革をしていきたいという前向きの姿勢を持っているということをしっかり受けとめて帰ってきました。いろんなときに、地方の力でどうしようもないと、これは上法の規制です、あるいは国からの通達ですということで、なかなかそれ以上に突っ込めないというのが今までずっと聞いてきました。

先ほど江藤議員の質問の中でもありました。老人会の件で、市長は老人福祉法によって老人会とか、それから、年齢の問題、名前、いろんな問題にも規制があるということです。こういったことも、やっぱり現場から考えると65歳はまだまだ働けるし、まだまだ地方でいろいろ活躍していただきたいというのがあっても、老人会に入らなきゃいけないとか、老人会に入っても、なかなか65歳の人は老人会になじめないという現場の声をやっぱり上げていくという、そういうふうには仕方がないじゃなくて、じゃ、地方がもっとよくなるためにはどうしたらいいのかという提案、そういったものを国にすべきではないだろうかと思えます。

実は、先ほど言いました提案募集方式で、これは26年から内閣府が募集をしております。この26年から28年の間に各地方自治や団体から1,500余りの提案があっております。地方自治からも133の地方自治体からの提案がなされているということでございます。そういったことで、いろんなことが改革なされてきております。あるいは条件緩和がされてきているというのが現状です。そういったことで、いろんなことを提案するということのメリットは何なのかということになると、大変申しわけないんですが、市の職員の育成に非常に効果があるということを言われています。

これは愛知県の豊田市のほうですと、これに提案した職員で、取り上げられたら市長が表彰するというようなことがあっております。この26年から28年までの間に、豊田市では26年に6件、27年に5件、28年に4件というふうに、市の職員が提案をしてきています。そのことによって、非常に市の職員の中で、国が出したものが本当に狙いほどこなんだろうか、何が言っているんだろうか、このことが自分の市にとって本当にいいことなのか。そういったいろんな国から流れてくる情報にそのまま仕方がないとか、これを従わなければじゃなくて、その通達されたことを市にとってどうなのかという、そういう考える力、市にとって、市民にとっての立場で

考える、そういう態度が出てきていると言われていました。また、そういったことで、職員については国のそういったものを変えていけるという喜びとか、そういったことにつながっていると言われていました。

そういったことで、今までは私も国からのものはしようがないと、上法で決まっているんだということだと思っておりましたが、今度この研修会に行くと、そうではない、国もいいほうに変わろうとしているということをしっかり見聞きしてきました。

そういったことを考えたときに、先ほど出ましたように、一つ一つがやっぱりこれはというものを感ずることが、恐らく職員の皆さんにもたくさんあるんじゃないかと思ひます。例へば、高齢化してきて農地とかそれをもとに戻したいとか、山に戻したいとか、でも、そういったのも非常に規制があつてできないというのを聞きます。しかし、そういったのも現状を内閣府に提案し、そして変えていける。これ、毎年6月末までに提案をすれば、それを内閣府のほうで審議し、捉えて、そして、重要であればこのことに対してまた内閣府からの問い合わせがあり、詰めていつて変えていけるという方向がきちんと明示されておひます。

そういったことを考えたとき、市長、どうしようもないということ、やはりうちから提案するということはお考えはありませんでしょうか。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま法令等による行政への規制と、その対応策について、大きく2点御質問をいただきました。

1点目が、個人情報保護法や規制などにより、引きこもり、老々介護等の情報開示ができず、要支援者の様子が見えにくく、民生委員さんも動きにくいということで、その現状と援助についての対応の御質問をいただきました。

独居高齢者と引きこもりや、いわゆるダブルケア、介護と育児あるいは介護と孫支援など、多様な課題を抱えた市民の方が増加している中で、民生委員、児童委員が果たす役割について、ますますその期待が高まってきておひます。その一方、個人情報保護の意識が高くなつておひる今日、その壁に阻まれて、民生委員、児童委員が活動しにくいといった状況が出てきておひます。

しかしながら、民生委員、児童委員は厚生労働大臣が委嘱する者であり、民生委員法第15条によって個人情報の守秘義務が定められておひます。そのため、うきは市では、世帯構成がわかり活発に活動していただけるように、以前から住民台帳を提供させていただき、毎月異動による更新も行つておひるところであります。

また、災害発生時の支援活動のために、災害時避難行動要支援者名簿を配付しているほか、本人や家族の同意の上で、緊急連絡先やかかりつけ医などの情報を記載したひとり暮らし高齢者見

守り台帳を提供し、高齢者見守り活動を実施していただいております。

最近では、民生委員、児童委員から見守り対象の高齢者を訪問したところ、何度行っても不在で心配をしていたが、家族に連絡すると介護施設に入所したことがわかったなどの声が多く寄せられることから、必要に応じて入退院や施設の入退所等の情報が得られるよう、高齢者の方の担当ケアマネジャーとの連携体制も整えているところであります。このように、うきは市においては、民生委員、児童委員ができるだけ活動しやすいような環境づくりに向けて努力をしているところであります。

また、漏れのない支援ということですが、民生委員、児童委員は、多くが複数の行政区を担当しており、当然その全てを一人で賄うことは困難であります。社会福祉協議会が委嘱しています福祉委員や地域住民の皆さんの御協力が必要不可欠であります。これまで各自治協議会や行政区の御協力により、社会福祉協議会が実施してきました福祉小座談会での身近な課題の掘り起こしがますます重要となってくると思われます。したがって、うきは市としましては、この事業を今年度より「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業として取り組みまして、これまで以上に福祉小座談会の開催を推進していくこととしております。これに加えて、市民の皆様に対する福祉教育等多様な事業を展開することで、漏れのない要支援者援助を行っていくことができるよう努力をしまいたいと考えております。

2つ目の御質問の、地方の市民のためにはどうすることがいい方法なのかを考え、国へ提言できないかという御質問でありました。

先ほど答弁させていただきましたように、民生委員、児童委員の皆さんの活動には支障を来しておりませんが、ほかについては、個人情報保護に関する法律等の壁に阻まれていることがあることも承知をしております。現在、九州市長会で個人情報の定義や対応のあり方をルール化し、個人情報共有やマイナンバー活用を行うべき場面を全国で統一し、よりすぐれた行政サービス体制を可能とする新しい法律を制定するよう要望しているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） 市としても最大限のいろんな努力で民生委員さんが働きやすいようなということ、あるいは同じような形で連携をとってしていくということでは、民生委員さんからも一応お話は聞いております。しかし、なかなかやはり動きにくいというものがあるというのを聞きしておりますが、先ほど言われた各福祉委員さんには名簿は渡っていないと思います。それで、先ほど言われましたように、確かに民生委員さんいろいろ動いているけれども、かなりのところを担当しているので、一人ではなかなか目が行き届かないと。そういった意味で、各コミュニティの福祉委員さんたちとも連携をとりたいけれども、そのあたりのどのくらい情報を上げていいのかということに非常に困っておられるというの

が現状のようです。

そこで、ある地域では、同意書をとって、その同意書で皆さんが共通に情報を得て、そして、全体で見守る、地域で見守る、みんなで声かけ合うというようなことを考えているということもあるそうです。そういったことを、やはり市としても率先してそういうことができないだろうか。情報は個人が許可ができれば、そういった形で皆さんに援助を求められるし、それは結局はそういった介護だけでなく、災害のときにもそういった形がしているということですので、そういったことで、少しでも漏れのないようにしていただきたいというふうに思っておりますが、その同意書のとり方といいますか、そういったことは考えられますでしょうか。その点をお尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ことしの5月30日から改正個人情報保護法が全面的に施行になりました。その中で、個人情報を取り扱う事業者が今まで5,000件以上ということだったのですが、その制約がなくなって、ますます厳しくなっております。しかし、行政サービスをしっかりやるためには、いろいろ本人の御同意をいただければやれるという決まりもありますので、しっかりその法の趣旨あるいは法がいろんな例外規定を定めているところをしっかりと確認をしながら適切に対処していきたいと、このように考えております。

先ほどから内閣府の提案制度の話が出ました。今まで地方分権の一環でこの提案制度が内閣府で進められているんですが、今まではどちらかというと国の地方分権改革推進委員会のほうで決めて、こういう権限を地方に移譲しようというか、今はまさに下から個別提案型に臨機応変に権限移譲を国から地方へという中で、提案制度が今進められております。このことにつきましては、今村副市長が常に内閣府の動きをキャッチして、職員のほうにそういう情報提供をしております。まさにそういうところに我々がしっかり研さんというか勉強をして、研さんを踏まえてしっかり国に提案ができるようになれば、本当にすばらしい職員、まさにどう言うんですかね、うきは市民の皆さんから頼れる公務員に成長していくものだと、このように承知しているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） おっしゃるように、福祉ということが非常に大事ですけども、また、職員のいろんなモチベーションを上げるということも大事だと思います。

それで、先ほど座談会の件をおっしゃっていただきました。社協があちこちで座談会を持ちながら、そして、社協の行政と、そして必要性と、それから、市民にそういった協力ということで回っておられますが、ただ残念なことに、社協からの座談会というと、極端に参集する人数が少ないというのが現状にあるようです。やはりこれは、自分にはまだ関係ないとか、そういう感じ

の方が多くて、一番問題なのは、やはり福祉教育ではないかと思います。いつかはやっぱり自分たちもそういう老後になったりいろんな助けを求めることもあるという、そういう昔からある相互の助け合いの感じ、昔から言いますように、昔の村の育成というのは、隣近所で助け合ってという、きょうちょっと江藤議員からも小さな自治体のやり方が出ましたけれども、やはり昔に戻ろうというのは、ただ形でなくて、人間関係が昔のようにお互いが声がかけて、そして見守るといふ、そのことではないかと思います。

で、今、非常に逆に声をかけると要らんこったいとか、何されるかわからんというようなことが言われるような世情になっていますので、そのあたりを田舎のよさということで、そういった意味で、やはり市としても福祉教育ということにぜひ力を入れていただきたいというふうに思うわけです。

先ほど市長から言われた提案方式についても、今、いろんなところで取り組まれておまして、例えば、従来型の一括してじゃなくて、特養老のほうで一律一人一部屋という決まりがあるものを、貧しい人は余計それでも行けないとかいろいろあるので4人部屋にできるとか、あるいは工場を立地する際に緑地帯を必ず設けなければいけないという規則があるけれども、自然豊かな田舎に工場を立地するときには、その緑地帯の場所が緩和できて15%でいいとか、いろんなそういう緩和策が今、国から打ち出されています。こういったことの提案は、さっき言いましたように、提案募集で地域から出た言葉を内閣府が変えてきているということになっています。

身近では、太宰府では駐車料金を取るときに環境税というのを取っていいかということで、内閣府との折衝で環境税というのを太宰府の駐車料金の中には別に取っているそうです。その環境税で地域の整備をしたり、そういう文化的な太宰府というところの環境整備に使っていると。それが1年で今、7,000万円からなったという数字も出ています。

そういったことで、やはり今あることをそのままじゃなくて、もっとするためには何かいい方法ないかなという、その面をぜひ持っていただきたいというふうに思いますし、そのことを市長も感じていただきましたので、ぜひそういったことを副市長を通じてでも職員の皆さんにもぜひ通知していただいて、そういう目をぜひ持っていただきたいというふうに思います。仕方がないじゃなくて、それをどうしたらいいのかということで、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。

いかがでしょうか、その点について、さっき言いました6月が締め切りなんですけど、間に合わせてできますか。それとも、今後しっかり検討していただき、ゆくゆくは毎年提言に募集できるような方向に持っていったらいいのでしょうか。いかがでしょう。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今回お尋ねの大きなテーマである個人情報保護法絡みは、これは大きな

法律ですから、ここで提案型に持っていくのはちょっと難があるかと思います。やはり提案制度というのは地域の要件を加味する要素があるところを国に訴えて権限をいただくというか、規制緩和を持ってくると、こういうことでありますから、いろいろ視野を大きくして、やれるものについては積極的に提案ができるように、また副市長を通じて各職員にはそういう制度の再度の周知徹底と積極的な掘り起こしといいますか、考える力を促すような、そういう取り組みをさせていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） 確かにこの法律を変えるというのは非常に難しい問題がありますけれども、さっき言ったように、言うことによって緩和策がもらえるということの、本当に地方にとっては一つありがたい方法じゃないかなと思いますので、この個人情報保護法に限らず、いろんな点でそういった本当にこれが市にとっていいことなのかどうなのかという判断、あるいはまた、こういった国の何かにチャレンジしようというそういうチャレンジ精神、そういったものをぜひ今後育成をしていただきたいというふうに思います。

前向きに今後考えていくということですので、この件については終わらせていただきます。

2問目に入らせていただきます。

2問目、市民の野菜摂取量拡大についてでございます。

健康ということを考えたときに、その要素として、市長はうきはの場合は6点を上げられました。食、運動、休養、生きがい、そして、きずな、それから、健診というようなこと——を上げていただきました。見附市あるいは長岡市の健康施策を視察に行きましたけれども、それで、やっぱり3つとか4つとか健康のためのキーワードを上げていただきました。どこでも出てくるのは食事と運動、これだけは必ずどこの地域も健康のキーポイントとして上げてきます。

その食事というのは何かというと、野菜をとりなさいじゃなくて、食事のバランスをちゃんと考えた食事をしましょうというのがどこでも言われています。食事のバランスというのは、1日大体野菜は350グラムとりましょう、肉とかは片手に乗るぐらい40から60グラムで抑えましょう、塩分は本当は9%じゃなくて6%が理想であるとか、そういうバランスを考えた食事をすることによって健康を守りましょうと言われていきます。

うきは市は、市長も言われるように野菜の摂取量が少ない。そして、国民健康保険の医療費は県下でも七、八番目に高い。あるいは透析をする患者さんが月に100名を超した。本当にそういったことを考えたときに、周り回れば野菜の摂取量がすぐ病気ではありませんが、その要因があるというふうに考えられるのじゃないかと思います。そのことを考えて、市長もうきは市民の野菜摂取量は少ないというのをよく口にされるんじゃないだろうかと思います。

例えば、糖尿病の予防といいますか、糖尿病にならないためにということの一つで、食事をす

るときに最初に野菜を食べましょう、野菜を食べることによって糖尿病になるリスクを減らしますということも言われています。あるいは高血圧の方、野菜を食べると、野菜が余分な塩分を体外に出して行って高血圧になりにくいですよという、こういう話も常套的に使われています。野菜の摂取というのがある意味健康のキーワードになっているというのは事実です。

そういったことを考えたとき、市長がおっしゃる摂取量が少ないということ、それを十分認識なさっておられますので、では、その野菜の摂取を拡大するためにはどうしようと思われているのか、どう取り組まれるのか、そのことをお尋ねしたいと思います。

それから、保育園、幼稚園、小学校とかは農業体験というのをさせます。例えば、芋を植えて芋の収穫、芋堀りをしたり、あるいは学級園でミニトマトを植えて、トマトがなったときに子供たちが1個ずつ当番でもらって帰るとか、そういう学校や幼稚園やそういうところで農業体験とまで言わないけれども、そういう野菜を育てたりいろんなものを育てる体験をしています。

この前は千年小学校は自分たちが育てたサトウキビを絞って黒砂糖にするという体験もしました。こういう体験をすると、子供たちは本当に目の色が変わってすごく喜ぶます。でも、帰ったらお父さん、お母さんが畑仕事もしない、野菜もつくっていない、結局そこでとまるわけです。

「うきはの食と農と健康まつり」というのが毎年あっております。うきはまつりですが、そのときに、私もミネラル野菜の普及会に入っておりますので、そこでミネラル野菜の食べ比べをします。ほとんどの方が食べたら、ああ、こんなに味が違うんですか、ああ、これはおいしいですねって言われるので、昔からの本当の野菜の成分の入っている健康な野菜を子供さんに食べさせましょうよって、お母さん、ミネラル野菜、これミネラル入れるだけでこれだけ違うんですよと言ってお勧めすると、おばあちゃんに言うておきます、おじいちゃんに言うておきますと言って、自分はずくりませんという声がほとんどです。だから、じゃ、あなたが買うときはミネラル野菜と書いたものを道の駅、耳納の里では買って下さいねと言うと、はい、それは買いますと言われる。関心はあっても、なかなかつくっていないというのが現状のようです。

そこで、2点目に、子供も学校や組織の中でそういう野菜とか、あるいはそういった食物を育てる喜びを味わうならば、それも家で家庭でも育てられるように、ぜひ若い方もその野菜をつくるという保護者の野菜づくりというようなのを進めることはできないでしょうか。

大概定年後になってくると、暇だからというので野菜をつくり始められるんですが、それをもっと若い時期からぜひしていただきたい。そうすると、野菜というのは自分がつくと愛着がわきます。どんなつまみ菜でも捨ててじゃなくて、食べようと思います。このことは、本当に実際吉井のときにも体験学習のお泊まりのあれをしていますけど、そこで私、7年間ぐらい携わったんですが、朝と晩の食事をさせて、魚というと子供たちがええっと言っていたんですね。でも、自分たちで料理させると、先生、魚もうちょっと大きいほうとればよかったと。嫌いだと思って

も、自分が料理とかに携わるとおいしいと思う。野菜も、ええ、このニンジン好かんもんでも、ニンジンのさがきさせてきんぴらと一緒にまぜると、ああ先生、ニンジンおいしいねと言うんですね。自分でかかわると嫌いと言ったものも好きになる。結局、野菜も自分が携わると積極的に食べられるようになる、そういうのをやっぱり幼児教育、子供のときから見につけるべきじゃないかと思しますので、そのための保護者の野菜づくり、そういったものをぜひ市として進められませんか。

以上、1点目の質問といたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま市民の野菜摂取量拡大について、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目が野菜摂取量の拡大にどう取り組んでいくのかとの御質問であります。まずは野菜摂取量を適正にすることが健康につながるということを引き続き啓発していくことが大事であると考えております。

先月行われました「うきはの食と農と健康まつり」において実施したアンケートの結果、1日に野菜を350グラム摂取することが生活習慣病の予防になることを知っていますかとの問いかけに対し、有効回答者460人のうち297人、64%が「知っている」と回答をされました。このイベントに参加し、野菜摂取1日350グラムを啓発するコーナーの試食等を通じて「きょう知った」という方が104名23%、残りの59人13%は、アンケート記入の時点では「知らない」と回答をされました。この有効回答者のうち市内の方は267人で、このうち「知っている」と回答した方が197人の74%、「きょう知った」は51人の19%、「知らない」が19人の7%と、うきは市民の方が市外の人よりも認知度が高いということがわかりましたが、まだまだ知らないという方も多くいらっしゃるということもわかりました。

特定保健指導や乳幼児健診等において行っている栄養指導やいわゆる出前講座、広報紙を活用した啓発については、今後も引き続き実施していきながら、この認識の度合いを少しでも100%に近づけていけるよう頑張っていきたいと考えております。

また、野菜をどのように摂取するのかの取り組みとして、学校給食会とも連携して、うきは市で気軽に入手できる季節の野菜を材料にしたレシピを数多く開発し、栄養指導時やスーパーの野菜売り場、さらには広報紙などで情報提供を行ってまいりたいと考えております。

なお、来年度以降、水稻の作付に関して国の生産調整がなくなります。うきは市としては、独自に生産調整のお願いをしていこうと考えておりますが、水稻からの転作作物の一つとして、露地野菜の作付等の提案ができないかJAにじ等と協議を行っており、野菜の生産をふやし、野菜摂取量の拡大につなげていきたいと考えております。

2点目が、市民へ野菜づくりを広めるための方策についての御質問であります。現在、市が行っております保育園、幼稚園児を対象とした農業体験については、食育として食と農業への理解を深めることを目的に行っている事業であります。自分たちが食べている食材がどのようにしてつくられているのかを幼いころから体験することによって、食事や農業への関心を深めていただくことが重要であります。このことが将来的に地産地消や安心・安全な食材を意識できる大人になってもらう土台になればと考えております。

議員より、保護者で野菜づくりをされている方が少なく、現役からの野菜づくりを広める対策を考えられないかと、こういう御提案をいただいておりますが、議員のおっしゃるとおりに、小さいお子さまを持つ保護者に限らず、最近では、例えば、庭先などの小さな規模で野菜をつくっておられる方は多くはないと思っております。市民の皆様の野菜摂取量をふやそうと考えるときには、一番身近な存在になり得る庭先野菜の栽培などは有効な手段の一つであると認識をしております。せっかくつくるのであれば、よりおいしい野菜づくり、保護者の方々を含め、その子供たちにもたくさんの野菜を食べていただきたいと考えておりますので、現在、野菜をつくっているような方との情報交換の場や栽培指導など、市民の皆様がより野菜づくりへ興味関心を持てるような方法を検討していく必要があると考えております。

なお、うきは市民大学の一般教養学部において野菜教室を開講しており、今年度からは受講生の自主運営にて月1回の講座が実施されているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） 先ほど、うきはまつりでの情報もお示しいただきました。実際にあのときに自分が食べた野菜の量をどのくらいかとはかった例もあります。五十五、六名が参加されたけれども、ほとんど1名も350グラム以上食べた方はおられなかったという現状も出ているようです。やっぱり摂取量が非常に少ないという現状は出ております。そういったことで、やはり野菜の重要性というのをいま一度しっかり広めていく必要があるというのは事実だろうと思えます。

子供たちにその必要性を感じて、そして、子供から親に言ってもらおうと親も動くんですね。そういう面もあって、子供の教育の中でぜひそういう食の教育あるいは野菜の必要性、そういったことを広めていただきたいというふうに思いますが、若い人はなかなか忙しくてできないというのがありますし、それから、畑がないということがすぐ返ってくるんですね。実はこのうきはまつりのときには、プランターでハウレンソウやニンジンや、本当にそういった野菜を立派に育てたものを展示していました。だから、畑がなくてもプランターがあればできるわけです。

そういったことで、一つの提案です。若いお父さん、お母さんにつくってくださいと言ってもなかなかできませんが、市役所の職員さんでPTAにかかわっている方はかなりおられるようで

す。そこで、PTAで広げてもらうためにも、ぜひ市役所の職員の方々が野菜づくりに挑戦していただきたい。ただの挑戦ならばおもしろくないので、本当に昔ながらのおいしい野菜ということで、今、うきは市ではミネラル栽培というのを普及しております。そこで、ぜひよければ市役所の皆さん方が、まずこのミネラルを使った野菜栽培というのを取り組んでいただきたいと提案をしますが、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 具体的な提案をいただきました。もう少し補足をさせていただきますと、今、うきは市内では野菜の生産量が他の地域と比較して極端に低うございます。野菜には大きく3種類ありまして、まず、トマトとかイチゴのフルーツ野菜、それから、根菜と言われるゴボウであったりニンジン、ダイコン、そして、葉物野菜ということですが、一番重要な葉物野菜が極端に少ないという現実があります。そして、それにやはり比例されているのか、道の駅うきはにも、本来なら道の駅というのは新鮮な野菜が並ぶのが大きな売りなんです、うきははフルーツが多いということもあって、極端に野菜の出荷が少ないということでもあります。そして、それに比例するがごとく、議員が御指摘されているように、非常にうきは市民の皆さんは野菜の摂取量が極端に東京都民の方よりも低い。最初信じられませんでした。ああいう畑というか、土地もないコンクリートジャングルの東京都民の皆さん、ちょっと申しわけない表現かもしれませんが、この緑豊かなうきは市民の方のほうが野菜をとっていないというのは、最初すごく信じられなかったんですが、データの歴然と野菜の摂取が少ないということがわかっております。そしてまた、それに比例するがごとく生活習慣病が多くて、医療費、介護給付費が高いというのは御承知のとおりであります。

じゃ、出発点である野菜の生産、そういう野菜の生産に不向きな大地かということ、これはうきははテロワールで本当に野菜の生産に適した大地であるということが判明をされております。したがって、今、農業振興と市民の皆さんの健康づくりという二極の面で今の取り組みをさせていただいているのが、まず農業振興からいきますと、先ほど熊懷議員の御質問もあったんですが、やはり王道は農地の集積・集約化を図って効率性を高めて、国が言うもうかる農業に持っていく世界。この世界で今、基本的に平地部分の農業については米麦が中心になっているのを、少しでも野菜に転換できないかという取り組みが一つ。

それと、もう一つは、小さな農業であります。まさに熊懷議員は10アールというような御指摘がありましたが、私はそういう基盤整備もできないような小さな畑を活用して、庭先野菜の復活といえますか、庭先野菜づくりに取り組んでいきたいなと思っております。平成6年から道の駅うきはの取り組みを始めたんですが、そのときの出発点は、庭先野菜をつくって、それを自家で消費するには余ってしまうもので、それを道の駅に出してお孫さんの小遣いにしようとい

う呼びかけで、当初は相当野菜類が多かったんですが、今、非常にフルーツが中心となって大規模農家の方も出されていて、なかなか庭先野菜というのが少なくなってきております。これを復活させるというか、もっともっと庭先で葉物野菜を健康の増進とあわせて呼びかけいく、そんな取り組みを、先日から議員有志の方あるいはJ Aにじの役員の方、そして私ども農林振興課を初め行政内部とも議論をさせていただきましたし、ぜひ今後、J Aにじとしっかり、川原組合長もまさにそのとおりだと、ぜひ野菜づくりを進めていこうという話もいただいていますので、しっかりJ Aにじと連携して、健康づくりにつながるような農業振興、これもやっていきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） 言われるとおり、葉物が本当に少ないんですね。でも、つくるときには葉物が一番先に実るといふか、収穫ができるようになります。だから、短期間で楽しみが得られる。一番早いのはハツカダイコンとって二十日間でできますけれども、ホウレンソウにしても何にしても、根菜類から比べたら早く収穫できて楽しめる。白菜はちょっと別ですけども、大体葉物、春菊にしてもそういった葉物は収穫期が早くなりますので、楽しみが早くできるというのもあります。

そういったことで、ぜひまずはそういう楽しみが早く味わえるようなものからでも普及をしていただきたい。ミネラルはブランドというので、ミネラル野菜で高収入を得てブランド化しようという、そういうもくろみであろうという誤解をされましたけれども、そうではなくて、ミネラルを入れた野菜を食べることによって健康になる、そういう野菜をつくる、そういう野菜で健康を守るブランドなんだということで、このミネラル野菜は地域外には売らないということをしているんです。だから、うきは市の皆さんが元気になってもらうために、ミネラルを入れた野菜を皆さん市民で食べましょうというのがもともとのミネラル会の目標でございます。そのこともぜひやはりもう一回理解していただいて、できることならば、せっかくこういう取り組みをうきは市としておりますので、特に市長は野菜の摂取量が少なく健康的にも医療費が高いのも一部の野菜の少ないのも一原因ということも御理解いただいているようなので、再度申し上げますが、せっかくのこういう取り組みをしているうきは市ですので、できれば職員皆さん方がミネラルを使った野菜づくりをまず試していただきたい。そして、じゃ、市もこうやってみんな職員挙げて野菜づくりしていますよ、だからJ Aさんぜひ応援してください、商工会応援してくださいというように、やはりどこかが動いていく、そのことによって巻き込んでいかないと、知っていてもなかなかこれが摂取量に結びつかないということになるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。再度お尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 保健課長の原でございます。まず、保健課といたしましては、若い方に今後野菜を多く、御自分の子供さんを含め御自身もたくさん摂取をいただきたいということで、さまざまな機会を通じて啓発を今行っております。

まず、子供さんができたら母子手帳をもらいにおいでになられますけれども、その母子手帳の交付の際、それから、その後の母親学級、それから、生まれた後の離乳食教室、それから、4カ月、6カ月、それから、1歳、1歳半、3歳児健診、そういったいろいろな市の事業の中で野菜摂取量をいかに多くとる必要があるかをお話をして、お父様、お母様方に多く摂取をしていただくようなお話をさせていただいております。

それから、市内のスーパーにも保健課のほうで作成した野菜を材料としたレシピを市内の食品売場のほうに置かせていただいたりして、野菜摂取の拡大に努めているところでございます。

それから、今、議員さんのほうから御提案をいただきました、まずは市の職員からやったらどうかという御提案でございますけれども、確かに市の職員が率先してやるのが大切だと思いますので、これは持ち帰りまして係のほうで検討いたしまして、もしかしたらミネラルの肥料とかを安く御提供できるような方法も考えないといけないかもしれませんので、なるべく実践できるように検討させていただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） ぜひとも取り入れていただきたいと思いますが、先ほど出ました子供の半年健診とか、そういった、あるいはイクメンということが言われていましたけれども、お父さん方のそういう協力に対して、市からのいろんな通達をお子さん名義でもですが、お父さん名義にしませんかと。そして、お父さんにそういう子育てとかそういうことに関心を持っていただけないかということをお前質問したことがございます。それは検討しますということでしたが、まさに今回、こういったことをするのであるならば、お母さんだけでなく、お父さんも巻き込んでいただいて、健康管理ということのための野菜ということを認識していただきたいと思いますが、その点でそういう工夫でお父さん宛てといいますかね、お母さんだけでなく、そういった配慮までしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 私のほうも、まず母子手帳交付、それから、母親学級、そういったものにも、お父様のほうにぜひ御参加をいただきたいということで御案内を差し上げてはおりま

す。実際、お二人で御参加をいただく方もいらっしゃいますけれども、どうしても数的には少のうございますので、ぜひ男性の方が積極的に御参加をいただくようなことを今後も取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（櫛川 正男君） 高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） それこそ私も白壁レディース21で「ハラハラドキドキ子育て講座」というのを長年やってきました。もう今やめましたけれども。その中でも、やはり御案内をすると、御両親、お父さんお母さんと小さいお子さん連れで参加していただく方がやっぱり年々ふえていたのは現状です。そういったことで、お父さん方の関心もかなりやはり家庭的であり、あるいは子育てあるいはいろんな意味でかかわっていただいているようにはなっているというのは思いますが、特に今度の野菜づくりとか、こういったことに関しては、やっぱりお父さん方の力があるべきではないかと思っておりますので、そのことも考慮して、ぜひ今後、そういった活動を続けていただきたいというふうに思います。

まずは市民の安心・安全で、そして健康で長生きできるということ、それから、退職して野菜づくりをするという一つの目的には、つくことで生きがい、喜びを感じるということがあります。うちの近所も退職して何もすることがないと言っていた方が、近所の方から誘われて野菜づくりして本当に楽しみになって、よそのまでさわってやろうかというぐらいになる方が特に男性が多いです。そういった意味でも、やはりこの野菜づくりということで、自分の健康に結びつきますので、市を挙げてこの野菜づくりについてぜひ率先していただきたい、そういう取り組みをしていただきたいということを最後に申し上げ、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） これで、12番、高山敏枝議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩とします。15時35分より再開します。

午後3時19分休憩

午後3時35分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

次に、1番、岩淵和明議員の発言を許可します。1番、岩淵和明議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 大変お疲れのところ、最後になりましたので、頑張ってやりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

私のほうからは、学童保育と国保新制度と健康施策についてということで、2つ設定させていただいてお尋ねしたいと思います。

第1点目の学童保育についてでありますけれども、改めて学童保育の一部のところを来年度か

ら民間委託を行う予定になっております。そういうことも前提にしながら、今の現状の学童保育に関する問題点というか、課題点について少しお話をしたいというふうに思っております。

学童保育の支援員に対する処遇改善及び保護者負担軽減、それから、運営に関するうきは市の考え方について5点ほどお尋ねしたいというふうに思います。

1点目が、国の運営費補助金の引き上げ、この間されておりますけれども、その理由と措置について、どのように捉えているか、うきは市としての考え方をお尋ねしたいというふうに思います。

2点目が、運営責任者に対する予算・決算の適切な指導は実施されているか、また、その基準等についてどんなふうに設定されているのか、改めてお尋ねしたいというふうに思います。

3点目は、その処遇に関する運営主体、事業者の指導や職務等について、権能者と書いてありますけど、責任者、だれが発するものなのかということでもありますけれども、それについて、うきは市としての考え方を改めてお尋ねをしたいというふうに思います。

4点目が、保護者・地域・学校等の運営参加や説明・評価等の公表の現状と、それから、これからについてお尋ねをしたいと思います。

それから、5点目が福岡県の減免制度導入への検討状況について、改めてお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま学童保育について、学童保育の支援に対する処遇改善及び保護者負担軽減、運営に関する考え方についてということで、大きく5点の質問をいただいております。

1点目が、国の運営費補助金の引き上げの理由と措置についてどのように捉えているのかという御質問であります。平成28年6月2日に閣議決定されたニッポン一億総活躍プランを踏まえ、厚生労働省では、放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブの約122万人分の受け皿確保を平成30年度末までに前倒しして実施するため、施設整備費の補助率かさ上げを継続するとともに、運営費補助基準額を増額するほか、放課後児童支援員等の人材確保対策などを推進するとしております。

具体的には、放課後児童クラブの受け入れ児童数の拡大として、約3万9,000人の増を見込んでおり、そのために必要な職員の確保や運営費が増額されているところであります。このことから、今後ますます放課後児童クラブへのニーズが高まると予想され、同時に現在の保護者会運営という保護者の役員の皆様には、日常の仕事とは別に担わなければならない負担をどのように軽減させていくかということを考えていかなければならないと思います。

負担軽減の方策の一つとして、現在、吉井学童保育所、千年学童保育所、御幸学童保育所の3学童保育所の運営について、平成30年度から民間企業への委託に向けて作業を進めています。また、支援員の経験や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用について、新たに放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業という補助金が平成29年度より新設されました。当市としましても、支援員の処遇改善につきましては積極的に取り組むべきと考えており、県内でも先駆けてこの補助金を申請しているところであります。

2点目が、運営責任者に対する予算・決算の適切な指導の実施についての御質問であります。毎年年度末に保護者会役員向けの事業説明会を開催しており、当然その中で予算・決算についての説明も重点的に行っております。指導につきましては、うきは市学童保育所運営マニュアルを作成し、それに沿った運営をお願いしているところであります。また、各学童保育所ごとの前年度からの引き継ぎについても、確実に実施するようにお願いをしていますので、新旧役員間での引き継ぎに加えまして、市としましても、予算・決算の適切な指導に努めているところであります。もちろん説明だけでは理解しがたい部分も多々あるかと思われますので、個別の相談も応じているところであります。

3点目が、処遇改善に係る事業者の指導や職務についての権能者、責任者としての所見という御質問でありました。平成27年度から国を挙げて放課後児童クラブで働く職員の処遇を改善すべく、運営費の基準額が年々増額されております。うきは市としましても、支援員等の処遇改善を目標に、これまで積極的に保護者会に働きかけ協議を重ねてまいりました。しかしながら、主に人件費が増加することに対して保護者が負担する保育料が増加するのではないかといった不安感から、残念ながら、これまでは大きな処遇改善は図られませんでした。平成29年度より新たに創設された放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業を利用することにより、改善の見通しが立ってきたところであります。うきは市としましても、福岡県の中でもいち早くこの補助金を申請したところであります。

また、民間への業務委託に向けて作業を進めています。千年、吉井、御幸の3学童保育所につきましては、保護者会運営時の条件を確保した上で、市の支援員等の処遇改善に取り組んでいる現状を考慮し、さらなる処遇改善を図ることを仕様書で要求しております。他の学童保育所につきましても、今後、処遇改善が実現できますよう継続して働きかけてまいります。

4点目が、保護者・地域・学校の運営参加や説明・評価の公表の現状と今後についての御質問であります。うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条において、放課後児童健全育成事業者は地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し運営内容を適切に説明するよう努めなければならないことや、その運営内容についてみずから評価を行いその結果を公表するよう努めなければならないこと、また、第20条に

おきましては、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならないと定めております。現在、学校関係者、地域コミュニティー関係者等に学童保育所総会への参加を呼びかけております。また、各学童保育所における行事や日常の中では、地域社会との触れ合いなどを取り入れ、気になる児童のことなどは福祉事務所や学校と連携をとりながら保育を行っています。今後も継続して各地域との交流や学校との連携を深めていくよう指導してまいりたいと思います。

5点目が、福岡県の減免制度導入についての御質問であります。今年度中の実施に向け、本議会補正予算案に事業経費を計上させていただいているところであります。具体的には、1月から2月にかけて制度の周知を行った上での申請受け付けを考えております。対象者は生活保護受給世帯及び住民税非課税世帯であります。生活保護受給世帯につきましては、支払った学童保育料の経費認定を受けていない場合に全額減免、住民税非課税世帯では半額減免を予定しております。

なお、減免対象の保育料につきましては、おやつ代を除いた部分となります。また、減免の対象となった平成29年度の保育料につきましては、平成29年4月に遡及して還付する予定であります。

なお、保育料につきましては、各保護者会が独自に徴収していただいている状況であり、個人情報保護法の観点から、平成30年度以降につきましても、保護者には一旦納付していただき、該当者には福祉事務所におきまして納付状況を確認した上で、翌年度の4月に還付する予定であります。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） それでは、処遇改善関係に関することを再質問させていただきます。

この間、27年度の新しい支援制度をスタートしてからことし平成29年度のところを見ますと、27年度が基準額370万6,000円であったものが、ことしは430万6,000円ということで、約15%ほどアップしております。そういう点では、今、市長の説明もありましたように、キャリアアップという、それとはまた別の項目の基準値があつて、それで処遇を改善してきているということの説明だったと思います。ただ、この基準額そのものをこの間引き上げている理由をどう捉えているかということについて私は聞きたかったですね。運営費補助金という全体のことになっちゃって恐縮だったと思いますけれども、基本的にこの辺のところをどういうふうに捉えているところが一番、私がこの間、ことしの3月にも処遇改善について質問させていただいております。そういう点では、そこの基礎的な部分がどうだったのかということをお尋ねしたい。

やっと福岡県の最賃から脱したかなというふうな状況はあるんですけども、現実には、今、補助員の方は最賃です。最賃金額が時給789円です。それから、常勤の方の賃金は900円台を少し超えておる。あるところは、上がって880円です。しかも、4月にさかのぼってじゃないんです。市の職員とか保育所とかは、人事院勧告等に基づいてやられた場合にはさかのぼることになると思うんです。そういう意味では、本来基準額を上げている、あるいは新しい施策をキャリアアップをしているのは4月からの分のはずなんですね、基本的には事業開始、4月1日から施行になっていますから。その辺の指導とかというのはどうなっているか。

処遇改善について、今、2点申し上げました。基準額の問題と、それから、今のレベルがどうお考えなのか。お尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁させていただいていますように、一億総活躍であるとか放課後子ども総合プランのお話をさせていただきました。議員御承知のように、子供・子育て支援というのは地方創生の大きな柱であります。今、政府のほうは、今までどちらかというと社会保障が高齢者福祉に偏っていたのを、全世帯型の社会保障というふうにキャッチフレーズをつけて、子供・子育て世代にもしっかり光を当てるという中で、この支援員さんの処遇改善を含めた運営費の補助基準額の増額がなされてきたと十二分に承知をしております。

しかしながら、現実的には補助対象基本額の国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1ということではありますが、総事業費の中では当然保護者負担の保育料というのがあります。大体御本人、保護者が4分の1、国が4分の1、県が4分の1、市が4分の1ということになります。どうしてもこの保護者負担の4分の1がやはりネックになって、運営主体である保護者役員会のなかなか御理解をいただかないでここまで来ていたと、こういうふうに承知をしているところがあります。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 直接的にはお答えいただけなかったんですけども、そういう実態ですよということが1点目。それから、もう一つ、主任手当等についても、各学童ばらばらです。あるところでは、1年に期末に1万円というところも実態はあります。年払いですね。ほとんどは大体毎月数千円程度ですね。主任手当と。研修に行ったときも、時給で計算される場所もあります。だから、行く時間、帰ってくる時間は含まれない、研修の時間だけ。休憩時間、お弁当を食べているときも研修の手当は出ない。さっき言ったように、補助員はいまだに789円です。

そういう意味でいうと、市長は先ほどマニュアルに基づいて指導をしていますというふうにおっしゃいましたけれども、このマニュアル、平成25年3月改訂版、一億総活躍云々かんぬん

全世帯にわたってというふうに言うけれども、実態は違うじゃないですか。現実のところをやっぱり変えていくというところ、そこを誰が判断するのかという、さっき権能者という話を言いましたけれども、誰がするんですか。そういったところに問題点があつて、そんな中で、今度新たに民間に業務委託をする。こんなばらばらな状態で何を業務委託するんですか。基準がうきは市として何もないんですよ。

さっき、だから、そういう意味では県内で早いスピードを持ってキャリアアップの処遇改善を行いましたとおっしゃるとおりです。そのとおりだと思います。なかなか県内でもキャリアアップを金額に反映させているところというのは、まだ実績としてなかなか上がっていないところが実際あると思います。ただ、現実は何をしないと最低賃金のレベルでしかずっと動いていないということなんです。ことしの3月までは800円台ですよ、実際は。それはそういうところがあるので、改めて、このまま行くと、民間委託をするということは最低基準になるということですよ、要は。何もなければ。

民間委託の募集要項の中に引き上げなさいというふうに書いてあるんですけども、どこをベースに引き上げればいいのかというのが全くわからない、基準を示していないから。ばらばらでしょう。それでどういうことを目指そうとしているのか、うきは市自体がその考え方を持っていないということなんです。

そういうところがありますけれども、特に社会保険とかいうのも含めて、法定の保険が2つありますね、それだけですよね、今、実際行われているのは。現実は何の保障もない。そういうところをどう民間委託に向けて、あるいは民間委託にしなかったところも含めて、どう学童保育をこの条例に基づいて統一的にうきは市が事業者として——事業者ですよ。うきは市が事業者ですよ。運営責任を委託なりあるいは指定管理なりするわけですけども、何を機軸にするのか、そのことを早急に指針をつくってもらえますか。市長どうですか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘の件は、再三の御指摘であります。今、市内に民間事業者を含めて8つの学童保育所があります。平成27年から国のほうで運用指針というか、明確な運用基準がある中で、なぜうきは市内8つの学童保育所の統一的な基準を示せないかという御指摘であろうかと思います。このことについては、この後、福祉事務所長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） まず処遇改善なんですけれども、当然、御存じのとおり市としては各学童運営のほうに処遇改善を図っていただきたいという指導は継続してやってまいってきたわけです。中には、それが実際処遇改善を図れない理由として、先ほど市長答弁申しましたが、やはり保育料の値上げにつながるのではないかという思い、それともう一つ、当然賃金を

上げていただきたいけれども、税金の扶養の関係でとめていただきたいとおっしゃっている支援員さんもかなりいらっしゃいます。そういう関係で、数字がなかなか出てこないという現状がございます。

それで、事業者、市としての指針をつくれるかという御質問ですけれども、これにつきましては、御指摘のとおり今後検討をしてみたいと、そのように思っております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） そこで、さっき保護者の負担がふえるというような話をされています。じゃ、28年度の決算でどのくらい繰越金があるか。全体で28年度で15%ですよ。全体の事業で6,000万円。ちょっと一部入っていないところがありますけれども、相当な額。27年度でいえば16%。もともと学童保育というのが、さっき市長が言われたように、50・50で運営して、そして、その片方の50のうちの負担金が全体として3分の1ずつと、全体のところのやつは、そういう意味では、マニュアルのところに負担の区分等について、考え方について載っています。実際、だけど、この決算書を見ると、委託料というのが全体の収入の6割を占めている。ということは、委託で基本的に事業が行われているということなので、この決算の状況によっては、これはそれぞれのところの決算の中身を全部聞いたわけじゃないですよ。私は一つ一つ聞いていないですからわかりませんが、その項目自体もばらばらなんです。このマニュアルに全く沿っていない書き方が書いてあるんですよ。

そして、入会金は継続して入れれば払わないというのはあるかもしれませんが、保険料が決算されていないところもあったりするんですね。保険料ってどういうふうに負担しているのかよくわからないですけど、保険は必ず入りなさいというのがこの間、国の指導でもありますから、そういう状態です。その中で、最終決算のところ、決算書の中からは、先ほどありましたように28年度でいえば15%、約900万円を超える金額が繰越金になっている。

そういう意味でいうと、保護者の負担が上がるということは余り想定しなくてもいい、運営の仕方によってはということも含めて、前提になりますけどね。それから、処遇改善についても、さっき言いましたように、対応ができるのではないかなというふうに私なんかは思います。

そこに働いている支援員の方の賃金の比率は、支出の中の57%、約6割です。国が示している、これは全国児童福祉主管課長会議、厚労省の会議で国が示しているのは、運営費の中の、これは一つの基準ですよ、36人から45人という基準の中で、748万8,000円のうち544.1万円は運営費における人件費に充てるべきではないかという指摘をしている。これは72%です。

もちろん、食料費だとかそういったので計算すれば、現状でも18%ぐらいで大体おさまるんです。そういうレベルです。だから、72%の残り28%のうち、18%はそういう子供たちを

育むためのいろんな食料費だとか保険代とかそういったのに使えるという、そういう指針があって運営をしなければならない。そのことをうきは市の誰が知っているんですか、誰が指導するんですかということです。もう一回市長、答弁ください。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○福祉事務局長（梶原 康宏君） ただいまの御質問ですけれども、非常に難しいんですが、当然やはり事業主体者として市ですので、やはり私どもが検証いたしまして、市長へ説明申し上げて、市長のほうからということになると、そのように理解しております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） そこで改めて、うきは市の立ち位置について思います。これは、このレベルを何でこういう経過になってきていたかというのは、平成24年度、いわゆるさつき言いました27年からあります子ども・子育て関連3法の関係で、行政の社会的な責任が改めて位置づけられたということだと思えますね。で、この内容は、国から、そして、県、地方公共団体へ省令として交付される。省令ですから、命令になるわけですね。そういう形で流れているのが、今回の学童保育に関する条例の基本的な流れだと思うんです、位置づけも含めてですね。それから、市長、改めてこれ買ったかどうかわからないですけど、これが新しい指針、ことし出されたやつです。こういうやつで出されております。これは厚労省がつくっているやつ。そういう流れになってきているんですね。

要は、毎年毎年国が要綱を基準額を変更したりします。先ほどおっしゃっているように、一億総活躍子育て支援ということで変わってきているんです。でも、それは保護者は一々知らないですよ。だから、行政がきちんとどういうものなのかということを説明しなきゃいかんのですよ。それは、このマニュアルのレベルじゃなくて、もっと細かいレベルになる。どういう予算措置をしなきゃならないとか、そういうことも含めてやらなければ、現実的には動かないんです。

今、保護者会が委託して運営しておりますけれども、実際は公営公設なんです、実態は。先ほども言いましたように。そういうものに近いものだからというふうに理解することだと思います。

そういう意味で、今回、改めて民間委託を行ってやった場合には、そのことが両方にきちんと伝わって、そういう指導をやっているかどうかということが、さつき言った指針を早急に整理しなさいということを行っていることであります。

前回3月に運営指針についてお尋ねしたら保護者会の運営から、すごくレベルが上がって変わった運営指針だというふうに回答があったのを記憶している方いらっしゃいますかね。いらっしゃられないかもしれませんが、そういうふうに事務局のほうからお答えがありました。確かにその通りです。

法に照らしても上げる必要があるわけです。先ほど市長の答弁の中で第5条の話がありましたけれども、それもそういう意味です。第5条だけじゃなくて、うきは市は常に最低基準を超えてそういうふうに通告しなけりゃいけない立場なんです。だから、最低レベルをいつまで続けるのかということをおははずっと言っているんです。そのことをやっぱり法律で規定されているわけですから、それをきちんとやってほしいという願いで、この質問を理解いただければ。そして、今後の運営管理に生かしていただくように基準を改めてつくってほしいと思います。これが1点目。

それともう一つ、学童保育の減免制度についてですけれども、さっき市長の答弁の中でありましたけれども、法的拘束力がない要綱でつくっているということですか。もしその補正予算に載せているのであれば、本来、要綱はこういうふうにつくりましたという事前に了承とは言いませんけど、議会に報告する義務があるんじゃないんですかね。義務があるかどうかって、ちょっと要綱ですからね。ただ、それは大事な点だと思います。制度の改正ですから、そこはきちんと確認したいと思うんですけど。2点、指針の問題と要綱の問題。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） まず2点の御質問、委託に関しての指導ということですね。それと要綱についてです。まず要綱につきましては、皆様にお示しさせていただきたいと思っております。委託に関しての指導ですけれども、やはり初めてのことになります。御指摘を受けまして、内部で精査をして、委託業者につきましてはもちろん、その他の委託をしない5つの学童についても、福祉事務所として適切な指導を行っていきたく、そのように思っております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 議長済みません。時間が大分来ているので、次の質問に移ります。国保の新制度と健康施策についてお尋ねいたします。

制度変更に伴う事業課題と健康なまちづくり推進について、以下の点についてお尋ねします。

納付額の試算が示されておりますけれども、うきは市の1人当たり税額の水準について所見を伺います。

それから、2点目が国保事業、後期高齢者医療制度、介護保険制度の医療費が年々上昇しているということでもあります。抑制策の所見を伺います。

3点目が、第1期データヘルス計画で分析把握した傷病情報、健康情報を健康戦略策定に生かすよう求めたいと思っておりますけれども、そのお考えを伺いたいと思っております。

それから、4点目が、子ども医療費の助成ですけれども、18歳までの通院、入院を対象を広げるとのこと、これは広域化との関係もあるので、その辺も配慮してほしいということなんですけれども、所得格差による病のリスク軽減を図って、当面、早期に中学生の通院を助成の対象

とし、現物給付方式に改めるよう求めたいと思いますけれども、所見を伺います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま国保新制度と健康施策、制度変更に伴う事業課題と健康なまちづくりの推進について、大きく4つの質問をいただきました。

1点目が、新制度におけるうきは市の1人当たりの国保税額の水準についての御質問でありました。

来年4月から都道府県が財政運営の責任主体となる制度変更は、慢性的な赤字を抱える市町村国保を広域化することで、財政基盤を安定させて健全な国保事業の運営を目的にするものでございます。この制度変更に伴い、福岡県が財源である納付金の算定を行いますが、算定する納付金につきましては、低所得者への保険税軽減額を補填する保険基盤安定負担金等の一般会計からの法定内繰入金を算定する前で行うことになっております。

現行制度では、平成27年度決算ベースで納付金を試算しますと、被保険者1人当たりの納付金は県平均が12万7,870円に對しまして、うきは市は13万2,725円で、県平均よりも3.8%高く、上位から10番目となっております。しかし、今回の制度変更による試算では、平成29年度納付金ベースで被保険者1人当たりの納付金は県平均で13万35円に對し、うきは市は12万7,047円で、県よりも2.3%低く、福岡県内上位から28番目となっている状況であります。

これは現時点での試算結果であり、最終的な納付金算定は平成30年1月上旬に行われる予定であります。御指摘の被保険者の実質的な負担となる1人当たりの税額は、平成28年度決算額で9万9,893円でございます。税額につきましては、新制度によるうきは市の納付金伸び率が95.7%となっておりますので、本算定の医療費係数や所得係数、被保険者減少等による影響を考慮しても、同水準か若干低く推移するのではないかと考えております。

次に、2番目に、医療費・介護給付費の抑制策についての御質問をいただきました。

高齢化が進む中、医療費及び介護給付費の抑制は全国の自治体が抱える大きな課題となっております。特にうきは市では、国民健康保険の1人当たりに係る医療費が国・県の平均を大きく上回っている状況があります。しかし、一方では、75歳以上の後期高齢者の1人当たりの医療費を見てみると県平均を下回っているという数字も出ております。

国民健康保険の1人当たりの医療費が高い理由は、うきは市の場合、国民健康保険の加入者に高齢者が多く若年層が少ないという年齢構成によるものであります。直近ことしの9月の数値で申し上げますと、うきは市国保全被保険者8,246人のうち、60歳から74歳までの方が4,366人、53%を占めております。同年齢の人口6,899人に占める割合は63%となっております。これに對しまして、59歳以下の方は3,880人で、同年齢の人口1万

8, 256人に占める割合は21%にすぎません。

医療費の総額、ことしの11月請求分から見ても、60歳から74歳の年代が占める割合は72%となっております。これらのことから、国民健康保険の1人当たりの医療費が国、県の平均よりも高い理由は、現役世代の農業者や自営業者の方たちの割合が極端に少なく、社会保険等から国民健康保険に移行した高齢世代の方たちが多いということが伺えます。

これは、過疎化が進む同規模の市町村でも同様のことが言えるのではないかと考えております。また、先ほど高山議員への答弁でも述べましたように、うきは市民の野菜摂取量が少ないことも起因しているところであります。

うきは市では、特定健診対象者等に対して保健指導や栄養指導を行うとともに、介護予防としてロコモ予防教室や「うき8（はち）体操」などを活用した運動教室、認知症の予防、理解のための教室や脳トレを取り入れた脳健康教室の開催など、さまざまな施策を展開し、市民の健康づくりを推進するとともに、要介護状態へ移行しないよう努めているところでございます。

今後は、これらのことも踏まえ、現在行っている事業の継続及び充実は言うまでもありませんが、さらに国民健康保険加入者以外の特に若年層に対し、正しい生活習慣を身につけていただくための意識啓発が必要であると、このように考えております。

3点目が、第1期データヘルス計画で分析把握した疾病情報の活用についての御質問であります。データヘルス計画とは、国民健康保険法第82条第4項の規定により厚生労働大臣が定める保健事業実施指針に基づき、医療保険者が策定する計画であり、保険者が健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための計画であります。

第1期データヘルス計画を策定するに当たり、国保データベースシステムを活用し、医療レセプトデータの分析を行った結果、うきは市の医療費全体における入院、入院外の件数、費用の割合を比較すると、入院の場合は件数ではわずか3.5%であるのに対し、費用面で見ると医療費全体の47.3%を占めていることがわかりました。また、特定健診結果の分析では、うきは市はメタボリック・シンドローム予備軍の割合が同規模自治体と比較して高いこともわかりました。

生活習慣病の発症には内臓脂肪の蓄積が関与しており、肥満に加え、高血糖、高血圧等が重なった場合には、重症化した虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症の発症リスクが高くなります。これらの疾患は一月100万円以上の高額な医療費がかかったり6カ月以上の長期入院が必要となるなど、保険者として医療費の負担額が大きい、あるいは将来的に医療費の負担が増大することが予測される疾患であります。

以上のような分析結果をもとに、第1期データヘルス計画では、うきは市における最も大きな課題は生活習慣病予防、重症化予防であると位置づけ、市民みずから健康を維持管理する能力

を高め、自分の健康を守る生活習慣を身につけるための支援取り組みを進めているところでございます。

特に、新規透析導入の最大の原因疾患である糖尿病の重症化予防が喫緊の課題であると考え、一人でも糖尿病を減らすことで、人工透析だけではなく、心筋梗塞や脳卒中のリスクも減らすことができ、医療費を抑制する観点からも効果的な対策であると考えております。

具体的には、健診の結果、血糖値が高かった方を対象に、春と秋の2回糖尿病教室を開催し、糖尿病の正しい知識の習得、治療法、血糖値の自己管理法などを学んでいただき、日常生活の中で実践していただくよう取り組みを行っているところでございます。

なお、第1期データヘルス計画は本年度が計画の最終年度となっており、第1期計画の評価結果をもとに次期計画の策定を進めているところでございます。

最後4点目でございますが、子ども医療費助成制度の18歳までの通院、入院の対象拡大と現物給付方式への改善についての御質問であります。現在、うきは市の子ども医療費助成の概要につきましては、ゼロ歳から小学生までは入院及び通院、中学生につきましては入院を対象に医療費助成を行っております。また、子ども医療費助成に対する所得制限につきましても、本年6月議会で条例改正を行い、ことしの10月から撤廃をして助成を行っております。

御指摘の助成対象を18歳まで拡大することにつきましては、福岡県の公費医療支給制度の助成対象が小学生までとなっていることもあり、県内で実施しているのは、みやこ町、飯塚市、古賀市、桂川町の4団体のみで、入院、通院両方とも助成しているのは、みやこ町1団体の状況であります。

しかしながら、子ども医療費助成の拡大は、少子化、子育て支援の重点課題であり、市長会において国及び福岡県へ義務教育修了までの医療費無料化制度を強く求めているところであります。中学生の通院助成拡大につきましては、国、県の動向を見ながら、また、近隣市町村の状況とあわせて検討してまいりたいと考えております。

なお、中学生の現物給付につきましては、通院助成とあわせて検討してまいります。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） それでは、ちょっと最初に戻りまして、先ほど説明のありました1人当たりの納付金額についてですけれども、先ほど説明の中で12万7,046円ということでしたけれども、これについては、先ほど市長の説明の中にありましたように、今の国保の1人当たりの税額が9万9,893円だったかな、たしかそのくらいだったと思います。との差がちょっとあるので、要は繰り入れが入っていないですね。今も入っていない状態だと。28年度ベースあるいは27年度なのかわからないですけど、あるいは29年度予算ベースで繰り入れたとすれば、6年間は少なくとも緩和期間ということになるかというふうに思いますので、

その辺で額がどのくらいになるのか試算されているかどうか、もしよろしければ、その金額をお尋ねしたいというのと、それから、一番最後のところの子ども医療費のところ、中学校の通院のところ、これは実施が昨年秋からだったと思うんですけど、今、還付制度で対象人数がどのくらいあったのかお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民生活課長に答弁をさせます。

○市民生活課長（安元 正徳君） 御質問の被保険者1人当たりの税額ベースではどの程度になるのかと、どの程度試算をしているのかという御質問についての御説明でございます。

先般、全協で配付させていただきました資料に1人当たりの納付金という金額が出ております。この金額が今現在での試算でございます。仮計算でございますけれども、12万7,046円という数字が今、出ております。これは法定内の繰り入れ前で試算することになっておりますので、被保険者1人当たりの法定内の繰入金金が3万3,241円になっております。12万7,046円から3万3,241円を引きますので、この段階では9万3,805円となります。

先ほど御指摘がありました28年度の決算ベースは9万9,893円ですので、約6,000円ほど減額になっている数字になっております。

ところが、先般の補正予算の説明でいたしました前年度の補助金の精算に伴う返還というのがあります。これが29年度ベースで2,653万5,000円の補正予算を計上させていただいております。これが被保険者1人当たりに換算しますと3,225円になりますので、この分の負担がプラスになります。最終的には、今、現段階での仮試算ベースで9万7,029円となっておりますので、28年度ベースと比較いたしますと約2,800円の減額が見込まれるという現状でございます。

しかしながら、この納付金というのは福岡県が運営財源となる納付金を毎年算定するという制度でございます。現在、被保険者が減少する中、医療費が余り下がっておりません。1人当たりの医療費が増加しているため、被保険者の減少率に対して医療費の減少率が同数では下がっておりません。こういう状況において、納付金の算定が今後増額になることも予想されますので、現時点では仮計算において2,800円程度の減額の数字が出ているという状況でございます。

2点目の子ども医療費の件でございます。

専門用語で償還払いという言葉と現物払いというのがございます。病院で精算するのが現物払いでございます。償還払いというのが私どもの市町村の窓口で領収書で精算してお返しするというのが償還払いという手続になります。

子ども医療費の現在中学生の入院につきましては、償還払い、窓口で領収書で精算してお返しするという手続になっております。この分について、平成28年度の決算ベース、約半年間です

けれども、半年間で入院の償還をされた件数は4件でございます。現時点についてはまだ集約しておりませんので、来年度の決算になると思いますけれども、28年度の決算ベースですと、対象者が4件となっております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 残り時間が余らないので、要は、医療費が県内でも非常に高い水準であるということは、先ほど市長の答弁の中であったと思います。

県内の最低のところとの差でいえば、国保は5.3億円、それから、後期高齢者医療制度の中では8億円です。

ちなみに、先日、報告書の中に見附市との差をグラフで示しております。そういう意味では、これがずっと上がってきているということで、これをどう下げるかということについて9月の決算委員会の折に伺いましたけれども、誰も答えなかったのを改めてお尋ねしたいんですけど、これを下げないと、本当にこれに本格的に取り組まないと、後期高齢と国保と介護保険合わせると全体で給付ベースでたしか120億円ぐらいあると、金額としてですよ。国保だけで43億ぐらいあるわけですし、そういうことだろうと思うんです。その組み立てをどの部署がするのかということをお尋ねしたいということでもあります。要は、市民生活課でもなさそうだし、保健課なのか、保健指導の部隊がするのか、その辺の考え方はありますかどうかを、ちょっと尋ねます。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先日から答弁でも申し上げていますように、高齢化が進む中で、やっぱり全てのうきは市民が健康でいきいきと幸せを感じられるような、そういうまちづくりが重要であります。そのためには、皆さんが健康で生涯現役、いつまでも労働参画あるいは社会参画をして生涯現役社会をどう構築するかということで、健康については、いつも申し上げているように6つのポイントがある。例えば、自分の体の状態を知っていただくということで健診率を高めましょうと、ここは保健課のほうで対応させていただいております。

そして、次に、食、運動、休養、生きがい、きずな。食については食育、保健課を中心に組織横断的に食育に取り組んでおりますし、運動については「うき8（はち）体操」、保健課、あるいは教育委員会についても、競技スポーツだけじゃなくて、市民の健康づくりのためのスポーツ振興、そういうことで、生涯学習課のほうも取り組みをしております。

休養については、森林セラピー、うきはブランド推進課。そして、きずなと生きがいづくりは特に市民協働推進課を中心とした各自治協議会との連携でやっていくということで、健康づくりはあらゆる組織につながっておりますので、ここは私、あるいは今村副市長と組織横断的にしつ

かりかじ取りをしながら、市民お一人お一人が本当に元気で生き生きと暮らせるような、そういうまちづくりを進めていきたいと、こう思っています。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 改めて、そういう意味では横断的な政策の構造をつくるように、次のまた機会に質問をしたいというふうに思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） これで、1番、岩淵和明議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 以上で本日の議事日程は終了いたします。

連絡します。あす12月13日は議案質疑を行いますので、よろしく願いいたします。本日はこれで散会します。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後4時35分散会
